令和元年6月定例会

飯島町議会会議録

令和元年6月 6日 開会 令和元年6月18日 閉会

飯島町議会

令和元年6月飯島町議会定例会議事日程(第1号)

令和元年6月6日 午前9時10分 開会・開議

- 1 開会 (開議) 宣告
- 1 議事日程の報告
- 1 町長議会招集あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 1号議案 教育委員会委員の任命について

日程第 5 第 2号議案 飯島町税条例等の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて

日程第 6 第 3号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求め ることについて

日程第 7 第 4号議案 飯島町介護保険条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めること について

日程第 8 第 5 号議案 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

- 提案説明、補足説明
- ・提案説明に対する総括質疑
- 委員会付託

日程第 9 第 6号議案 平成30年度飯島町一般会計補正予算(第6号専決)

日程第10 第 7号議案 平成30年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第5号専決)

日程第11 第 8号議案 平成30年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号専決)

日程第12 第 9号議案 平成30年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第5号専決)

日程第13 第10号議案 平成30年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号専決)

日程第14 第11号議案 平成30年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第5号専決)

※第6号議案から第11号議案まで一括議題

- 提案説明、補足説明
- ・提案説明に対する質疑
- 討論、採決

日程第15 第12号議案 令和元年度飯島町一般会計補正予算(第3号)

日程第16 第13号議案 令和元年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第17 第14号議案 令和元年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第1号)

※第12号議案から第14号議案まで一括議題

• 提案説明、補足説明

- ・提案説明に対する総括質疑
- 予算特別委員会付託

○出席議員(12名)

1番	滝本登喜子	2番	三浦夷	手美子
3番	久保島 巌	4番	中村	明美
5番	橋場みどり	6番	好村	拓洋
7番	折山 誠	8番	坂本	紀子
9番	浜田 稔	10番	本多	昇
11番	竹沢 秀幸	12番	堀内	克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 唐澤 隆 総 務 課 長 唐澤 彰 虚
飯島町教育委員会 教育長 澤 井 淳	教 育 次 長 林 潤

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長小林 美恵議会事務局書記吉澤 知子

本会議開会

開 会 令和元年6月6日 午前9時10分

議長おはようございます。

町当局並びに議員各位におかれましては大変御苦労さまです。

これから令和元年6月飯島町議会定例会を開会いたします。

議員各位におかれましては、会期中の本会議及び委員会審査を通じて慎重かつ精力的な御審議をいただくとともに、円滑な議事運営に御協力をいただきますようお願いをいたします。なお、本定例会は、節電、省エネ対策等の一環としまして軽装としましたので、御理解、御協力をお願いいたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりです。

開会に当たり町長からごあいさつをいただきます。

町 長

おはようございます。令和元年6月議会定例会の招集に当たりましてごあいさつを申 し上げます。令和元年5月13日付、飯島町告示第48号をもって令和元年6月飯島町議 会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、時節柄、御多忙中にもかかわらず 全員の皆様の御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

6月となり、野山の緑も一層濃くなる季節へと移り変わってまいりました。多くの水田が水をたたえ植えつけられ、緑を増した稲が初夏の風に揺れ、本当に飯島らしいすばらしい田園風景が広がってきております。気象庁の向こう3カ月の天気の見通しでは、気温はほぼ平年並み、降水量についても平年並みが多いとされております。間もなく梅雨入りとなりそうですが、これから一月余りの間、水害や土砂災害に備え、緊張感を持って臨んでまいりたいと思っておるところでございます。

新しい元号令和が始まって一月余りがたちました。令和という新時代を迎え、躍動感あふれる季節となったにもかかわらず、最近は未来のある子どもたちを巻き込んだ痛ましい事故や大きな怒りを覚える事件が多発し、そのニュースが駆けめぐっております。一方、世界情勢は、米中経済戦争が次第に激しくなり、景気も先行きが混沌としてまいりました。欧州ではEU加盟国のEU懐疑派が勢力を増し、人、物、金の国境を取り払うことを目指したグローバリズム先進地に暗雲が立ち始めました。また、イランを取り巻く政治情勢も波乱含みで、世界は大きな地殻変動の時を告げている様相でございます。

さて、本議会定例会に御提案申し上げます案件は、教育委員にかかわる人事案件1件、 専決処分の条例案件3件、平成30年度の一般会計及び特別会計予算の専決処分案件6件、 条例案件1件、令和元年度の一般会計予算及び特別会計予算の補正案件3件、以上、計 14案件でございます。いずれも重要な案件でございますので、何とぞ、慎重な御審議を いただき、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げまして、議会招集のあいさつ といたします。ありがとうございました。 議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 122 条の規定により 3 番 久保島巌議員、 4 番 中村明美議員を指名します。

議長

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期につきましては、過日開催されました議会運営委員会において協議をいただいており、議会運営委員長より会期は本日から6月18日までの13日間とすることが適当との協議結果の報告がありました。

お諮りします。

本定例会の会期は議会運営委員長からの報告のとおりとしたいと思いますが、これに 御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月18日までの13日間とすることに決定しました。

会期の日程については事務局長から申し上げます。

事務局長

(会期日程説明)

議長

日程第3 諸般の報告を行います。

議長から申し上げます。請願、陳情等の受理について報告いたします。受理した請願、陳情等は、お手元の請願・陳情等文書表のとおりであり、会議規則第89条及び第92条の規定により所管の常任委員会に審査を付託します。

次に、例月出納検査の結果について報告いたします。 3月~5月における例月出納検 査の結果、特に指摘事項はありません。

次に、本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。

次に、町当局からの報告を求めます。

町 長

それでは、私からは5件について御報告を申し上げます。

初めに、平成 30 年度一般会計の繰越明許費繰越計算書について地方自治法施行令第 146 条第 2 項に基づき御報告を申し上げます。平成 30 年度事業の繰越明許費にかかわる 歳出予算の経費を別紙繰越計算書のとおり令和元年度に繰り越しました。繰り越しいたしました事業は、プレミアムつき商品券事業、地籍調査事業認証請求業務、中央道跨道 橋長寿命化修繕工事、飯島小学校冷房設置工事・監理業務、七久保小学校冷房設置工事・監理業務、飯島中学校冷房設置工事・監理業務、林業施設災害復旧工事の7事業であります。細部につきましては、お手元の繰越計算書をごらんください。

次に、飯島町土地開発公社の平成30年度決算について御報告申し上げます。平成30年度飯島町土地開発公社決算につきましては、去る5月29日開催の公社理事会において審議をお願いし、御議決いただきましたので、その概要を地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき御報告申し上げます。平成30年度の土地開発公社の事業としましては、

工業団地関連事業及び保有土地売却事業に取り組んでまいりました。保有土地売却関係では、新たにクリの加工販売施設について土地売買契約を締結しました。陣馬工業団地につきましては、優良企業の誘致に向けて企業誘致活動を行い、数社と交渉を進めてきたところでございます。今後も引き続き保有土地の早期売却に向けて取り組んでまいります。主な収益の内容ですが、土地造成事業収益で670万円、附帯等事業収益がおよそ110万円で、事業収益はおよそ780万円となりました。これに事業外収益等を加えた収益合計はおよそ990万円となりました。これに対する費用につきましては、取得原価およそ510万円に一般管理費及び事業外費用等を加えた費用合計はおよそ790万円となり、差し引きおよそ200万円の収益となっております。これに前期繰越準備金と準備金合計はおよそ1,790万円となりました。今後は町の財政も厳しい状況でありますので、保有土地の売却状況を見ながら慎重に検討し対応してまいりたいと考えております。以上、公社の決算概要について申し上げました。決算の詳細は、お手元の決算報告書のとおりですので、後刻お目通しをお願いいたします。

次に、一般財団法人まちづくりセンターいいじまの平成30年度事業報告並びに決算に ついて御報告を申し上げます。一般財団法人まちづくりセンターいいじまも第7期の事 業を進めてまいりました。事業報告、決算につきましては、去る5月29日の評議員会に おいて承認されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により御報告を申し 上げます。平成30年度のまちづくりセンターいいじまの事業は、指定管理業務4業務、 道の駅本郷管理1業務において契約に基づき業務を実施しました。また、当法人のあり 方について検討を行い、理事会、評議員会を経て平成31年3月31日限りで事業活動を 休止することとなりました。千人塚公園は、観光地域づくり拠点施設の整備により利便 性が向上したことから、キャンプ客が大幅に増加しました。与田切公園のオートキャン プは、歩道橋設置工事の影響から大型連休のみの受け入れとしたため利用数が減少して いますが、同公園のフリーサイトに流れたことから、利用料収入は微減にとどまりまし た。一方、かまど、プールは、猛暑等の理由により利用者数、使用収入ともに減少して います。信州の名水・秘水 15 選の越百の水が多くの方に認知され、地元はもとより県外 からも利用者が多くなっています。文化館の利用状況は、利用者数、利用件数、使用収 入、それぞれ減少しました。また、自主事業として千人塚マレットゴルフ、千人塚キャ ンプ事業を実施しました。マレットゴルフの年間登録者は残念ながら前年に比べ11人減 少し67人となっていますが、コース利用者数は増加しております。自主事業のマレット ゴルフ世界大会は第34回大会を実施し、前大会から23名増の163名が参加されました。 外国籍の方は14カ国から15名参加いただきました。主な収益は指定管理収入、施設利 用料収入、委託料収入、補助金、マレットゴルフ事業収入、キャンプ事業収入、販売事 業収入でおよそ 5,070 万円、事業費は一般管理費を含みおよそ 4,970 万円で、当期収益 額はおよそ 100 万円の黒字となりました。今年度は事業活動を休止しますので、残用財 産の移管及び法人格の活用を検討してまいります。内容につきましては、お手元の決算 書を後刻ごらんいただきたいと思います。

次に、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳の第28期決算について御報告申し上げます。

株式会社エコーシティー・駒ヶ岳の第28期の決算につきまして去る5月23日開催の定 時株主総会において承認されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づ き、その経営状況について御報告申し上げます。ケーブルテレビ業界では、昨年12月に 開始されたBSの4K・8K放送に対応した放送サービスが始まり来年の東京オリン ピックに向けて視聴環境の普及が進んだ一方、大手通信事業者のセット割との競争やN HKによるインターネット上の同時配信が予定されていること、そしてモバイルでの5 Gサービスの開始等、大きな事業環境の変化を迎えようとしておるところでございます。 このような状況の中、エコーシティー・駒ヶ岳では、昨年度の中川村エリアでの伝送路 設備高度化事業の竣工により伊南地域全域の伝送路の光ファイバー化が完了いたしまし たことから、一斉に4K・8K放送やCSハイビジョンチャンネルが利用できることと なり、視聴者サービスの向上に努めてまいりました。加入状況につきましては、各種キャ ンペーンの実施や光サービスのPRに努めた結果、主にインターネットとケーブルプラ ス電話の加入が大幅な増加となりました。経営的には、当初1,400万円ほどの利益を見 込んでおりましたが、インターネットやケーブルプラス電話の加入の増加により、決算 においては 3,819 万円余りの当期純利益を確保することができました。今後のケーブル テレビ事業は、大手通信業者の県内進出を初め引き続き厳しい競争環境が予想されます が、みなこいチャンネルの充実を図り伊南4市町村の関係機関と連携しながらきめ細や かな地域情報の提供と安心・安全な地域づくりへの貢献に努めるとともに、業界連携で の新サービスの検討を行ってまいります。なお、決算の詳細につきましてはお手元の資 料のとおりでありますので、後刻お目通しをいただきたいと思います。

次に、飯島駅前のイルミネーション会場における事故の損害賠償にかかわる専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第1項の規定に基づき議会において指定されている事項につきまして専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告いたします。対象となります事故は、ことし1月17日の午後2時ごろ、飯島駅前広場の北側の歩道を歩行中の70代の女性が駅前広場のイルミネーションイベントのために路面に設置してあった電気コードの存在に気づかないままつまずき転倒し、路面に左顔面を強打したことにより骨折したというものでございます。イルミネーションを点灯するための電気コードを設置した際にゴム製の保護材の施工の不備により発生した事故と認められましたことから、医療費及び医療関係へのタクシー代の全額16万8,890円を相手方に支払う損害賠償の額として本年4月22日に示談を取り交わしたものでございます。事故後のイベント会場の対応でございますが、全ての電気コード類の敷設状況の再確認を指示し、必要な安全対策をとったところでございます。なお、損害賠償額の全額につきまして、町が加入しております総合賠償保障保険から相手方に支払われておりますことを御報告申し上げます。以上5件につきまして御報告申し上げました。

議長

ただいま報告のありました件につきましては、最終日の全員協議会において質疑を受けることといたします。以上で諸般の報告を終わります。

議 長 日程第4 第1号議案 教育委員会委員の任命について

を議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

事務局長

(議案朗読)

議長

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

第1号議案 教育委員会委員の任命について提案理由の説明を申し上げます。現在委員としてお務めいただいております上山隆三さんがこの6月10日をもって任期満了となります。任期満了後の委員として、山積する多くの教育課題に対処いただくため、また人格、識見とも最適任と考え、上山隆三さんを引き続き委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意をお願いするものであります。経歴につきましては、お手元の資料をごらんください。なお、任期につきましては令和元年6月11日から4年間であります。よろしく御審議の上、議員の皆様全員の御同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

議長

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

この議案は、討論を省略し、これより第1号議案 教育委員会委員の任命についてを 採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は御起立を願います。

[賛成者起立]

議 長

ありがとうございました。起立全員です。したがって、第1号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

議長

日程第5 第2号議案 飯島町税条例等の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて

を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

第2号議案 飯島町税条例等の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。本条例は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が本年3月29日に公布され、4月1日から一部施行されることとなり、地方自治法第179条第1項の規定により3月29日付で一部改正にかかわる専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により本議会において報告し、承認を求めるものでございます。条例の主な改正点は、1、ふるさと納税の制度の健全な発展に向けて見直しをするもの、2、消費税率引き上げに伴う重要変動の平準化対策として、軽自動車については軽課の大幅見直しを行うものでございます。「軽課」は「軽い」、課税を軽くする「軽課」でございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

住民税務課長

(補足説明)

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番

中村議員

36条の2、ページでいくと5ページなんですけれども、町民税の申告のところの単身 児童扶養者とか、扶養のことが書かれているんですけれども、これは町住民には、多分 該当者には周知されているんだと思いますが、この辺は住民は承知されているというふ うに思ってよろしいのでしょうか。

住民税務課長

適用年月日が平成32年1月1日からとなりますので、平成32年分からの所得になりますので、今後周知してまいります。

議長

ほかにありませんか。

8番

坂本議員

これに伴い何人ぐらい対象者がいて、どのぐらいの影響が出るんでしょうか。それはこれからの話ということですか。

住民税務課長

日々状況が変わりますので、現在のところは把握してございません。

議長

(なしの声)

ほかにございませんか。

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第2号議案 飯島町税条例等の一部改正に係る専決処分の承認を求めること についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。したがって、第2号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

議長

日程第6 第3号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認 を求めることについて

を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

第3号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。本条例は、第2号議案と同様、地方税法等の一部を改正する法律等が本年3月29日に公布され、4月1日から施行されることにより、地方自治法第179条第1項の規定により3月29日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により本議会において報告し、承認を求めるものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

住民税務課長

(補足説明)

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第3号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、第3号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 日程第7 第4号議案 飯島町介護保険条例の一部改正に係る専決処分の承認を求め ることについて

を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 第4号議案 飯島町介護保険条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。今回の改正につきましては、本年10月から実施される消費税増税に伴う低所得者層の介護保険料の減額賦課について介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が公布され、本年4月1日から施行されることに伴い、当町でも平成31年度賦課分の介護保険料から低所得者層の減額賦課を行う必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により3月29日付で介護保険条例の一部改正に係る専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により本議会において報告し、承認を求めるものでございます。細部につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしく御審議の上、承認賜りますようお願いいたします。

健康福祉課長

(補足説明)

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。――ありませんか。

9番

浜田議員

消費税増税に伴う措置という説明でありますけれども、もしも消費増税がなかった場合の措置というのはどういうふうになるんでしょうか。つまり、条例の中にはそのことが明記されていないと思うんですけれども、先行的に4月から施行された分については逆に還付しなければいけないのかということもいうこともありますし、それから、施行されなかった場合にその後の措置はどうなるのか、この2点についてお尋ねいたします。大変申しわけありませんが、そこのところは、まだどのようにするかは決められない

健康福祉課長

大変申しわけありませんが、そこのところは、まだどのようにするかは決められない ところでございます。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声)

議長「質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第4号議案 飯島町介護保険条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、第4号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 日程第8 第5号議案 災害 B を 予しまする 条例の一部を改正する 条例 を 議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 第5号議案 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての提案 理由を説明申し上げます。今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革 の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法 律の一部改正が行われたことにより所要の改正を行うものです。主な改正内容につきま しては、条文中の災害援助資金の利率3%を、保証人を立てる場合は無利子、保証人を 立てない場合は1.5%に改めるものでございます。細部につきましては担当課長より説 明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

健康福祉課長

(補足説明)

議長

これから質疑を行います。

なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いします。 それでは、質疑ありませんか。——ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております第5号議案については、社会文 教委員会へ審査を付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第5号議案については社会文教委員会に審査を付託いたします。

議 長 日程第 9 第 6号議案 平成30年度飯島町一般会計補正予算(第6号専決) 日程第10 第 7号議案 平成30年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第5号専決)

> 日程第11 第 8号議案 平成30年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第4号専決)

日程第12 第 9号議案 平成30年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第5号 事決)

日程第13 第10号議案 平成30年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算 (第5号専決)

日程第14 第11号議案 平成30年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予 算(第5号専決)

以上6議案を一括議題とします。

本6議案について提案理由の説明を求めます。

町 長

第6号議案 平成30年度飯島町一般会計補正予算(第6号専決)から第11号議案 平成30年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第5号専決)までの6議案について、一括して提案理由の説明を申し上げます。今回の補正は、3月6日の飯島町議会3月議会定例会後において補正の必要が生じたものについて予算を編成し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき3月29日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき今回の議会において報告し、承認を求めるものであります。

まず初めに、平成30年度事業につきましては、厳しい財政環境のもとではありましたが、おおむね計画どおりの行財政運営ができました。これも町議会の皆様を初め町民の皆様の深い御理解と御協力の賜物と心より感謝申し上げる次第であります。

それでは、第6号議案の平成30年度一般会計の補正予算(第6号専決)について申し上げます。今回の補正予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,742万1,000円を増額し、歳入歳出それぞれ50億6,918万7,000円とするものであります。主な内容でありますが、まず歳入について、町税は収納状況等を踏まえおよそ770万円の増額補正を、また各種交付金や国県支出金は交付確定に基づき補正いたしましたが、特に特別地方交付税はおよそ6,300万円の増額補正となりました。また、町債につきましては、事業の確定等によりおよそ2,270万円の減額といたしました。一方、歳出の主な内容ですが、財政調整基金及び公共施設等整備基金を4,000万円増額し、社会資本整備総合交付金事業を全体でおよそ1,420万円、県営農村地域防災減災事業負担金をおよそ1,210万円、それぞれ減額といたしました。また、繰出金につきましては、それぞれの特別会計の事業確定等により3会計合わせておよそ1,360万円減額といたしました。そのほか、平成30年度の決算処理に当たって必要な補正を行ったところであります。

次に、第7号議案の平成30年度国民健康保険特別会計の補正予算(第5号専決)について申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,724万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ9億6,014万6,000円とするものであります。内容につきましては、平成30年度における保険給付費の確定、それに基づく県からの交付金、また国民健康保険税賦課の変更、総務費及び保健事業費の執行状況に基づき、それぞれ増額及び減額の補正をするものです。歳入では、国民健康保険税、県支出金、諸収入を減額するものです。歳出では、総務費、保険給付費、保健事業費を減額し、予備費を増額するものです。

次に、第8号議案の平成30年度後期高齢者医療特別会計の補正予算(第4号専決)について申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ877万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億3,692万9,000円とするものであります。内容につきましては、平成30年度における徴収保険料、後期高齢者医療広域連合納付金の確定などにより必要な補正をするものです。歳入では、徴収保険料、諸収入を減額するものです。歳出では、総務費、後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものです。

次に、第9号議案の平成30年度介護保険特別会計の補正予算(第5号専決)について申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,148万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ10億9,487万6,000円とするものであります。内容につきましては、歳入において介護保険料を実績により増額し、事業確定に伴う国県支出金、社会保険医療報酬支払基金からの負担金及び補助金を減額するとともに、一般会計繰入金と基金繰入金を減額するものです。また、歳出につきましては、総務費、保険給付費、地域支援事業費を事業確定に伴い減額し、予備費を増額するものです。

次に、第10号議案の平成30年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号専決)について申し上げます。予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ812万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ4億3,307万1,000円とするものであります。主な内容につきましては、事業の確定の伴い、歳入につきましては新規加入に伴い分担金及び負担金と使用料の増額と一般会計からの繰入金及び町債を減額し、歳出につきましては予備費を減額するものです。

次に、第11号議案の平成30年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第5号専決)について申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ630万円減額し、歳入歳出それぞれ2億3,496万2,000円とするものであります。主な内容につきましては、事業の確定に伴い、歳入につきましては町債、使用料及び手数料の増額と一般会計からの繰入金を減額し、歳出につきましては予備費を減額するものです。

その他細部につきましては、第6号議案については担当課長からそれぞれ説明申し上げ、第7号議案から第11号議案については御質問により説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

企画政策課長 (補足説明)

総務課長 | (補足説明)

企画政策課長 (補足説明)

住民稅務課長 (補足説明)

健康福祉課長 (補足説明)

産業振興課長 (補足説明)

建設水道課長 | (補足説明)

地域創造課長 (補足説明)

教育次長

(補足説明)

議長

ここで休憩といたします。再開時刻を11時5分とします。休憩。

休 憩

午前10時53分

再 開

午前11時05分

議長

会議を再開します。

平成30年度専決予算6議案について一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

3番 久保島議員

いろいろと聞きたいことがあったんですけれども、2点に絞ってお聞きいたします。

1点は、27ページ、合併浄化槽処理の設置補助へなんですが、331万4,000円という 結構大きな数が減らされているなあと、減っているのか、それとも事業がなかったのか、 それとも対象の浄化槽が適正管理がされていなくて交付されなかったのか、それとも交 付金のほうで13ページの合併処理浄化槽整備事業54万2,000円、これは減らされてい るんですが、この影響もあったのか、その辺のところをお聞かせいただきたい。

もう一点、30 ページ、商工費の観光の 4141 なんですが、観光戦略会議、これはこと しの目玉――ことしっていうか、30 年度の目玉だったはずなんですね、この事業は。な ぜ 53 万 4,000 円、委員の報償及び講師謝礼がされていないというのは、この辺のところ がちょっと疑問だなあということで、その 2 点についてお伺いいたします。

建設水道課長

それでは、合併処理浄化槽の件でございます。実績として9基の導入実績がございまして、あくまでも実績に基づくものでございます。実績に基づいて国の補助、県の補助をいただいております。以上です。

地域創造課長

お尋ねの観光戦略会議の関係でございます。こちらにつきましては、戦略会議、本来 4回予定のところを3回ということ、それで、もう一つ、講演会を研修の意味も込めま して1回やったということでございますが、その講師の謝礼が見込みよりは安くできた ということで減額となったものでございます。

議長

ほかにありませんか。

4番

中村議員

ページ 28 ページ、項目が 3300 の農業振興総合対策事業の中で 309 万 8,000 円の減額 になっております。その中を見ますと、担い手確保経営強化支援事業で 180 万円の減額 になっております。これは、当初の目標に対して推進が進まなかったのか、この辺の詳細、理由をお聞きします。

産業振興課長

この事業でございますが、農家の方が、一つは、米の光の選別機を県の補助金ってい うか、補助金を使いたいということで申請をしましたが、最終的にちょっと不採択とい うことで認められなかったと、非常に残念なんですが、予算額を減額せざるを得ないと いうことでございます。

議長

ほかにありませんか。

5番

橋場議員

27 ページの 2871 の 15 の 1 なんですが、へい獣処理の土入れかえを終わったということで減額になっているんですけれども、ということは、今後、死んだ動物とかの受け入れをしてくれるということなんでしょうか。今そういう動物の受け入れを役場のほうでしてくれないというようなことで、困っているようなお話もございますので、そこはどうでしょうか。

住民税務課長

へい獣処理場の土入れかえの関係でありますけども、ちょっと以前は、ちょっと何年前かは忘れてしまったんですけれども、昨年度、数年ぶりに土の入れかえを行っております。また、圃場等で死亡した動物につきましては、現在も引き取りを行いまして、へい獣処理場のほうに埋設しております。

議長

そのほかにありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案ごとに討論、採決を行います。

最初に、第6号議案 平成30年度飯島町一般会計補正予算(第6号専決)に対する 討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第6号議案 平成30年度飯島町一般会計補正予算(第6号専決)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。したがって、第6号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第7号議案 平成30年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第5号専決) に対する討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

では、第7号議案 平成30年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第5号専決)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。したがって、第7号議案は原案のとおり承認されました。

次に、第8号議案 平成30年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号専 決)に対する討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、第8号議案 平成30年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4

号専決)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、第8号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第9号議案 平成30年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第5号専決)に 対する討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第9号議案 平成30年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第5号専決) を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、第9号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第10号議案 平成30年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号 専決)に対する討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第10号議案 平成30年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号専決)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、第10号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第11号議案 平成30年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第5号専決)に対する討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、第11号議案 平成30年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第5号専決)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、第11号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 日程第15 第12号議案 令和元年度飯島町一般会計補正予算(第3号) 日程第16 第13号議案 令和元年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第1 日程第17 第14号議案 令和元年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第1号) 以上3議案を一括議題とします。

本3議案について提案理由の説明を求めます。

町 長

第12号議案、令和元年度飯島町一般会計の補正予算(第3号)から第14号議案、令和元年度介護保険特別会計補正予算(第1号)までの3議案について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず初めに、第12号議案の令和元年度飯島町一般会計の補正予算(第3号)について申し上げます。今回の補正予算の規模につきましては、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ1億4,726万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ48億9,218万6,000円とするものであります。主な歳入の内容としましては、広域農道、町道広域1・2号線の道路補修に関する公共施設等適正管理推進事業債4,050万円、プレミアムつき商品券事業の販売収入及び補助金が合計約4,020万円、楽器製造企業への町有地売り払い収入2,840万円、財政調整基金及び公共施設等整備基金への繰入金合計2,000万円をそれぞれ増額する一方、国庫補助金申請不採択による学校教育施設等整備事業債430万円及び学校施設環境改善交付金が合計約290万円の減額補正を計上いたしました。主な歳出の内容としましては、町道広域1・2号線の道路補修工事4,050万円、プレミアムつき商品券事業の販売分委託料及び取り扱い事務委託料等が約4,020万円、楽器製造企業の工場用地造成工事及び土地購入費等が約3,830万円のほか、宝くじ助成事業が合計440万円、長野県地域発元気づくり支援金が合計約420万円、交付決定に伴う予算等をそれぞれ増額する一方、嘱託職員2名の退職に伴う報酬等合計490万円の減額補正を計上いたしました。

次に、第13号議案の令和元年度国民健康保険特別会計の補正予算(第1号)について申し上げます。予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額9億3,729万円は変わらず、歳出内容の補正をするものであります。歳入については変更ありません。歳出につきましては、保健事業の人件費の変更により歳出の保健事業費を204万1,000円減額し、予備費で調整するものであります。

次に、令和元年度介護保険特別会計の補正予算(第1号)について申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出それぞれ1,000円追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,464万円とするものであります。歳入につきましては、介護保険条例の一部改正に伴い、低所得者層の保険料賦課軽減に伴い保険料の減額及び減額分の保険料を一般会計からの繰入金で補塡するものです。分担金、負担金につきましては、地域支援事業の利用者負担分でございます。歳出につきましては、地域支援事業にかかわる利用者負担分の財源組み替えによる予算費の調整でございます。

その他、新年度間もない時期ではありますが、緊急性のある当面の事業執行に必要な 補正を計上いたしました。

その他細部につきましては、第12号議案については担当課長からそれぞれ説明申し上げ、第13号議案及び第14号議案については御質問により説明申し上げますので、よろ

しく御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

企画政策課長 (補足説明)

総務課長 (補足説明)

企画政策課長 (補足説明)

健康福祉課長 (補足説明)

産業振興課長 (補足説明)

建設水道課長 (補足説明)

地域創造課長 (補足説明)

教育次長 (補足説明)

議 長 これから本3議案について一括して質疑を行います。なお、議事運営上、ここでは総 括的な事項について質疑されるようお願いをいたします。質疑ありませんか。

1番

滝本議員 19ページの観光費 4141、先ほどのお話では中央アルプス大橋活用事業ということで元気づくり支援金を使ってイベントなどを行うということでしたが、これは駒ヶ根市とも関係というか、近くの市ということで、関連などで連携などとるというお考えはあるのでしょうか。

地域創造課長 今の駒ヶ根市と連携してのイベント実施とのお尋ねでございます。これにつきましては、まだイベントの実施につきまして詳細を固めているわけではございません。必要に応じて、地域創造課以外のほかの課が実施する事業ですとか、今、議員御指摘の駒ヶ根市との連携によるイベントの実施といったものも視野に入れながら検討してまいりたいというふうに思っております。

議長はかにございませんか。

4番

中村議員 14ページの総務費のところで伺います。1193循環バス運行事業の中で駒ヶ根に3カ所の停留所、駒ヶ根市の要望があってということで、その停留所の印刷代に21万2,000円ということだったと思います。これは、駒ヶ根市が要望ということになりますと、駒ヶ根市の負担も今後出てくるというふうに思ってよろしいのでしょうか。

総務課長 そうですね。細かい細部につきましては駒ヶ根市と協議してまいりますが、こういった時刻表の印刷にかかわる費用につきましても協議をしてまいりたいと思っております。
議 長 そのほかにございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここでお諮らいします。第 12 号議案から第 14 号議案は、議長を除く 11 人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審議することとしたいと思います。 御 異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、本3議案については、11人の委員で構成する予算 特別委員会を設置し、第12号議案から第14号議案までの補正予算3議案をこれに付託 して審議することに決定しました。 以上で本日の日程は全部終了しました。 本日の会議を閉じ、これで散会とします。

散 会 午前11時50分

令和元年6月飯島町議会定例会議事日程(第2号)

令和元年6月10日 午前9時10分 開議

- 1 開議宣告
- 1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

通 告 者

久保島 巌 議員

本多 昇 議員

橋場みどり 議員

滝本登喜子 議員

竹沢 秀幸 議員

中村 明美 議員

○出席議員(12名)

1番	滝本登喜子	2番	三浦尹	身美子
3番	久保島 巌	4番	中村	明美
5番	橋場みどり	6番	好村	拓洋
7番	折山 誠	8番	坂本	紀子
9番	浜田 稔	10番	本多	昇
11番	竹沢 秀幸	12番	堀内	克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 唐澤 隆 総 務 課 長 唐澤 彰 虚画政策課長 堀越 康寛 堀越 東寛 田邦 古子 佐民税務課長 中村 杏子 茂保田洪長 産業振興課長 人保田浩克 大婦 建設水道課長 片桐 雅之 下條 伸彦 大島 朋子
飯島町教育委員会 教育長 澤 井 淳	教 育 次 長 林 潤

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長小林 美恵議会事務局書記吉澤 知子

本会議再開

開 議 令和元年6月10日 午前9時10分

議 長 おはようございます。これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議 長 日程第1 これから一般質問を行います。通告順に質問を許します。なお、一般質問 は通告制ですので、質問趣旨にのっとり明確に質問するようお願いをいたします。 3番 久保島巌議員。

3番 久保島議員

それでは、通告に従いまして一般質問を行ってまいります。今回は大きく2点についてお尋ねをいたします。1点目は公共施設等の管理運営についてでございます。2点目は埼玉県吉川市との交流についての2点でございます。

1-1でございます。ことし、平成31年3月末日をもちましてまちづくりセンターい いじまは休止となりました。よって、3月定例会で文化館の管理委託運営を民間事業者 に委託する議案が提出されまして、検討不足が指摘されて否決されたところでございま す。その後、4月の臨時会におきまして千人塚公園の民間委託が提案され、可決されま した。与田切公園、それから文化館、図書館も来年度を目指して今準備、検討をしてい るところでございます。昨今、どこの自治体でも財政難、また人手不足等が深刻になっ ておりまして、公共施設の適正な管理運営に向けてこれまで以上にコスト削減、また業 務の効率化を図る必要があることは必至でございます。国土交通省でも日本管財と提携 いたしましてPPPまたはPFIといった取り組みをする自治体に対して調査費などを 助成するという制度が、もう既に平成23年から始まっております。よくローマ字の頭文 字をとって、よくわかりにくいんですが、PPPとはパブリック・プライベート・パー トナーシップでございまして、公共サービスの提供に何らかの形で民間が参画する手 法っていうことでございます。それから、PFIはプライベート・ファイナンス・イニ シアチブということで、公共施設などの建設、維持管理、運営等も民間の資金または経 営の技術、能力を生かした活用して行っていこうというものでございます。今回、この 定例会後、議会の全協で視察に伺うことになっております岩手県の紫波町、ここもPP Pを活用しての取り組みがございます。

さて、そんなところで、現在検討中の施設のほかに、ほかの公共施設、例えば各地区の公民館ですとか体育館、集会所、それから、文化系ですと陣嶺館とか飯島民俗資料館、飯島陣屋、既に民間委託されている道の駅花の里いいじま、道の駅田切の里、本郷の道の駅、またまちの駅いいちゃん、それにまだ福祉関連の施設がございます。いろいろとあるんですが、この辺の大筋について、大まかにどういう方向性を考えておられるのかお伺いをいたしたいと思います。

町 長

おはようございます。公共施設の民間委託についての御質問でございます。民間委託につきましては、これを全面的に推進していくというよりも、運営の方法の一つかなと、このように考えております。このことは常に視野に、頭に入れておくべきかなあというふうに考えております。といいますのは、住民の皆さんからより良質で効果のある公共サービスの提供が求められている状況でございますので、管理の範疇にとどまった運営というよりも、より多くの集客をする創意工夫のある運営、他の地域との競争に勝てる、そういった理念を適切に反映させることが実際に公共サービスの充実ということに実際につながると考えておりますので、民間委託はそのような方向で考えておるところでございます。

久保島議員

民間委託を積極的に考えていきたいというお話でございました。

私が素人的に考えますと、公民館とか体育館とか福祉関連の施設等については住民 サービスにかかわるものということでございます。それから町の駅、道の駅等、これは 町の活性化とかPRとか観光客ターゲットといったようなところで、おのずとちょっと 方向性なり目的が違っているかなあというふうに思います。とはいえ、町長おっしゃる ように、効率的で、さらに競争力のある運営がなされるべきだというふうに思います。 よく文化館とか体育館等はネーミング権っていうのを付与して、その権利金を運営に 使っているというケースもよく見られます。また、図書館等を公設民営という形にしま して、大手書店が受け持っていろんな活用をしているというケースも見られるところで す。町は、どの施設をどのような形で活用していくかっていうことを決めているのかど うか、また、その方法とか進め方というのも考えていく必要があるが、それはどうなっ ているのかなと。よく一括してという話もありますし、細分化してということもあるか と思います。最近は、実は紫波町の件も参考にするんですが、あそこは周辺を一体的に もう開発していく――開発っていうんですかね、委託して公共施設等を配置して民間活 力をっていう形をとってきました。一つのこれは大きな町の例なんですが、公園の周辺 にあった公共施設を全部一括して改修、改築して公園と一体化した、そういう整備、運 営をするということをやったという自治体もございます。今後の施設管理・運営等につ いて、公共施設等長寿命化計画、この辺からも提起しておく必要があるんではないかな と思っているところです。存続意義、存在意義、それと、違う施設等も民間委託には何 らかの方法の線引き、基準、その辺が必要だというふうに思います。その辺の整理整頓、 また今後、この施設はこうやっていこうと、この施設はこうやっていこう、そのような 考え方があるのかどうかお伺いいたします。

町 長

公共施設の運営についての考え方や進め方について相違があるのかと、こういうお尋ねだと認識しました。公共施設は、それぞれの施設がそれぞれの目的達成のために建てられておりますので、いろいろの考え方や進め方があって当然だと思っております。しかし、大事なのは、地域の住民の皆さんがより使いやすく、多くの方々がその施設に集まってきていただくと、こういった部分では同じ目的を持っているのかなと、こういうふうに考えております。マクロでは同じ、ミクロの部分ではそれぞれ異なった運営をされるべきだというふうに考えております。

久保島議員

そこで、細かいところについて、1-2に入っているんですが、細かいところについて、例えば、この施設はこうやっていこうかなあとか、この施設はこんなふうに行こうかなあとかっていうような具体的な計画等はございますか。

町 長

ケース・バイ・ケースでございます。どのような施設にどのような問題が起きているのかと、こういうことを把握しながら臨機応変に対応していくことが大事だと思っています。

久保島議員

そうしますと、いつまでにこれをやっていこうとか、この施設はいつまでにっていうところは、ただいまのところ与田切公園、文化館等に限っていくということで理解してよろしいでしょうか。

町 長

今のところは、そのような状況です。

久保島議員

いずれ、いろんな施設、公共施設等も多分公設民営っていう形になっていくんだろう というふうに思います。その点に関して、これからも適切な運営がされるように望まれ るところでございます。

1-3にまいります。さて、そこで、公共施設を民間活用して行っていくということ については、非常に私も結構なことだと思いますし、これからも進めていかなければな らないというふうに思っています。その一例として、今回ちょっと大変申しわけないん ですが、道の駅田切の里について少し考察をしていきたいというふうに思います。道の 駅田切の里は 2016 年 7 月 16 日本格オープンいたしまして、華々しくスタートいたしま した。間もなく3年がたとうとしています。といいますか、まだ丸3年たっていません というのが正しい言い方かもしれません。ところが、本年4月から直売所部分とレスト ラン部分を分離して、レストラン部分は株式会社田切の里から町外の事業者に施設利用 という形で貸し出されることになりました。この町外の業者の方は、自分の退路を断っ て、このレストランに真剣に取り組もうということで応募されて取り組んでおられます。 このことに関しては本当に敬意と感謝を申し上げる次第でございます。しかし、このレ ストランについては計画段階で、私は拙い数字を振り回しながら、経営はそんなに簡単 なもんじゃないよと。それから厨房を2つつくるのはいかがなものかなあと、これは費 用負担が多くなりますよと。道の駅そのものの大きさから言って飲食店2店舗、そば店 とレストランが入ったわけですが、はちょっと無理なんじゃないかというようなことを 御指摘いたしました。しかし、夢に燃えている田切の皆さんは、私の意見にはそぐわず 強行したということでございます。それだけに、本当に私も心配はしておりました。案 の定、経営は厳しくて、当初狙っていた農家レストラン、お母ちゃんレストランみたい な形にはならずに、そば店とレストランも私が見るところ内部競合をしているように見 えました。余り経験がない方々が見よう見まねでやってみても、やはり口の肥えた人た ちの舌を満足させることはできない。それから、ちょっとこの3年までの間は、道路の 構造上も通過客が入りにくい状況でした。しかも、スモークガラスが中に張ってありま して、なかなか中が見えなくて何やっているかわかんないっていうような、ちょっと怪 しげな店にも見えましたので、ここに立ち寄る勇気のあるお客さんっていうのは少な かったのかなあというふうに思うところです。ここで思うような実績を上げられなかっ

たということは事実だろうというふうに思います。昨年11月にアルプス大橋が開通いた しまして、これからが本番というところだったんですが、その矢先に直売所部分とレス トランを離すということになりました。道の駅田切の里の設立の経緯からしましても、 他の道の駅や他の公共施設と違いまして、田切の皆さんから望んだ施設でありまして、 また望んで委託管理に入ったわけでございます。責任は格段の差があるというふうに申 し上げていいだろうと思います。原因は何なのか、改善策っていうのを施されたのか、 また解消の検討がされたのかどうか、責任はどこにあるか究明したんでしょうか。道の 駅花の里いいじまの管理運営については、運営費とか委託料とか施設利用料とかの件で は、議会も行政側もそうですが、かなりシビアに追及してまいりました。田切の里の件 についても、これはかなりシビアにやってもらわないといけないんではなかったかなあ と思うところでございます。多少、違和感や疑問が残ったと言っても過言ではないでしょ う。私のところにも田切の里以外の人から、もちろん以外ですよ、不満が出てきており ます。私のところに直接電話が何本かありまして、「町も議会もそんたくしたのか。」と、 「いやいや、そんたくはしませんよ。」とは言って説明しましたけれども、納得はしても らえなかったというのが現実でございます。心配なのは、これを認めたということによっ て、今後民間委託を進めていく中で、都合が悪くなったらあれこれ注文をつけたり改定 を迫ってくるっていうことが許されることになってしまいませんか。また、これを切り 離すことによって道の駅田切の里としての統一的一体感っていうのも損なわれる危険 性っていうのはなかったんでしょうか。こういうものは、契約に基づききちっと履行さ れる、毅然とした態度で平等性と公平性を堅持しなければいけないというふうに思いま す。本件の道の駅田切の里の委託契約、施設利用について、この原因究明、責任追及の 総括を求めるところでございます。また、今後、民間委託に対するまちの考え方、姿勢 についてお尋ねいたします。

町 長

道の駅田切の里は、田切地区の皆さんの熱意により平成28年7月にオープンし、株式会社道の駅田切の里が指定管理を受け管理運営を行っていただいております。6月末で3期目の決算となりますけれども、田切の里の経営努力により利用者数と売上高は着実に伸びてきておるところでございます。御指摘いただきました食堂部門の運営につきましては、手探りの状態のチャレンジからいろいろの要因もありましたけれども、このたび経験豊富な経営者に来ていただきましたので、道の駅全体として、より健全な運営になっていくものと考えております。経緯、詳細につきましては担当課長より説明を申し上げます。

産業振興課長

それでは、私のほうから若干補足説明を申し上げたいと思います。田切の里の経営状況を申し上げますと、食堂部門の累積赤字が多額となっておりまして、直売等の他の部門がこれを補うという形で全体の経営を成り立たせておりました。食堂部門の運営につきましては、施設利用者などからもいろいろな御意見をいただき、寄せられておりましたけれども、田切の里といたしましても人件費の見直し、職員の対応と、いろいろな面で経営改善を図ってきたところでございますが、長期的な展望から判断しまして食堂部門を経営から切り離し、実績のある方に任せるという形で施設の有効活用と経営の健全

化を図るよう判断されたところでございます。この4月からは新たな経営者により食堂 部門の営業を開始しておりますけれども、町からの使用許可条件として道の駅田切の里 の運営理念に沿っていただくこと、また地元産農産物を使用した農家レストランとして の経営をお願いしたところでございます。経営の切り離しの要因というところでございますが、食堂経営全般にわたるノウハウの不足などが考えられるかなというところですが、田切の里の経営陣や従業員の皆様もこれまで真剣になって取り組んでいただいたことは、これもまた事実でございます。今後も町として管理者及び食堂経営者の連携を強め、お互いの経営状況を十分に分析した中で対応してまいります。また、今回のケースが他の委託団体に影響を及ぼすのではということでございますが、そのようなことはないと考えております。

久保島議員

それでは、今後こういった契約進行中に契約解除といったような場合には、再度委託 議案っていうのが出されてくるのかどうか、それから契約は田切の里とどういうふうに 取り交わしたのか、施設利用の方とは施設利用の契約をしたということでございました が、その辺のところについてはいかがでしょうか。

産業振興課長

今後の解除についてでございますが、そういった状況が出てきたときには、今回のケースでいいますと行政財産の使用許可というような形で対応しましたけれども、指定管理というやり方も当然あろうかと思います。今、七久保の道の駅が食堂部門やら食品加工の部分とか、それは全て行政財産でやっておりますけれども、いろいろな方法があると思いますので、議会とか住民の皆さんにはしっかりと説明いたしますけれども、指定管理という形をとれば、議案というか、そういう形になろうかと思いますが、行政財産ということになれば町の使用許可になりますので、議案というか、そういうことはないと思いますけれども、議会の皆様には全協等でしっかりと説明していかなければいけないし、住民の皆さんにも周知していかなきゃいけないというふうに思っております。

それから、田切の里とは年度協定、協議協定を変更しております。行政財産使用許可をした施設の部門は契約の施設の内容からは削除しておりますし、使用料のほうもそこからは減額という形になっております。

久保島議員

先ほど課長のほうは、ほかの公共施設等には影響しないというお話がございましたが、 現実にどうですか、ほかの施設からこの部分については解除してくれとか、この部分に ついてはもうできませんよとかっていう、そんなような申し入れ等はなかったでしょう か。

産業振興課長

産業振興課に関する施設については、そういった話は承っておりません。

久保島議員 産業振興課長 そうしますと、ほかの施設ではそういうことがあったということでよろしいんですか。 申しわけございませんが、他の施設についてはちょっと承知しておりませんので、そ ういうふうにお答えさせていただきました。

久保島議員

言ってみれば田切の里の都合によってこのような状況になったというふうに思われる ところでございまして、これについては契約上もきちっと明記をして、違約金とか賠償 とかペナルティーとかいうのもあるべきかなあと思っているところです。

1-4に入ります。これからも事務事業を含むいろんなものの事業が出てくるだろう

というふうに思います。減ることはなくて、減らすことも難しいだろうというふうに思います。しかし、人口減少の中で、職員を増やしていくということは難しくて、かえって職員を縮小していくというふうな方向になっていくんだろうというふうに思います。よって、今後いろいろな公共施設等の管理運営、先ほども町長申されておりましたが、そこんところは民間活用して、大いに活用していきたいという方向性でございますので、施設だけではなく、事務事業とかプロジェクト等に関しても民間委託が進んでいくだろうというふうに思います。そのときに、契約内容順守とか履行責務とかっていうのは明確にやっぱりしておく必要があると、そして、そこが非順守だったり不履行だったりした場合には、ペナルティーとか損賠賠償とか費用負担、この辺をやっぱり求めておくべき条項が必要なんじゃないかなあというふうに思います。現在もこのような条項があるのかどうかお伺いいたします。

町 長

町の公共施設を民間委託する際には、適正かつ円滑に管理運営することはもちろん、 指定管理者の能力を活用しつつ、利用者等に対するサービス向上をするために必要な事 項等を基本協定書で締結しております。

具体的な協定内容等につきましては担当課長から説明を申し上げます。

企画政策課長

協定の件につきまして私のほうから御説明をさせていただきたいと思います。現在、公共施設を指定管理者制度等で民間委託するような場合には、管理に関する基本協定書を締結しております。指定管理者は、協定書及びそれぞれの施設の根拠条例の趣旨、いわゆる公共性あるいは施設の設置目的の趣旨に基づき適正な管理に当たることとなっております。そういった文面を明記しております。民間委託する協定書の中では、主に管理物件や第三者に対する損傷、損害等を与えた場合の損害賠償、不可抗力により発生した損害、損失等に関する費用負担、また業務不履行等が発生した場合に指定管理が取り消される内容等が明記されているところでございます。いずれにしましても、課題や問題点が大きくならないように、対応を町としても事前に指定管理者、民間業者と定例的な協議を行い、適正な指導に努めてまいりたいと考えております。

久保島議員

そうしますると、田切の里のときにも事前にそのような協定に基づく打ち合わせがされたということでよろしいでしょうか。

企画政策課長

田切の里につきましても同内容の協定を結んでおります。

久保島議員

いや、そうじゃなくて、これが解約っていうか、変更になる場合の事前の打ち合わせ があったかどうかです。

産業振興課長

事前に町のほうにも協議がございましたし、毎月役員会を開いておりますが、そこに 役場の職員が毎月行っておりますので、状況は常に共有しております。その中で、そう いった話も事前にいただいております。

久保島議員

そうしますると、先ほど企画政策課長からお話ありました不履行に対する取り消し等があるということでしたが、そこに対する費用弁償等はないということでよろしいでしょうか。

産業振興課長

田切の里の今回の件について述べますと、そういったことはございません。

久保島議員 ─ それでは、今回、田切の里の使用区分の変更については町から経費を出しています。

分離するために水道だとかガスだとか電気だとかっていうのに子メーターをつけるという作業がございまして、それを費用負担しています。その負担については田切の里がすべきじゃないかっていう声もございますが、その点については、課長いかがですか。

産業振興課長

今回、食堂部門を独立ということで、町が電気と水道の子メーターをつけまして、工 事費用を負担しております。この負担金につきましては、指定管理者から町へ支払って いただきます施設使用料に上乗せをして、実質、田切の里の負担ということでお願いし てありますので、よろしくお願いします。

久保島議員

施設利用者っておっしゃると今度入ったレストランの方だと思いますが、その方には ちょっと負担する義務はないと思うんですが、そこはいかがですか。

産業振興課長

申しわけありません。田切の里のほうから施設利用料としてもらっている、そちらの 施設利用料で負担していただくことになっております。

久保島議員

そういうことでございます。今後もこのようなところの費用が出てきた場合には、必ずきちっと適正に、対応者っていうんですかね、その方にお願いをするような形が求められると思いますので、よろしくお願いをいたします。

話はがらりと変わります。2-1に入ります。南信州米俵保存会で大相撲の土俵俵を 作製しているということは御承知のとおりだと思います。その経緯についてちょっと触 れておきます。日本相撲協会は昨年6月、9月場所まで土俵俵を作成していた方が高齢 になったため今後作製できないということを知りまして、この窮状をほかの問屋さんに 俵の職人を探すようにというふうに依頼をいたしました。なかなか見つからない中、ネッ ト検索で飯島町米俵マラソン大会がヒットいたしまして、問屋さんから電話の問い合わ せがあったところでございます。米俵をつくっているんだから俵はつくれるよねという 話でございました。そこで、見本をつくって名古屋場所に持ち込んで、呼び出しさんた ちの検査等を受けて、11月場所から使う土俵俵をつくるということに決定をいたしまし た。10月下旬までに福岡に着かなけりゃいけないということで、わらの確保とか、それ から編み込みで保存会のメンバーは大変なことでしたけども、それを見事成し遂げまし た。そのニュースが昨年の9月14日付の信濃毎日新聞の1面に載りまして、吉川市教育 委員会文化財保護係長の奥様っていうのが築北村の御出身でございまして、その御実家 のお父さんがその新聞を見て、吉川市の文化財保護係長のところに連絡したそうでござ います。その係長は喜んで、その記事からこちらのほうに電話をくれて、それから情報 交換とか交流をいたしましょうという話になったと。そこで、この4月の16日に吉川市 を訪問いたしました。ちょうど前日、15日ですが、靖国神社の奉納相撲がございまして、 本年から土俵も保存会のものが使われることになりました。奉納相撲の前に土俵祭りと いうのが開かれて、その模様を拝見してきたところでございます。16日に吉川市を尋ね て、教育委員会の皆さんや教育部長という方にも御同席をいただき、懇談を行ったとこ ろです。昨年9月場所まで土俵俵を作製していた吉川市の宮崎さんっていう方が御入院 中ということもございまして、直接お会いすることはできませんでしたので、俵用のわ らの品種ですとか確保ですとか、それから保存の方法、作製のコツなどをお聞きしたい と思っていたんですが、残念でした。ところが、わらの話になると、わら細工に最適だ

といって保村早稲という米をつくっているという方がいらっしゃるということで、その 方を御紹介いただくことになりました。その方が、何と飯島輝男さんとおっしゃる方で ございました。お会いすると、開口一番「私の祖先は飯島町から来たんだぞ。」っておっ しゃるんですね。飯島さんは、教育委員会から「長野県の飯島町から土俵俵をつくって いる人たちが見えて、保村早稲のことを聞きたいんですがとおっしゃっていますが。」と 言ったら、「飯島町の人か。こりゃあ御先祖様のお導きに違いない。」ということで、お 時間を忙しい中割いていただいたところです。保村早稲は昭和22年まで、キャサリン台 風っていうのがあったんですが、そのときまでは吉川地区全体でつくっていたというこ となんですが、現在は、飯島さんと御親戚の方、お二人でしかつくっていないというこ とでございます。保村早稲のもみのついたわらを数束と種もみを御親戚の方から譲り受 けていただきまして、我々が食事しているところまで届けてくれました。この種もみを つくらなきゃいけないなと思って産業振興課長に御相談しました。そしたら、本郷の飯 島城登城の塩澤正登さんがつくってくれるということになりました。何と、飯島城本丸 の西、二の丸のあたりであろうと思われる所に圃場を確保していただいて、5月25日に 田植えをしたところでございます。「事実は小説より奇なり」と言いますが、まさしく、 このように物語のような話だというふうに思っておるところです。米俵マラソンを始め たこと、それから土俵俵をつくるようになったこと、それから土俵の先代が吉川市だっ たこと、それから吉川市は文化財として土俵俵を大切にしてきたということ、それから 係長のお父さんが信毎を見たと、それからわら細工に適した保村早稲をつくっていたの が飯島さんだと、その飯島さんの、実は弟さんが昨年6月に飯島町を訪れて、まちの駅 いいちゃんで資料をもらうなどして非常によくしてもらったと言って、飯島町はいい人 ばっかりだったって感激していると、そんなこともあって、種もみをいただいて飯島城 で栽培するようになったようなこと、こんな本当にでき過ぎたような話があるんですが、 この辺を町はどのように捉えていらっしゃるのかなあ、どのような認識なのかなってい うことをお伺いいたします。

町 長

まず、南信州米俵保存会におかれましては、その取り組みが実を結び国技である大相撲の土俵俵に使用されるなど、米俵やわら細工を通じて町の振興に寄与していただいておりますことに心よりお礼を申し上げます。今回の土俵俵や保村早稲を契機とした埼玉県吉川市との交流の始まりにつきましては、埼玉県吉川市に飯島氏の子孫が住み、土俵俵の原料である保村早稲を栽培しているということが先日新聞でも報道されたところでございます。ただいまの久保島議員のお話を聞きますと、まさにとんとん拍子というぐらいの物の運びようでございます。非常に飯島町の新しい産業、希望のあるお話だと思っています。こういうときには、しっかりとよって立つところを固めなければならないと、私は逆にビジネス感覚からそういうふうに考えております。と申しますのは、まだ、俵をつくる職人さんたちをしっかりと確保し、その前に適した俵がちゃんと提供できるか、それは、日本相撲協会という大相撲を相手にした土俵、これの製造の責任を負うということは、私は非常に責任の重いことかなあというふうに感じざるを得ません。もし何かの不都合でそれが欠品したり、できなくなったということがあったら、それこそ、この

地域の名誉棄損、名誉がなくなる、そういった場面も生じてしまうのではないかなあというふうに思うところでございます。いい話が進んでおります。しかし、原料であるわら、きちっと生産でき、いいものができるのかどうか、新しい保村早稲というのがこの地域に本当に根づくのか、わらの高さがなるべく高いほうがいいらしいです。ですから140センチ~150センチぐらいのわらだそうでございます。この地域にちゃんと根づくのかなあと、それで目標どおりの圃場を確保できるのかなあと、こういうことも心配なところでございます。そういうことを心配すれば心配するほど、心配が多くなってくるわけでございます。しかし、これは大きないいチャンスだと思っております。ぜひ、これを着実に地域の産業として根づいて生かせるように、私たちも手を貸していきたいなというふうに思っております。

久保島議員

町長おっしゃるように、今後が試金石ということでございます。ここを確実に実績を残して、町の産業として成り立っていく、そういうふうな方向性に、ぜひとも町としても御協力、御支援を賜りたいと望むところでございます。そこのところは、今後しっかりと基盤をつくっていくということで取り組んでいってもらいたいというふうに思っています。

2-2に入ります。そことはちょっと話を離して、今回、飯島輝男さんっていう方の お宅には寛永年間、江戸の初めのところの墓地があるということでございまして、ここ は旧家には違いないなあというふうに思っていますが、残念ながら飯島氏との系図上 ぴったりと一致するということが確認できていません。何しろ戦国時代から後のことで ございますので、その辺がやっぱり、戦略的なこととか、わざと名前を変えたり系図を 書きかえたりすることもあるということでございますので、合戦で亡くなった方も生き ていたり、生きている方も死んだとさせたりということもあるということでございます。 そんなことがあるとはいえ、現存する古文書などをもとにするしか確認はないというこ とも確かでございますので、そこは正確に奥出雲の三澤氏のようにきっちりと系図が一 致するということが今のところ確認されていませんが。その点はありますけれども、し かし、飯島さん、また近所の方々、御親戚の方々も飯島に対して非常に畏敬の念を持っ て、誇りとして飯島町を発祥の地だと思っていらっしゃるという、このことについては 尊重したいというふうに思っております。ありがたいことだなあというふうにも思いま す。都心まで40分ぐらいということでございますので、我が町と同様に農業を基盤とす る田園都市でございました。しかし、ここのところ人口が急速に増えておりまして、消 滅危険都市というのがあったんですが、数年前、そこでも人口が増える見込みという都 市の数市の中の一つに入っているということでございまして、多少そこは飯島とは違う なあと。それから、標高が3メートル~4メートルというようなところでございまして、 利根川沿いの平坦な農地でございます。利根川の河床が4メーターということでござい ますので、ちょっと雨が降るとあふれる可能性は十分ある、そのようなところでござい ますが、以前は水害があったんですが、最近は少なくなってきたということでございま す。その水害という点から、災害という点から見ても、我が町の災害とは多少種別もタ イミングも違ってくるだろうということもございます。共通点もありながら風景や立地

の違う地域と交流を持つということは、多面的に非常に意義深いかなあというふうに思ってもいます。土俵俵のこともございます。それから、わら細工に向いた保村早稲のこともございます。吉川市の中に飯島という地域もございまして、その中には飯島さんも住んでおられるということでございます。御縁を感じざるを得ないということでございます。すぐにとは言いませんけれども、姉妹都市締結に向けた検討を進めていったらどうかなと、それを前提に交流を深めたらどうだというふうに思っています。町民や職員の交流やイベント参加などは、やっぱりとりあえずやっていくべきかなというふうに思います。実は、副町長の御計らいで、この6月4日にも栽培者の塩澤さんを同伴していただきまして、保存会のメンバー、職員と、それから協力隊員と、再度訪問して圃場を見てまいりました。そこで栽培法とかいろんなことを教えていただいたというところでございます。また、市役所で交流会を持ちまして、市長であるとか唐澤副町長と交流があります市議会議員の方に同席をいただいてお話をしてまいりました。この提案を一般質問で私がしますよという話もしてきましたので、注目しているという話をいただきました。今後、吉川市と飯島町、どのように進めていくか、この御見解について町長のお考えをお伺いいたします。

町 長

今回の米俵、土俵俵、また保村早稲、こういったつながりの中で、飯島氏、飯島さんと御縁があったということは、非常に大切にしていかなくてはならないなあというふうに思っております。姉妹都市提携というのは、また、これ別問題でございまして、やはり多くの住民、我々にとっては町民の皆さん、吉川市にとっては市民の皆さん、多くの方々が理解を深める中で、そういった姉妹都市の提携が結ばれるべきだと、このように感じておるところでございます。今は、その糸口が見つかった段階ではないなあというふうに思っているところでございます。今後の御縁の醸成、またおつき合いの深度を深めながら、活躍していただくことをお祈り申し上げるところでございます。

久保島議員

そうしますると、今後もこのような交流を深めていって、機が熟すれば何かの形の締結なりを考えていくということでよろしいんでしょうか。

町 長 久保島議員 今ここで、その先のことについては明言しかねますので、お許しください。 これで終わります。

議 長

10番 本多昇議員。

10番 本多議員

それでは、通告に従いまして3件の質問をいたします。

1番目です。長野県商圏調査結果についての質問です。新たな産業集積の形成や大型店の出店、インターネットを利用してのネットショッピングの普及等により、消費者の買い物行動は多様化を続けております。こうした状況の中、事業者の販売・出店戦略や市町村の商業振興施策等の検討の際には、消費者の買い物の動向の現状を的確に把握することが必要不可欠です。長野県商圏調査は、昭和45年度から調査を開始し、3年に1度実施し、市町村の商業機能が及ぼす影響の範囲や消費者の買い物行動を広域的に時系列的に取りまとめています。30年度分の調査結果をまとめて公表されましたので、飯島

町の課題について質問いたします。

1-1です。地元滞留率は消費者が居住市町村で買い物する割合です。町村部の約9割強が30%未満となっています。吸引力係数は移住人口に対する他市町村からの買い物客の割合を示し、市町村の商業力の基本的な指標の一つです。吸引力係数が100%を超える市町村は、他の市町村から消費者を集め、みずから居住人口を上回る集客力を持っているということになります。100%を超えているのは、市部では9市、町部では2町です。上伊那の市町村を見ると、伊那市、地元滞留率81.2%、吸引力係数145.2%、駒ケ根市、地元滞留率64.0%、吸引力係数94.9%、箕輪町、地元滞留率51.1%、吸引力係数76.3%、あとの町村は地元滞留率、吸引力係数が同じです。辰野町が25.8%、南箕輪村が7.6%、中川村が10.2%、宮田村が9.6%、飯島町3.5%です。町の動向ですが、平成24年は5.0%、27年は4.5%、30年が3.5%となっていて、毎回減少しております。地元滞留率、吸引力係数が1%減少し3.5%となってしまいました。上伊那郡の中で一番低い状況となっております。この状況をどう考えているかお伺いいたします。

町 長

本多議員にお答えいたします。地元滞留率の問題でございます。町の魅力の一つとし て、やはり地元で買い物ができるということは欠かせない部分だなあというふうに思っ ております。町内の買い物される金額の 3.5%しか飯島町で消費されていない、買い物 されていないということは、非常に残念だというふうに思っております。これにつきま しては、時代の流れ等で、時代が変遷する中で、飯島町のコスモ 21 等が撤退したと、こ ういう経過等もあり、商業施設が減ってきたと、激減してきたということが大きな影響 かなあというふうに思っております。しかし、農道の道の駅花の里、2つのお菓子メー カーさんがあります。これは、各町外へ出ていろいろの方にお話を聞きますと、大きな 魅力の一つであって、買い物に来ていただいていると、こういうお話をいただいており ます。唯一ここがよそからお客さんを引っ張ってきていただける施設かなあというふう に思っておるところでございます。しかし、もっと日常の生鮮食品、あるいはドラック ストア、この辺が本当に近場にあったらいいなあというふうに思っております。人口増 をやはり目指すには、こういった基本的な生活の基盤のイロハのイの字がなければなら ないというふうに認識しております。このこと私も危惧をしておりまして、いろいろの 方と今お話を進めているところでございます。3.5%については、非常に残念だと思って おります。

本多議員

町長、きょうはちょっと元気がないで、頑張ってください。

1-2です。この現状を回復させ、今後の少子高齢化を考えれば、地元で買い物ができる店舗が絶対に必要となります。15年くらい前の平成15~16年ころベイシアが出店したいと手を挙げましたが、商工会が反対したことがありました。しかし、今は道の駅を含む既存店舗の拡充と商業施設の誘致しか手段がないと考えますが、町長の考えを伺いします。

町 長

地元で買い物ができるまちづくりを進めなきゃならないということ、また既存の店舗 の活性化を進めなければならない、このような新たな施設の誘致も考えていくというこ ともあわせてやらなければならないと思っております。その思いは議員さんと私、一緒 でございます。元気がなくても心は通じておると思っております。現在の詳細につきま しては、担当課長より御説明させていただきます。

産業振興課長

過去の長野県の商圏調査の結果を見ますと、平成 18 年、ちょっと前ですが、このときは 13.6%であったものが、3 年後には 4.3%というふうに減少しております。これはコスモ 21 が閉店した時期と重なっておりまして、複合的な施設の影響というのは大変大きいというふうに認識しております。少子高齢化社会の中で、地元で買い物ができる店舗は大変重要であり、道の駅を含む既存店舗の拡充も重要なことというふうに思いますので、町としましては、中心市街地の活性化支援として店舗の改修や施設の整備などの費用の一部を補助金として今支援しているところでございます。また、民間の大手の商業者の進出については、その際には消費動向などをリサーチし、ここでもうかるというふうな結果が出れば出店するのかなあというようになろうかと思います。仮に新たな商業施設ができたとしますと、地元滞留率は 3.5%から上がることが予想されます。しかしながら、既存の商業者との関係もございますので、新たな商業施設の誘致につきましては、関係機関、商工会などとも御意見をいただきながら慎重に進める必要があるというふうに思っております。

また、地元滞留率の関係でございますが、飯島中学校の26名に調査票を配付しまして25件の回答があったということでございます。この調査結果については真摯に受けとめておりますけれども、調査対象が中学2年生の御家庭に限定されることや、また回答数が25件というサンプルから計算された数値でありますので、町としましても町内の消費の現状を把握するには、もうちょっと対象条件を広げた調査も必要ではないかということで今検討中でございますので、申し添えます。

本多議員

わかりました。

中学生がやったっつうことは初めて聞いたんですけれども、ほかの市町村も同じようにやっておると思いますので、同じような傾向ではないかなあと思いますけど。

それで、やっぱり店舗の拡充と誘致をお願いするためには補助金が必要ということで、 2番目の質問です。「飯島町商工業振興事業補助金について」です。町では、町内における工場等の新設、町外からの企業立地の促進や町内企業の振興を目的として商工業振興補助金制度があり、補助金を交付しております。本年の2月にも工業用地取得補助金が創設されました。商工業振興事業補助金は、町の投資と私は考えております。雇用を生み出すことはもちろんのこと、将来は住民税、固定資産税などの自主財源となってきます。

2-1です。この補助金には工事用地取得の補助金はありますが、商業用地取得の補助金はありません。1の質問のとおり、今後の少子高齢化を考えれば、地元で買い物ができる店舗が絶対に必要となります。道の駅を含む既存店舗の拡充と商業施設の誘致のため、商業用地取得補助金の創設を提案します。具体的な内容は4項目あります。1です。工業用地取得補助金を参考にし、内容が同等となるようにする。2、町または公社が所有する土地または取得せず賃借する場合もあるので賃借物件も可能にする。賃借は投資が少なくて済むため店舗数が増えると考えております。3、補助金は取得費及び造

成費。賃借物件の場合は造成費。金額は取得費と同等。賃借の場合、造成費が必要となる場合がありますので、それも含めます。面積は300平方メーター以上。面積はできるだけ少なくし、小規模事業者の利用も可能にしたいと思っております。以上の内容で商業用地取得等補助金の創設を検討していただきたいと思います。町長の所見をお伺いします。

町 長

飯島町商工業振興事業補助金につきましては、工場用地取得補助金というものがござ います。これは、企業を誘致する手段、そして近隣市町村と誘致することにおいての差 別化するための補助金として創設したものでございます。対象は日本標準産業分類項目 の中分類の製造業としております。今回の議員の御質問は、商業用地取得補助金とのこ とですので、工業もあれば商業もあってよいのではと、こういうお考えかと思います。 先ほど長野県商圏調査について御質問がありましたが、少子高齢化が進む中、地元で買 い物できるお店がないということは大きな問題、喫緊の課題と捉えております。町とし ましても、既存の商業者との関係もありますので商工会の御意見もいただきながら慎重 に進めてまいりたいと思います。やはり、ここにスーパー等が、ある程度の規模の買い 物の魅力に足りる品数をそろえられた大規模のお店が来られるには、やはりお店の立地 条件に合っているかどうかということがまず基準で、幾らお金を積んでも、彼らの今後 20 年 30 年続く、そういったビジネスにそれが合うかどうかということを当然計算され ますもんですから、決定的な要因にはならないと思っております。しかし、背中を押す ことにはなるのかなあというふうに思っています。そのハードルを幾らかでも低くする ような措置をしてお迎えする、そういった施設を形成していくという努力は、おっしゃっ た飯島町の投資にも当たるものだと私も認識しておるところでございます。先ほどの提 案されました4条件でしたか、この条件については、ちょっと再度、担当課長のほうか ら御見解をいただきたいと思います。

産業振興課長

主に土地の賃貸借により商業者の支援をという御提案でございますけれども、現在のところ町が土地の貸付事業を行うということは、ちょっと考えておりません。しかし、最終的に事業主の方に土地、建物等を取得していただくことを前提とした貸し付けというものは前例もございますので、現行の考え方の中で柔軟に対応してまいりたいというふうに思っております。

本多議員

今、貸し付けじゃなくて、僕の言っているのは、借りる場合もっつうことでお願いしてあるんだけれども、それはだめっつうことですか。借りる場合、土地を。

産業振興課長

事業主の方への賃貸借っていうことでよろしいですね。

本多議員

事業主、そう、賃貸借。

産業振興課長

賃貸っていうことは、ちょっとうちも今のところ考えてはおりません。

本多議員

そこが、やっぱりお金のない人が、例えば自分で商売を始めるときには必ず――必ずという言い方はないけれども、やっぱりお金がないからお金をまず、土地なら土地を借りてスタートすると思うんだよね。だから、借りるという賃貸の関係も、要するに非常に重要な項目となるので、ぜひ、そこは含めて検討してもらいたいと思うんですけど、いかがですか。

産業振興課長

議員のおっしゃりますとおり、初期の経費というのは大変負担になるというふうに思 いますので、何かしらの形でそういった支援をしなければならないなあと思いますので、 全体の中でまた考えていきたいと思います。

本多議員

ぜひ検討していただきたいと思います。

じゃあ3番です。柏木運動場周辺の整備構想については、28年3月、飯島FCと飯島 町総合型スポーツクラブが 27 年9月に提出した柏木グラウンド・B&G体育館周辺構想 についての提案から質問が始まりまして、29年の12月、30年の9月、今回で4回目と なります。当初の提案からは5年が経過しようとしております。柏木運動場では、5月 12日、上伊那広域消防本部や上伊那消防協会、県消防防災航空隊が大規模な山火事など を想定してヘリコプターによる放水訓練が実施されました。28年3月の提案書の内容に ついての答弁では、防災拠点として、町長は順次整備が必要なことは認識している、総 務課長は「体育館、運動場を含めた多目的なスポーツ施設として、整備に併せて使える 防災拠点として順次整備していくことが大切」、スポーツ施設については、教育長は「実 現に向けて町民にとっても町にとっても良い方法を研究し、整備計画を作成していきた い」、29年12月の進捗状況の質問の答弁では、施設については、教育長は、大規模施設、 大規模開発は、町全体といった中で考えさせていただく、現在のところまだ研究段階に とどまっている、道路計画については、建設水道課長は、大型車両が通行するには十分 な幅員であるとは言えない状況、将来的な柏木運動場周辺の整備構想を見据えながら総 合的に道路計画を検討していく、こんなような答弁がされていて、一向に計画が進展し ません。それで、また今回質問いたします。

3-1です。30年9月、飯島FC、飯島町総合型スポーツクラブが提出した柏木グラ ウンド・B&G体育館周辺構想についての提案ナンバー5は、構想図面まで添付されて 具体的に提案されています。例えば総務課が所管する防災拠点としての施設整備案には、 1、大型車両の乗り入れができる道路の確保の必要性等、もう一つヘリポートのスペー ス確保のため新たな駐車場の場所など、建設水道課が所管する大型車両の進入路案には、 農免から直接右左折できる柏木グラウンド真西の道を真っすぐグラウンドまで伸ばし大 型バスや緊急車両の進入口とする、このように具体的に表現しております。この提案書 を提出したことを知ったのはことしの4月でしたので、 提案書があったことを知らず 30 年9月に柏木北線の延長を提案し、ことしの3月にはその検討結果を質問してしまいま した。先ほどの例の提案を路線名で説明します。柏木北線を真っすぐ延長すると、その 先には柏木グラウンド2号線があり、秋葉線につながります。直進すれば本郷の原南線 につながる路線となります。さらに、柏木グラウンド2号線につなげることで、駐車場、 ヘリポートの確保ができるすばらしい提案だと思います。本郷の防災においても非常に 重要だと思いました。この提案書を見れば、建設水道課長も3月の検討結果の答弁が変 わっていたかもしれません。私も質問内容が変わっていたかもしれません。

質問です。提案書が教育委員会でとまっているのではないかと考えてしまうわけです が、提案書を共有し、関係部署に意見を求めたかお伺いします。

28年に提案書が出されました。そのとき提案書に基づき当時できたことは、防災を備

教育長

えたトイレを完備するということで、体育館の東側に防災時、要するに水がとまっても使えるトイレを 29 年度に整備しました。いただいた提案書は大変広い範囲にわたって緻密につくり上げられたと思っているものであります。今お話がありました防災拠点としての考え方は総務課の危機管理係、または道路建設については建設水道課の建設係と協議を行っております。柏木運動場やB&G海洋センターの体育館は万一の際の避難所に指定されており、救援物質の受け入れ場所、保管場所、またその輸送拠点であるとともに、運動場は応急仮設住宅の建設地となります。現在では、救急車の通行には問題ありませんけれども、御指摘のとおり大型車の通行は困難であることは、それぞれの課でも承知をしております。提案書で示されている県道から真っすぐ東に向かって侵入するという道路は、非常に理想的な案だと思います。一方で、現状入ってくる進入路の拡幅あるいは交差点の隅切りなどによっても対応できないかというようなことを今現在検討しているという、協議しているという段階であります。そういったこと、いろいろな要素につきまして今後も引き続き考えていきたいというふうに考えております。

本多議員

教育長の説明は今までのあれで、別にそのことを聞いたわけじゃなくて、建設水道課 長に聞きます。このナンバー5の提案書を見ましたか。

建設水道課長

今、御質問でございますが、私個人的には、この提案書は見ておりません。

本多議員

え。

建設水道課長

見ておりません。

本多議員

今、教育長は共有しているとおっしゃいましたけど、建設水道課長は見ていない、これはどういうことでしょうか。

教育次長

この件に関しまして、建設課、それから総務課の所管の係長さんのほうには、提案書のほうを提示して、お話はしております。

本多議員

共有というのは、全て所管全体がわかっているのが共有だと思うんだけど、それは共 有ではないと私は思いますけど、どうですか、教育長。

教育長

おっしゃるとおりだと思います。話の範囲を少しっていうか、今まで以上に広げて今後もやっていかなきゃいけないという認識でおります。

本多議員

ぜひ、せっかくナンバー5が出ています。これ本当に具体的にきれいにできています。 図面までついています。こういうものを全体で見て、そして確認しながら、そして内容 をFCクラブの人たちに報告する、これは当たり前のことなんだよね。提案書の、あと からまた質問しますけど――後から質問しますなんて、それはそれでいいですけど、絶 対に出てきた文章は各課で共有するということは全ての人が知っている、そういう形に してもらいたいと思いますので、お願いします。

3-2です。施設運営にかかわる課題も提出され、町の考え方を尋ねています。今の FCです。課題について読みます。これは提案書の内容です。

施設周辺の利用目的の提案や具体的な施設整備については前記した内容のとおりでありますが、施設周囲の環境拠点としての運営が最大の課題となっていると考えます。 グラウンド周辺の環境整備にかかわる運営は、当クラブが長年対応しており、グラウンドの環境整備、運営、管理は当クラブが専属的に対応できると思います。また、平 日使用に対しても十分可能と考えております。しかし、B&G体育館及び周辺の自然体験等については、当クラブでも対応できないのが実態になると思います。特に体育館、プールや自然体験ゾーンについては、平日の昼間が全く利用されていないのが実態であり、強制的に利用する場面や駐車場や公園として平日にいかに多くのお客様を呼ぶかも重要であるため、体育館に定住、就農等、飯島町で生活するための相談窓口を設定し、いかに平日の昼間、体育館利用者やグラウンド利用者を増加させることが最も重要となると考えております。施設運営についての考え方は、町の考え方を聞きたいと思います。以上、飯島FC及び総合型スポーツクラブの関係者による方針とさせていただきます。

となっています。

質問です。柏木グラウンド・B&G体育館周辺構想についての提案ナンバー5、教育委員会の検討結果をお伺いします。また、検討結果を提出者に報告したのかお尋ねします。さっき教育長がちょっと若干検討内容を言いましたけど、再度お聞きします。

教育長

検討結果につきましては、結論的なことは、まだ提出者にお伝えはしておりません。グラウンドの拡張、あるいは芝生化、ナイター設備、新たな駐車場、大型車進入路などの提案をいただいておりまして、整備するために非常に大きな予算が必要ということはわかっておりますが、なかなかそこを踏み越えられないでいるという状況です。整備しても、年々その後、維持管理するランニングコストもどうするかというような課題もあります。公共施設の縮小が課題になっている中、大規模施設の整備は慎重に町全体の計画の中で検討されるべきと申し上げてまいりました。このたび各課横断的にスポーツ観光を検討するプロジェクトが立ち上がりましたので、その中で具体的な検討を今後は進めていきたいと思っております。教育委員会というと、どうしてもスポーツ振興というところに視点が行くわけですけれども、今、議員がおっしゃる中では、観光的な要素、平日の昼間の利用もということもありましたので、そういったことをあわせて考えていくということになろうかと思います。

町全体としましては、スポーツ振興を図る上では、施設や環境が整っていることは欠かせません。柏木は、現在でも運動場と体育館のプールが隣接しており、将来に向けて整備を進めるにはうってつけの場所であります。ここを舞台にした、いただきました提案書は、飯島のFCの皆さんによってよく練られておりまして、プロジェクトの検討にぜひ使わせていただきたいと思っております。提案者であります飯島FCの皆さんには、スポーツ観光のプロジェクトでの検討結果や、場合によってはその途中にでも報告あるいは相談をしながら今後進めてきたいというふうに考えております。

本多議員

ぜひ、せっかく出てきましたので、今読んだ課題については一番最後の項目、その前にかなりのページで具体的に書いてありますので、それを、今、教育長が言いましたけれども、そういうことを所管の全ての人たちに知っておいてもらったほうがいいと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

3-3です。周辺整備構想は5年が経過します。具体的な提案がされていますので、 大筋の方向性、今言っていましたけど、大筋を出して、できるところから着手していく べきではないかと考えております。道路の整備と中途半端なグラウンドの拡張は急務と 考えていますが、これは町長の所見をお伺いします。

町 長

飯島FCの皆さんによる熱意あふれる細微にわたった提案は、伺っております。そのとおりできたらいいなあということなんですけども、しかし、いい提案と今我々ができる事業とは違っておりまして、それをいい提案だからということでプライオリティーが一番に躍り出るということはないわけでございます。私は、このことについて天の声のきっかけが必要だと、このように認識しておりました。数年前から天の声が鳴り渡るようなこともお話の中であちらこちらでお話をさせていただいておったところでございます。そんなことがあって、資金的にも文科省のお金だけだと本当に少ないもんですから、大きなお金がしっかりと支援できるというときでなければ、このような大規模な、大きな、人が来られるような、そういったものにはできないかなあというふうに認識しておりました、今まで。

本多議員

その天の声なんですけど、5月29日、長野日報の報道で、県ホッケー協会が駒ヶ根市に対して2027年の国体ホッケー競技開催地への立候補を要望しました。サブ会場として公式コートの面積を確保できるグラウンドに柏木運動場の名前が挙がりました。それで、この間の6月7日、またこれも新聞なんですけど、駒ヶ根市の杉本市長が来庁し、町に要望内容を伝え、協力を求めてきました。報道によると、町長は要請には前向きに検討する考えであると受けとめました。改めて、この場で町長の意向をお伺いします。

町 長

2027年に開催されます長野国体で、今、第1次、第2次、第3次と分けて会場の決定 を県が行っているところでございます。その中でホッケー競技、これも当然開催しなけ ればならない競技なんですけれども、その受け手がないということでございます。以前 駒ヶ根市が同じく国体の会場でホッケー会場を受けたわけなんですけれども、そういっ た経緯がある中で、今回、駒ヶ根市さんどうですかと、こういうお話があったわけでご ざいます。この施設につきましては、メイン会場とサブ会場に分かれております。メイ ン会場は駒ヶ根市、サブ会場が飯島町という御提案をいただきました。メインとサブの 違いは何かといいますと、メインは本格的にホッケー専用のピット、そういったものを 設けるということでございます。サブにつきましては、我々もホッケー場が未来永劫あっ てもなかなか使えないなあというふうに思っているんですけれども、サブのほうは、サッ カーとかテニスとか、そういった多用途に使われ、ホッケーもできるよと、こういう状 況であればいいと、このような今のところ情報でございます。我々も、丸っきり国体を 準備して大勢の人が来られるような、そういった計画はしておりませんので、すぐ飛び つくわけにはいかないというふうに申し上げました。やはり、我々も資金的に困難でご ざいますから、県あるいは国の、あるいは協会の大きな財政的支援をいただく中でなけ ればできないと、このように明言をしておるところでございます。いずれにしても、国 体がこの地域で行われるということはなかなかないことでございますし、駒ヶ根市と飯 島町がともに開催して、地域挙げてということの意義も私も感じておりますので、でき るだけその方向で考えをまとめていきたいなというふうに思っておるところでございま す。これからは、そういった細かな条件、あるいは交渉が続くんだと思っております。

本多議員

わかりました。駒ヶ根市に協力して、県や国からの支援が少なくても、少なくてもですよ、柏木運動場周辺整備に拍車をかけていただきたいと希望します。

これで質問を終わります。

議長

ここで休憩をとります。再開時刻は10時55分とします。休憩。

休憩

午前10時36分

再 開

午前10時55分

議長

会議を再開します。一般質問を続けます。

5番 橋場みどり議員。

5番

橋場議員

それでは、通告に従い質問いたします。「マイナンバーカードの普及について」、それから「SDGsについて」の2件の質問をいたします。

1-1、今までのカードの普及の取り組みはについてお聞きします。マイナンバーカー ドは 2016 年 1 月から交付が始まっており、申請により無料で交付されるプラスチック製 のカードです。カードの表面には本人の顔写真と氏名、住所、生年月日、性別が記され ていますので、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、行政サービス、e -Taxなどの電子証明書を利用した電子申請など、いろいろなサービスができます。 その交付率ですが、平成 30 年 7 月 1 日現在の全国の人口に対する交付率は 11.5%、長 野県の交付率は 9.4%、飯島町は 8.2%となっています。 マイナンバーが導入されたとき は、拒否、不安、反対がありました。マイナンバーカードはデータの流出、セキュリティー が心配されていましたが、最近はIT、情報技術から全ての機器がネットにつながるこ とやスマホやアプリなどで便利な使い方ができるようになりました。町の広報誌、議会 便りもマチイロアプリでいつでも見ることができ、便利になってまいりました。紙での 議会報であり広報誌はなかなか見る機会もないと思いますけれども、このアプリですと、 ちょっとした待ち受けの時間に見ることもでき、大変便利に感じています。私は、これ からいろんな形で町民へのサービス向上や行政手続の簡素化、業務の効率化になると感 じており、この制度の利用は、便利な使い方ができるようになり、よいと思っておりま す。今まで普及のためにどんな取り組みをされてきたのかお聞きします。

町 長

橋場議員にお答えいたします。マイナンバーカードの普及の取り組みの質問でございます。この制度は平成27年10月5日に施行、平成28年1月1日より交付が開始され、現在に至っております。その間、町でも普及をしてきたところでございます。いろいろな手を駆使しながら広報活動等をしておりますけど、なかなか全国的に広がる風潮ではないことは懸念しております。取り組みの詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、よろしくお願いします。

住民税務課長

それでは、現場のほうの状況を御説明申し上げます。マイナンバーカードの普及についてでございますけれども、現在、住民係のほうで窓口になっておりまして、住基カー

ド、10年たちますと期限が切れるんですけども、そういう方に期限が切れますということで御案内をしております。あわせて、そこにマイナンバーカードに切りかえたらどうですかということでチラシを同封しております。また、広報の関係ですけれども、町の広報、またCEK等でも周知をしてございます。また、毎年8月15日に行われますけれども、成人式のときにもパンフレットに同封をして、あわせて配布している状況です。また、平成28年の確定申告、税のほうですけれども、そちらのほうでもマイナンバーの表記をする必要がありましたので、そこでも申告の際に町の職員のほうから、申告を受ける者のほうからマイナンバーカードをつくったらどうですかということでお勧めしております。また、そのときには待合室のところにも置いてございます。あと、窓口のほうの対応ですけども、窓口に見えた方に、まだマイナンバーカードをつくっていない方につきましては、御本人さんの証明に使えますということで普及のほうを促しております。

橋場議員

いろいろとPRしていてくれるようですけれども、成人式の日のパンフレットに入れるということもいいと思うんですけれども、大学ですとか、それから専門学校に行かれる方に向けた説明ですとか、そういうこともしなかったんでしょうか。大学生とかになりますと、アルバイトですとか、いろんな会員登録だとか、身分証明書などで必要になってきたりとか、いろいろ便利に使えるところもあると思います。

それから、最近ですと、高齢者が免許の返納を考えていく中で、そういう高齢者に向けてのそういう説明書、運転免許証を返してしまうと身分証明書のかわりになりますよとかいう、これから高齢者が必要とする、そういう説明をされてきたのかどうか、特別なそういう説明会っていうのはしないのでしょうか。

住民税務課長

まずは大学生、専門学校生の関係につきましては、現在のところ行っている状況では ございません。先ほど橋場議員申されましたけれども、高齢の方ですけども、免許証を 返されるような方については、現在、町のほうで、顔写真入りのものをお持ちでない方 については、保険証とか、あと、それ以外のものを2つお持ちになった状態であれば窓 口のほうで発行等をしておりますので、先ほど橋場議員が申されたような形で、本人確 認のできるものの一つとして、窓口のほうでは口頭ではありますけれども説明はしてお ります。

橋場議員

わかりました。運転免許証を返しますと、警察のほうでもそういう証明書を出されるようですけれども、そちらはお金がかかるようですので、こちらも若干はかかると思いますけれども、そういう折に触れての説明は大変大事かと思いますので、よく説明をしていただきたいなと思います。

次に、1-2の質問に入ります。マイナンバーカードを持つとどんなサービス、メリットが受けられ、また行政のメリットはどうかということをお聞きします。マイナンバーカードを持つメリットは、運転免許証と同様に身分証明書として使えます。マイナンバーと本人確認が同時に必要な金融機関の口座開設、パスポートを新しくとりたいなどのときは、これ1枚で済みます。コンビニ、スーパーでいつでもどこでも住民票や印鑑証明の取得、戸籍証明書がとれます。マイナポータルにログインすることで自分の情報がど

のように使われたか履歴の確認や行政のお知らせを知ることができることは承知してお ります。このようなサービスのほかに、このカードを持つとどんなメリットやサービス があり、行政にとってはどんなメリットがあるのでしょうか。お聞きします。

総務課長

先ほど橋場議員、御質問の中でお話しいただいたとおり、マイナンバーカードですが、 顔写真つきであることから、運転免許証、パスポートと同様に本人であることの証明書 となっております。また、マイナンバー提示と本人であることの証明書が必要な場合に は、この1枚で済む唯一のカードとなってございます。また、社会保障、税の手続の際 にも、このカードを提示することで説明書、添付書類を省略することができるものでご ざいます。これ以外のものとしてでございますけれども、今後は健康保険証としての利 用、また海外からのインターネット投票、そういった部分の検討がされておりますし、 市町村によりましては図書館のカードですとか、また全国的にはポイントカードという ような利用も検討、研究がされていうふうに聞いてございます。行政的には、やはり窓 口での負担の軽減の関係、また住民の皆さんにとりましてはコンビニ等での証明書の交 付が受けられることから、利便性の向上ですとか、また証明発行の証明手数料が安いと いう形で負担軽減にも結びついているというふうに解釈をしてございます。

橋場議員

オンライン対応ができるので本当に便利だなあとは思います。町のマイナポータルな んですけれども、これで自分の履歴がわかるわけなんですけれども、これの対応状況は どんなふうなのかお聞きしたいと思います。

住民税務課長

現在、マイナポータルの関係につきましては、窓口に置いてあるわけでありますけれ ども、実際に使われている方につきましては、自由というか、一言言ってもらえばいい んですけども、今現在、窓口を見る中ですと、余り利用状況がない状況でございます。

橋場議員

そうですね。説明なんかももう少ししていっていただかないと、カードの普及にはな かなかつながっていかないんではないかなあと思います。町民が受けるサービスとか行 政が受けるメリットはわかりましたけれども、マイナポータルもあまり使われていない ということです。これは、まだまだPRが足らないというふうに感じます。使ってみる と本当に便利なわけですので、このようなサービスをもっとPRする必要があると感じ ておりますけれども、行政のほうでもそうだろうと思いますけれども、今後どうPRを していくのかお聞きします。

住民税務課長

広報の仕方につきましては、町の広報、CEK等で行っていきたいと思います。また、 先ほど申しましたけども、住基カードを更新の際にマイナンバーカードの更新もありま すので、そこにでもちょっとチラシを入れて入れければということで考えております。 ほとんどが、そういう紙面の中に挟まれるわけですけれども、先ほどもありましたけ れどもマチイロアプリ、あれも非常に便利に使っているんですけれども、ああいったよ

橋場議員

現在のところはありませんが、所管課と検討してまいりたいと思います。

うなところに載せるということは考えておられないんでしょうか。

住民税務課長

橋場議員 若い方とか、便利にパソコンや、それからスマホを使われている方は、そういうとこ ろを見るので、なるべくそういうところにもPRをするようにしていただくと、もっと 普及が進んでいくのかなあと思いますので、そのようにしていただけたらと思っており

ます。

では、次の質問1-3です。キャッシュレス化に進む動きに対応するお考えはあるかについてお尋ねします。30年6月、総務省はマイナンバーカードを利用して地域のキャッシュレス化を進める方針だとの報道がありました。商店街などでの買い物などに使える自治ポイントをクレジットカード払いや銀行の口座振替でチャージし、事実上の電子マネーとして利用できるようにする。自治体ポイントは2017年にスタートしており、任意で自治体が導入しています。1ポイント1円として地域の商店での買い物や公共施設の入場料やオンラインでの物品購入に利用できるポイントプログラムです。自治体では、健康事業、ボランティア活動に参加したポイントやプレミアムポイントなどを受け取ったりに利用を広げています。何にでも使える電子マネーに近づけるということです。自治体ポイントを管理するクラウド型システムは、既に実証事業として構築済みで、全国で現在100以上の自治体が活用しています。県内では塩尻市と山ノ内町が活用しております。町でも、ことしは健康ポイントに取り組みます。まだ、これは発表前ですので、詳しく内容はお聞きできないのかなあとは思いますが、自治体ポイントにもつながるのではないかという期待はしております。

また、政府は2021年3月から、先ほども課長のほうからお話がございましたけれども、原則全ての病院でマイナンバーカードを健康保険証として使えるようにするということです。こうなりますと、皆さん結構便利に使っていただけるので、普及していくのかなあというふうにも考えます。また、徳島県や愛媛県では、ケーブルテレビ、スマートテレビを使い、マイナンバーカードで特定された個人宛てに津波情報を送ったり、カードで避難所のチェックインをする実証実験を行ったとの報道もありました。災害時にもこのように利用できれば、命や財産、また体の保護まで利用できることは、働く世代や女性にとっては、また子育て中の女性などにとっては大変便利でありがたいものです。

内閣府は2018年11月30日、マイナンバー制度に関する世論調査の結果を公表しました。マイナンバーカードを取得した理由を複数回答で聞くと、1位は「身分証明書として使えるから」で46.7%だった、2位は「将来利用できる場面が増えると思ったから」で25.9%、3位は「住民票などがコンビニで取得できるから」で19.6%だった、4位は「職場などで必要になったから」で19.2%、5位は「確定申告などの行政手続をインターネットで行えるから」で19%でした。私も、早く読みたい本はネットで購入、インターネットバンキングや確定申告など、家にいながらにして利用できるので便利に使っています。将来的には利用場面が増えることは確実であり、働く世代、特に子育ての女性とかには大変ありがたいものです。その半面、窓口で職員の方と直接相談することも顔が見える関係づくりには欠かせない大切なことです。

インターネットの利用できない方、また、それぞれのニーズに合った手法で申請の情報が得られるようになることは大切だと感じています。カードの普及とともに、カードを活用した自治体ポイントや新たな動きに対応する準備をしていくことが必要だと思いますが、町のお考えをお聞きします。

総務課長

国では、マイナンバーカードを活用しまして地域のキャッシュレス化等を進めようと

しております。マイナンバーカードと連携した仕組みを導入いたしまして、自治体が実施しております自治体ポイントを商店街での買い物など電子マネーとして利用できる制度を平成29年9月からスタートしてございます。こういった現在導入している自治体につきましては、ごく一部に限られておりまして、令和2年度には消費税の増税に伴います景気対策の一つとして、自治体ポイントに加えまして国の負担によるプレミアポイントを導入することを決定して、国においては導入の検討を進めておるところでございます。

町では、マイナンバーカードを利用した自治体ポイント制度を始めるためには、まだ当町のマイナンバーの普及率が現在では、先ほども橋場議員からお話ございましたけれども、まだ10%に満たないということがございまして、こういった自治体ポイントを管理する機器ですとか、またポイントを付与するための各事業所に設置する機器等が必要になりますことから、早急なマイナンバーカードを使用したこういった利活用につきましては、現在のところなかなか進まないと考えておるところが現状となっております。

町 長

マイナンバーカードの普及がなかなか進まないんですけれども、マイナンバーカードの普及っていう観点から、ちょっと違う角度から、今後AI、IT化、ロボット化、I o T化、それぞれの省力化等がすごい勢いで進んでいくんではないかなというふうに予想されております。長野県でも、そういったAI、IT関係の専門部門をつくりました。それで、一市町村で取り組むというのは、そういった情報やノウハウ等が今は少ないんじゃないかなというふうに思っております。先日の上伊那広域連合8市町村の会議の中で、こういった時代であるんでAI、IT、IoTを使った事務の簡素化、あるいはキャッシュレス化等について上伊那全体で考えることによるスケールメリットがあるんではないかなということを提案いたしまして、今後、その部分についてもしっかり研究して情報を提供していくと、こういうことになっております。多くの部分の方々が連携しながらやることがいいのかなというふうに考えております。

橋場議員

非常に前向きなお答えをいただきまして、うれしいと思いました。っていうのは、やはり定住する方を増やしたりとか、また観光のほうに今力を入れておりますので、そういう方面で見てみますと、当町は非常にそういう面ではおくれているのかなあ、またはついていかれないのかなというところが非常に危惧されておりました。町長がおっしゃられるように、本当に1つの町でやるっていうことは、本当に経費の面から考えても大変難しいことだと思いますので、ぜひ、そういう連携をして、町もおくれないように、また町民の使えない方も使えるような方式もとっていっていただきたいなと思いますので、ぜひ、それを進めていただければと思います。

それで、自治体ポイントをするには、マイキープラットホームというのにも入らなければいけないと思いますが、それも今の町長のお答えできますと、ちょっとなかなか難しいのかなと思いますが、マイキープラットホームはどのようにお考えでしょうか。

総務課長

将来的には検討しなければならない課題と捉えておりますけれども、まだ上伊那的にも伊那市、箕輪町がマイキープラットホームの参加という形でございまして、やはり飯 島町、やっぱりこういった方向づけがきちんとできないと、なかなか加入はできない状 況ってなってございます。

橋場議員

わかりました。今回、ことしから地域ポイント、健康ポイントが活用されていきます ので、また徐々に、こういったところを広げていっていただければなあと思います。

それでは、2つ目の質問です。2-1町はSDGsをどのように認識されているかっていうことについて伺います。これは12月議会で久保島、中村両議員からも質問が出されておりますけれども、まだ、いまだに浸透と推進がされていないのかなあというふうに感じますし、推進の必要性があるなあということから質問させていただきます。

同じ説明になるかもしれませんけれども、また、ああ、こういうものなんだなあとい うところを理解していただければいいと思いますので、聞いていただければと思います。 これは、貧困や格差をなくし、気候変動など課題解決に向け持続可能な世界を実現する ために国連で 2015 年 9 月に採択されました。 SDG s とは、国連加盟国が 2016 年 1 月 から 2030 年末の達成を目指して取り組む持続可能な開発目標のことです。それには 17 の目標があり、169項目から構成されています。SDGsのビジョンは、誰も置き去り にしないです。SDGsをわかりやすく言えば、貧困や飢餓の撲滅といったテーマごと の目標です。今までとは違い、全ての課題は相互に深く関連し、総括的に解決を進める 必要があるということです。個々の取り組みをすることで、ほかの多くの目標も進む好 循環を生み出すことが目指されています。例えば17の目標を幾つかつなげて話せば、発 展途上国では、SDGs目標の6安全な水の確保が進んでいけば、目標3の病気や感染 症に苦しむ人が減り、目標5の毎日長時間の水くみをしていた女性の負担が軽くなり、 仕事につく道も開かれ、目標1極度の貧困から脱することができ、目標4の子どもたち も学校に通えるようになるといったプラスの連鎖です。日本で言えば、女性の活躍推進 のために女性進出の数だけ増やすことを求めるのではなく、女性が活躍している社会を 考えて、そのとき必要なものをつなげるというものです。1つでも問題解決の足がかり を築けば、そこからほかの問題も解決に導いていけます。

町もみんなが安心して暮らせる豊かな町の創出を掲げておりますが、これはSDGsのビジョンと合っております。弱者が一人でも置き去りにされなくなったとき、初めてみんなが安心して暮らせる豊かな町になります。改めて、町はどのように認識されているかお聞きします。

町 長

SDGs、持続可能な開発目標17項目がありました。これは、世界が抱える問題を解決し、誰一人取り残さない持続可能な社会をつくるための世界の普遍的な目標であり、経済、社会、環境の3側面の向上を目指して、国や自治体、企業など、さまざまな主体が行動することが求められると認識しております。言葉で言えばこういうことなんですけれども、私たちが常に取り組んでおります教育、福祉、また農商工、林、観光、こういった部分の産業振興、それと地域の道路の安全、水の安全確保、そういったことをしっかり真面目に取り組むこと、これが、やっぱりひいては世界のSDGsにつながると、このように認識しております。SDGsという言葉は最近、新しい言葉なんですけれども、その内容というのは、地域の方々みんなが一緒に豊かになろうね、幸せになろうねと、こういうことでございますので、我々行政が取り組んでいるものそのものが、やっ

ぱしSDGsであると、このように認識しておるところでございます。また、企業にとりましても、社会貢献活動、CSR等をやっておるということは、最近、それが非常に企業のバリューにもなって、価値にもなってきておるわけでございます。そういったことがだんだんに広がっていくことがいいのかなあというふうに思っております。

橋場議員

そうだと思います。普段何気なくあること、また、こうなったらいいなということが 進んでいけばいいことなんですけれども、それらに真面目に取り組んでいく、これが必 要だと思いますけれども、今また新たにそういう機運になってきたことが、また私はう れしいことではないかなあと思っております。

朝日新聞の調査2019年3月によるますと、SDGsという言葉を聞いたことがあるか という質問に「ある」と答えた人は19%で、知らない人が多いわけです。そういうこと を認識されている町長も 11 月、昨年の 11 月ですかね、県の研修の中でこれがあったん ですけれども、まだこういうことが町民にも職員にも浸透してきておりません。聞いた ことがあっても内容が何だかよくわからない、どう取り組んだらいいかわからないとい う方が多いわけです。昨年11月、研修後の2月には、駒ヶ根市では早くも市長が参加さ れまして「笑って学ぶSDGs」の研修がありました。中学生を初め高齢者まで、多く の参加者がありました。講師は、お笑い芸人の「ねづっち」の登場もありまして、非常 に笑えて楽しい内容になっておりました。17の目標をさまざまなアクションをまじえ、 ばば抜きカードゲームをして学ぶという世界を楽しく学べるプログラムになっておりま した。このように楽しくわかりやすく内容を伝えるプログラムもあるわけで、こういっ た周知を町としてもやっていくことが必要ではないかと思います。町長のお答えでは、 我が生活、我が政治、我が社会に振り返り、どのような位置に値するかということを町 民の皆さん御自身で判断していただければいいかと思っている、そのような機会をつく りSDGsを理解していただくための努力をしていく、とのことでした。いまだ、まだ そのような機会は行われておりません。自治体向けの研修プログラムというのも用意さ れております。職員も広くこの認識を持つべきだと考えます。まだ、どう取り組んだら いいかっていうことがわからないというのが非常に多いと思います。今後の職員や町民 へ周知の取り組みをどのようにしていくのか、お聞きします。

町 長

飯島町では、ちょうど飯島町の第6次総合計画をつくり始めるところでございます。 これはいい機会であると思います。町の全般の問題点についていろいろの御意見等をお 伺いし、向こう10年の計画を立てる機会でございますので、その場を使いながらSDG sという言葉の勉強もまぜていけたらいいのかなというふうに思っております。

橋場議員

ぜひ、そのようにお願いしたいと思います。本当に楽しく学べるというプログラムが ございますので、そういったものも活用していただければ、町民の方も一般の方も参加 しやすいのかなあと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

次の質問です。 2-1 町はSDGsに積極的の取り組むお考えはあるのかをお聞きします。自治体によるSDGsの達成に向けた取り組みが公募され、すぐれた取り組みを提案した都市がSDGs未来都市として選定されます。選定された都市の取り組みは、自治体SDGs推進関係省庁タスクフォースが強力に支援し、特に先導的な取り組みは

自治体SDGsモデル事業として選定され、資金的にも支援されるということです。主な目標は、貧困をなくそう、飢餓をゼロに、全ての人に健康と福祉を、質の高い教育をみんなに、安全な水の利用、防災対策もこの中に入っています。

久保島議員のお答えの中に「常に状況を把握しながら、我々の事業と合致するものを探して、またその対応をとっていきたい」というふうに答えられておりますけれども、今、飯島町にはアルプスから流れてくるおいしい水があります。この水を販売し、その益を福祉のほうに還元したりですとか、災害の折には、この水を支援物資として、そういう災害者の他市町村への支援物資として送るということもできますし、この水の活用っていうのは、熱エネルギーとともに今後の資源としては本当に大切なものだと思いますし、足がかりになるものだと思っております。

それから、今既に進んでいるものに営業部がありまして、その中に、自然部会は森林整備、ブッポウソウの保護活動、それに食部会では米の販売や特産品めぐり、花部会ではポピー園の管理や花マップづくり、アウトドア部会では千人塚の星空観察をしており、観光事業や定住につながる活動をしており、これは、もう本当に足がかりとしてできつつあると思っています。これを目標の中につなげてみますと、4の目標、質の高い教育をみんなに、8の目標、働きがいも経済成長も、11の住み続けられるまちづくりを、12のつくる責任、使う責任、15の陸の豊かさを守ろうにつがなっています。

私は、SDGsの手法を取り入れていけば、地域資源を利用した住み続けられるまちづくりが進むと考えます。誰も置き去りにしないというビジョンは、とても重要で温かいビジョンです。弱者が一人でも置き去りにされなくなったとき、初めてみんなが安心して暮らせる豊かな町になります。町長が今までまいてこられた種が芽を出してきたということで、今、私たちもその活動の中で元気をもらってきております。きょうの町長は元気がないということも本多議員が言われておりましたけれども、ぜひ元気を出していただきたいと思います。そして、町長の1期目の任期も迫っておりますが、2030年を目指し、町としてどのように取り組んでいかれるのかというのをお聞きしたいと思います。

町 長

元気は内に秘めておりまして、大きな声を出すと鼻がここでぐずっと爆発しそうなもんですから、声を小さ目にお話をさせていただいております。お聞き苦しい点があると思いますけれども、お許しいただきたいと思います。SDGs、やっぱし、これは基本的なことでございますので、いろいろのきっかけ、取り組みのきっかけ、そういった広がりがあるということをやはり認識していくことが大事かなと、おもしろおかしく講演会がなされるということでございますので、自分のやっていることがそっちのほうへつながっているっていうことの、まずは認識が必要かなというふうに思います。これは世界のためにやるんだということではなくて、今やっていることがそっちのほうにつながっているんだなあと、こういう意識が大事かなというふうに思っております。そういう機会を何回もつくっていきたいなというふうに思っております。

橋場議員

そのとおりです。何も世界のためにこれを踏ん張ってやるということではありません ので、我々の生活が少しでも豊かになるように、過ごしやすくなるようにということで ございますので、町民の生活向上に大きく貢献するものです。ぜひ、町が総力を挙げて、 みんなが安心して暮らせる豊かな町になるよう、積極的に取り組んでいっていただきた いと思います。

次の質問、2-3に移ります。学校教育ではSDGsをどのように取り組んでいくのかお聞きします。学校の統廃合や経営統合、少子化や優秀人材の海外流出などの教育課題が山積する今、国際目標SDGsの推進及び実施は学びの場として見逃すことのできないキーワードの一つとしています。日本では、小学校、中学校の9年間が義務教育です。初等教育の修学率がほぼ100%かつ大学や専門学校など高等教育への進学も80%を超えるようになりました。しかし、現在、虐待やひきこもり、障害があることを理由に十分な教育や職業訓練の機会を得ることのできない人や、インターネットにアクセスすることで多くの世界や知識に触れることができますが、インターネットの環境がそろっているかどうかでも教育を受ける機会が得られない人がたくさんいます。

しかし、教育については、教育が全てのSDGsの基礎であり、全てのSDGsが教 育に期待しているとも言われています。これは、SDGsに限らず、教育っていうのは 全ての基礎だと思っております。教育長の学校での取り組みのお答えの中に、SDGs という言葉を知らなくても、その考え方に沿ったものについては、さまざまな教科や教 材の中で学習を続けることになる、と言われておりますが、続けられるのかというとこ ろに疑問を持っています。かつて、いろんなあれがありますけれども、国際協力に関心 の高い先生が小学校にもおられましたが、残念ながら、その先生が数年で異動されてし まいます。学校っていうのは数年で先生方が異動されてしまいます。そうしますと、途 中で計画が遮断されてしまいます。今まで培ってきて、ああ、じゃあやろうね、こうやっ ていこうねという計画をしていたものが、次の先生も同じ意識を持つ先生であればつな がっていきますが、続きません。こういうところでいつも切られてしまいます。このよ うなことは今までも幾つか耳にしてきたことです。ESDは、こうした現状を打破でき る可能性があるのではないかと期待しています。教科や教材で学習しても、なかなかそ の先の実践へはつながりません。今年度、中学生の海外派遣事業が始められます。海外 の文化、生活に触れることは、ESDの実践や担い手へもつながります。誰もが未来に 挑戦することができるような教育環境をつくることが必要と考えます。今後の取り組み に教育長のお考えをお聞きします。

教育長

今ESDも含めてお話をいただきました。日本では、SDGs以前のESD、持続可能な開発のための教育という仕組みが各学校で進められてきたところであります。このSDGs、今おっしゃっていただいたとおり、ESDがそれを取り込んで、教育が全てのSDGsの基礎になるという、そういう発想でおります。特に教育にかかわるのは目標 4 にありますが、その中のターゲットの7番目には、全ての学習者が持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにするという目標があって、それらがESDという形で学校教育の中に取り組まれております。それで、学校では、まず知識と技能という部分があるんですが、知識の部分については、教科書、中学校の公民の教科書には、もうSDGsがそのまま取り組まれておりますし、昨年度、私たちが

つくる持続可能な世界という副教材が外務省から配布されましたので、それらを利用してSDGsそのものの意味、SDGsそのものの価値について子どもたちはまず勉強いたします。例えば中学校の道徳の教科書の中にも「持続可能な社会のために」という項目がありまして、国際理解とか環境といった項目が盛り込まれていて、子どもたちは知識としてSDGsを取り組むことになります。一方、その目標を達成するための技能については、おっしゃるとおり学習スタイルの変革をもたらすものでありますので、現在、学校が取り組んでいます主体的、対話的で深い学び、かつてはアクティブ・ラーニングと呼ばれていた、そういった手法も取り入れられております。地球規模で起こる環境問題を考えていく上では、国境を超えて協力や協調が不可欠でありますので、知識を一方的に教え込むだけの教育を続けていても必要な資質や能力は備わらないというふうに考えております。主体的・協働的に学んで行動するために必要な資質、能力の育成を目指して、学校では授業改善が行われております。

なお、これらは、学習指導要領、新しい学習指導要領、来年から小学校で始まるんですけれども、学習指導要領のベースにSDGsを取り込んだESDがベースになっておりますので、至るところで、知識面、それから技能、能力を磨く部分で出てきますので、おっしゃるとおり、子どもたち、あるいは先生たちの中にも、SDGsという単語そのものは知らなくても、持続可能な開発という意味合いが大変重要であるし、そのための力をつけていかなきゃいけないというようなこともあります。

飯島町でも、今お話ありましたけれども、例えばJICAと連携している、総合学習をしている小学校のクラスもありますし、あるいは福祉施設との交流、それから、昨年、防災時のFM局の実験を行ったり、伊那県ウォークと町の魅力発見に取り組んでいたり、あるいはツリーハウスを郷土のためにということで取り組んでいただいた中学生もおります。こういったことを通じて地域の文化的遺産を尊重する気持ちが生まれて、より関心が高まって愛着が生まれれば、この地域の持続可能な開発ということも継続できるのではないかということで思っております。なお、SDGsという言葉は、ことしの高校入試に出ました。大きな問題約2問分、1つはSDGsそのものの知識を問う問題で、1つは電気自動車にかかわる問題で、社会科の問題の約半分がSDGs絡みであったということから、より一層身近になったという印象を受けております。

橋場議員

議

ありがとうございました。私たちの日々の小さなこと、それから当たり前のことが世界の問題につながっていることを考えたり学んだり、また、それをどうやったら実践に移していかれるのかなという、そういう教育の重要性を考えてやっていっていただけるということですので、ぜひ、そういうことを取り組む先生がかわられたときに、それが切れてしまうのではなく、またそれが続いていくようなこと、また、新たなことを始められる先生に対しての、そういう反対論とか、そういうこともないように、また皆さんがこういうことを学び実践できるような取り組みを一生懸命やっていっていただけたらなあと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。以上で終わります。

長 ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後1時30分といたします。休憩。

休 憩

開

長

午前11時38分 午後 1時30分

再

議

会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。 1番 滝本登喜子議員。

1番滝本議員

それでは、通告に従いまして質問を行います。

まず1つ目でございます。1-1生活環境に関する取り組みをお聞きいたします。身近な生活問題に取り組むことを目的に組織された生活改善推進委員会は、今年度廃止となりましたが、この会の事業目的の中の冠婚葬祭などの合理化、簡素化や男女共同参画社会の事業への協力などは、自治会や隣組で申し合わせができていることや別の組織で取り組んでいる、また自治会の役員はできるだけ少なくなどの御意見が多くあり、廃止の理由であったとのことでした。しかし、ほかの事業の中に生活環境の改善事業への協力や消費生活の合理化の推進がありましたが、これらの問題は、これからも地域社会において取り組む重要な問題だと考えております。そこで、環境省が3月に発表した方針で、家で出たごみを収集所まで運ぶことが困難な高齢者のために自治会などが行うごみ出し支援制度の拡充に乗り出すということですので、生活環境の問題として取り上げたところでございます。現在全国では、この制度を2割程度の自治体が実施しているようですが、環境省は今後、支援状況などを調査して自治体向けのガイドラインを作成し、組織づくりを促すということです。全国65歳以上の高齢者世帯は全国世帯の25%、約1万2,500世帯を占めており、さらに、その半分近くが高齢者単身世帯です。

町では、65歳以上がいる世帯は約2,200で、65歳以上の世帯、単身世帯を含めた世帯は1,062で33%に上り、全国より上回っております。2025年問題でもあり、高齢者の生活支援の一つとして町も考えていかなくてはなりません。ひとり暮らしの方の例でも、家の中は雑然とし、ごみはたまる一方ということも見聞きいたしました。清掃業者に委託し玄関先での回収や職員が出向いて引き取るなどを行っている自治体があります。町は高齢者のごみ出し支援をどう考えるかお聞きいたします。

町 長

滝本議員にお答えいたします。高齢化社会を迎え、誰しも歳を重ねることにより足腰が弱くなり、重いものを持つことや歩行も困難となってまいります。そのため、議員お尋ねのような高齢者のごみ出しについても、ごみステーションから離れている方は遠方よりごみを運ばなければならず、日ごろから御不便、御苦労されていることとお察し申し上げます。そのため、今後町としても高齢者のごみ出し支援等に何らかの方策を考える時期が来ていると感じております。高齢者ごみ出し支援の町の考え方につきましては、担当課長から現状等をお話し申し上げたいと思います。

住民税務課長

それでは、議員の御質問にお答えいたします。ただいま議員のほうで高齢者のごみ出し支援につきまして御指摘いただきました。これにつきましては、環境省のほうで高齢者社会に対応した廃棄物処理体制構築検討業務というのがありまして、そちらのほうで

示されていることをおっしゃられていると思います。先ほど議員のほうで申しましたけれども、今、国のほうでは調査をしておりまして、来年3月には全国の状況がわかる予定でございます。また、そこをもちましてガイドラインも出される予定でございます。町の取り組みとしましては、国からのガイドラインはもとより、関係機関と連携を図りまして、町の実態に合いました飯島版高齢者ごみ出し支援策を研究してまいりたいということであります。

滝本議員

研究をしていくということでございますが、どういうことの研究でございますか。調査とかアンケートをとるとか、そういうことでしょうか。

住民税務課長

現在、まだ具体的なものはありませんが、関係部局、社協とか、あと健康福祉課とか、 それぞれの関係課とどういうものが必要かというものを検討してまいりたいと思って おりますので、内容につきましては今後検討してまいります。

滝本議員

ぜひ、研究をする段階も早目に行っていただきたいと思います。

では、次1-2でございます。自治会にあります環境衛生自治会の役員は50代から60代半ばの人がほとんどで、昼間在宅をしていない人が多いということでございます。現在、70歳定年の企業が出てきているし、また企業の努力義務を課すとして法案が出されようとしている中、そうしますと、昼間の在宅者は70歳以上の高齢者がさらに増えていくことになり、在宅高齢者を在宅高齢者が担うことになると考えられます。生活の中で資源ごみを出すとき、資源ステーションは自治会に1カ所しかなく、ひとり暮らしの高齢者、高齢世帯の人が遠くのステーションへ段ボールや缶、瓶など重いものを出す場合は容易ではありません。車もなく、運転もできない、まして2世代の若い人たちも近所にはいない世帯が多いです。適正な資源ごみの分別のためにも、収集ステーションへの運搬や定期的な家庭ごみのことも含め、町では支援をどう考えますか。

住民税務課長

現在ひとり暮らしの高齢者の方や高齢者世帯でありますけれども、そちらのほうのご み出しにつきましては、個々のケースごと支援方法が異なりますけれども、支援者やヘルパーなどによりサポートがされております。

滝本議員

そういう方たちのために支援者がいてサポートしているということでございますが、 環境衛生自治会の役員に補助的な方をつけてお願いするというようなことは無理なので しょうか。

住民税務課長

環境衛生自治会の役員の皆様につきましては、全体のほうを今やっていただいておりますので、個別な対応につきましては難しいかと思います。

滝本議員

わかりました。先ほどの1の質問でもありましたように、これから高齢者のごみ出し についての検討はなされる、研究をしていくということでございましたので、これもあ わせてしっかり研究して、実現に向けていただきたいと思います。

では、1-3でございます。環境衛生自治会の組織について伺います。活動と自治会との関連、支援や補助の状況をお聞きいたします。

住民税務課長

現在ございます環境衛生自治会でありますけれども、こちらは、昭和 48 年に、環境衛生向上のため、自治会組織と密接な連携を持ち、町民の健康、保健環境の保全をすることを目的としまして設立されております。現在、環境衛生自治会でありますけれども、

各自治会のほうから委員さんを出していただきまして、主な活動としまして、町から自治会への連絡事項、またごみステーションの維持管理、あと不法投棄の啓発看板等の設置、また、あわせましてごみチケットの配布などの御協力をいただいております。いわゆる環境に関します町と自治会のパイプ役ということで認識しております。また、町のほうの補助でありますけれども、自治会のほうへ世帯数に応じまして交付金をお支払いしております。また、ごみ施設、処理施設につきましても、視察等の日程を設けまして、昨年度も実施しましたけれども、本年度も予定しております。以上でございます。

滝本議員

町からの支援とか補助ということについてお伺いしまして、資金――資金というか、 援助的なものは出ているということなんですけれども、その使い道については自治会の ほうへお任せということでございますか。

住民税務課長

目的としましては、ごみステーションの管理、清掃等に伴います活動費ということで 支給してございます。

滝本議員

わかりました。

では、次の1-4でございます。各自治会内にある収集所は、現在173カ所あるということでございます。この収集所の設置は誰が行い、費用はどうしているかなど、お聞きしたいと思います。

住民税務課長

ごみステーションの設置につきましては、各自治会ごと必要な場所を決めていただきまして、各自治会の費用で運営していただいております。また、新規につきましても同様な形でございます。先ほど申しましたけれども、運営費用はございますけれども、設置補助はございません。また、新たにごみ収集所を設置する場合でありますけれども、町としましては、そちらのごみ収集所のほうに、町の委託業者のほうに箇所が変わったという連絡をして、連携をとってございます。

滝本議員

そうしますと、新設置の場合はどなたが申請してもいいということですか。自治会のほうからということなんでしょうか。

住民税務課長

先ほど申しましたように自治会のほうでの運営費となりますので、自治会のほうで御 理解いただいた上で、新たなものは設置する形となります。

滝本議員

わかりました。収集所の形態なんですけれども、幾つかの収集所は屋根つきで囲いがあったりしております。それですが、黄色や青の網が設置してあるところもあり、ばらばらの状態です、今は。この網の置いてある場所は、道路に沿って端にある場合が多くて、ごみ袋が道路にはみ出していたりするのを見かけます。また、雨などで濡れている場合、収集業者も苦労されると思います。収集所は屋根や囲いのものを設置するようにできないのでしょうか。

住民税務課長

先ほど来申し上げておりますように、ごみステーションにつきましては自治会のほうで設置していただいておりますので、必要に応じて町のほうで交付金としてお支払いしている維持管理費の中で修繕等をお願いできればと思います。

滝本議員

そういうことで、自治会にお任せということなんでしょうけれども、景観の問題もありますし、何とか自治会のほうに、こういう囲いのもの、屋根のついた囲いのものなどを設置するようにアドバイス的なことはできないのでしょうかね。

住民税務課長

環境衛生自治会のほうから御相談があれば、御相談に乗っていくような形をとってい きたいと思っております。

滝本議員

そうですね。自治会へお任せっていうのもなんですけれども、こんなような例を挙げて自治会のほうにアドバイス、また御提示をいただければと思います。

次の質問です。1-5、ごみは分別され収集されますが、資源ごみはどこに運ばれ、リサイクルされるのでしょうか。4月に配布されたごみの出し方ガイドブックに分別された資源ごみの流れが記載されていました。収集場所の民間工場などの見学はしたことがありますが、集められたそれらのものは何に再生されているのか、再生されたものを実際見ることは、ごみ減少の意義を認識し、減量に対する取り組み意識を上げることにつながるのではないでしょうか。再生された品物、特にペットボトルや資源ごみ、布類やスチール缶などの展示を提案するが、どうお考えですか。

住民税務課長

ただいま議員のほうからリサイクルの関係のお話をいただきました。現在、町のほうでありますけども、再生品につきましては、手持ちではございませんが、今後につきましては入手していきたいということで考えております。ただ、庁舎のほうに展示するにもスペース等がございますので、また関係課と検討していきたいと思っています。ただ、当面で考えられるものにつきましては、町内で行われるイベント等につきまして、町のほうで入手したものを展示していければということで考えております。

滝本議員

今、庁舎内にはスペースがないということで、検討するということでございますが、 庁舎内のみではなくても、公共の施設、文化館、図書館、それから各公民館、むしろ自 治会、本当に身近なところでありますので、そういうところの展示も考えてみてはいか がでしょうかということでございますが、どうですか。

住民税務課長

施設の所管課等がございますので、検討しまして、可能であれば展示を考えていきた いと思っております。

滝本議員

ぜひ、いい方向に向かうように期待しております。

次の1-6でございます。県では先ごろ、プラごみ減量のため信州プラスチックスマート運動に取り組むと発表いたしました。プラごみの処理や海での汚染問題など、最近では毎日のように新聞でも取り上げられております。庁舎内のペットボトル置き場にもたくさんありますね。職員や会議における取り組み状況をお伺いいたします。

総務課長

それでは、庁舎内の取り組みにつきましてお答えをいたします。取り組みといたしまして、ペットボトルですが、ほかのごみも減量という形でお答えしてよろしいですか。ペットボトルに限らず減量化という形でお答えさせていただきます。

まず、会議等におきましては、電子化によります会議資料の省略、また両面印刷、ページ数を減少とする工夫を行ってきております。また、職員宛てのさまざまな通知等につきましては、電子メールを極力活用いたしまして紙の削減を進めておるところでございます。また、資料等につきましても、できるだけ電子データ化をいたしまして、印刷物の削減、また保存のつづり等の減少に取り組みますとともに、ミスプリントした紙につきましては、個人情報等を十分注意しながら裏紙の使用にも務めておるところでございます。裏紙の関係でございますけれども、リサイクルの可能なもの、それから先ほどの

個人情報等記載されておりますものにつきましては、溶解処分等、適切な処分を行っておるところでございます。また、職員個々の対応といたしましては、多くの職員がマイボトル、またマイカップを持参しておりまして、そういった水分補給を行っておるところでございます。昼食時でございますけれども、職員食堂には共同で使えます茶わんですとか箸、またおわん等、用意をしてございまして、そういった部分、ごみの減量は従来から進めておるところでございます。また、庁舎内にございましたカップ式の自動販売機につきましても撤去いたしまして、現在はペットボトル式のものを設置してございます。そういった部分で庁舎内から出るごみにつきましても削減をしてまいる努力をしてまいりたいと思っております。

滝本議員

大変皆さん御努力いただいて取り組んでいるということをお伺いしました。今、庁舎の食堂にもお茶わんや箸を置いてあるということでございます。そのことで私もちょっと質問したいことがあったんですけれども、お昼は、そういうことで、そういう形をとっているということでいいんですけれども、飲食を伴う集まりの場合がありますね、お弁当をとったりとか、そういうときについてくるのが、やっぱし割り箸なんですね、その割り箸もごみとなります。今、最近では飲食店などでも割り箸ではなくて洗える箸に変えているところもあります。割り箸はもらわないという方向で、会議の進め方っていうか、それの持ち方も検討をいただければと思いますが、飲食のときにも庁舎内の洗える箸を使うということで、検討はどうでしょうか、

総務課長

それぞれの、やっぱりケース、ケースによって違うと思いますけれども、また、そういった部分で相談というか、お知らせをしながら、極力割り箸等つけてもらわないような働きかけをしてまいりたいと思っております。

滝本議員

わかりました。ごみというものはいっぱいありますので、なるべく使わないという選択をするということで県のほうでも考えているようですので、よろしくお願いいたします。それで、県の取り組みはプラスチックのごみの取り組みなんですけれども、町の燃えるごみの量は、事業ごみを含めると増えている現状だということです。そして、プラごみだけでなく、こうした割り箸などのごみの取り組みに対しても意識の向上を図ることが大切だと思います。先ほども申しましたように、必要でないものは使わないという意識の普及に努めることが大切だと思います。資源ごみはリサイクルされ、再生され、生かされて次へとつながれていきます。これは人の命、人生とも重なるところがあるなと、ふと感じたところでございます。物も大切にしたいですね。

では、次の質問に移ります。生活支援コーディネーターに関する質問です。 2 - ①、28 年 6 月の一般質問で高齢者の能力、知恵などを地域で生かす取り組みを伺いましたが、場所と人、人と人をつなぐ取り組みで、生活コーディネーターが組織づくりのサポートをするとの答弁でありました。 3 年が過ぎ、現在の体制と役割をお聞きいたします。

町 長

生活支援コーディネーターは、人口減少と高齢化が進む中で、地域の実情を把握しながら高齢者等の生活支援体制の整備や社会参加の推進などを一体的に進めてまいります。いちいの会や集いの場などの集まりを住民による立ち上げ、これらの育成の支援を行ったり、既存グループの運営支援を行っておるところでございます。地域全体での支え合

い体制を進めていくことが大事だと思っております。生活支援を必要な方々は、いろいろのケースがあると思います。そういう支援が重篤なことにならないように、高齢化社会の中での高齢者が元気に活躍し続けられると、こういう社会が理想だと思っております。それで、元気に活躍してねと言っても、何をどうするのかということがまだ明確にはなっていないんですけども、私の頭の中では、この3つがあるということが大事だなあというふうに思っております。これは、まだ元気な高齢者に対しての目標でございます。まずは居場所があることだと思っております。ほいで、その居場所は社会との接点があることである、社会にお役に立てる場であると、こういうことが大事だと思っています。そして、その集まりの中で個人個人の役割がある、こういうことが大事かなというふうに思っております。居場所がある、社会との接点がある、役割がある、自分の役割がある、これが元気に心身ともに活躍し続けられる状況ではないかなというふうに思っています。これは、いろいろの考え方が、やり方があるかと思いますので、いちいの会、あるいは自治会の高齢者の会の中で、そういったことを考えていただければいいんじゃないかなというふうに思っています。行政も、そこにつきまして応援してまいりたいと思っております。

滝本議員

そういうことだと思いますけれども、社協にもコーディネーターがいて、それから福祉課の中にもコーディネーターがいるということですが、何人いて、どのような活動を、次の質問になってしまいますけれども、社協と健康福祉課のコーディネーターの違い、内容ですけれども、ありましたらお答え願いたいと思います。

健康福祉課長

それでは御説明いたします。体制なんですけれども、平成30年度は、町設置のコーディネーターが1名、事業所に委託したコーディネーターが4名、社協に2名、それから生協の関係ですが、やまなみに1名、なごみの家に1名という形で行いました。それぞれ兼務をされておりまして、自分のお仕事がある中、町から委託をしているというような形で行っております。今年度につきましては、町のコーディネーター、これもフルタイムではなくて時間の短いものなんですけれども、2名増員してやっています。ということで、町のコーディネーターと社協のコーディネーター、それからほかの事業所のコーディネーターの違いなんですけれども、町は、どちらかというと統括をする役割でつなげる役割をする、地域のほかの方々につきましては、自分の活動の中からいろんな資源を拾い集めてくるとか、それを、町のほうの会議がありますので、そちらのほうへつなげて、では、どうやって行きましょうというような活動をしています。

滝本議員 健康福祉課長

では、主に町と社協との関係の活動状況ですけれども、どんなような状況でしょうか。 町のほうでは、研修によるスキルアップをしたいとか、個人とか事業所のつながりに よる情報収集、あと、いちいの会に出向いていって取材をしてくる、それから飯島町の 統計的な地域特性の分析や把握をしたりとか、昨年は社会資源の発掘をしながら社会資 源ガイドという本をつくったり、あと広報いいじまへ地域の活動を記事にして掲載する などのことを町のコーディネーターは主にやっております。社協のほうといたしまして は、昨年は地域の1軒1軒に行きましょうということもありまして活動をいろいろして いるわけなんですけれども、町から支え合いマップの基本になるものとか救急キット等 の仕事をする中で、いろんなアンケートをとったりとかして実態把握をするというよう な活動をしています。以上です。

滝本議員

今のお答えの中に統計とか調査をしたということですが、そこから何か見えてきたものはありますか。

健康福祉課長

飯島町には自治会によって高齢化率が違う、あと介護認定度も違う、介護保険を申請しているパーセントも違うということもわかってまいりましたし、自治会によってさまざまな、いちいの会があるところも、ないところもあるし、地域の方々の中で自主的な取り組みがすごくされているところとか、されていないところもあることもわかりました。細かい自主的なもので本当に宝になるような活動をしているところもあるということがわかってまいりましたので、これからは、それが地域全体に広がっていったりとか、地域の方々が集まっている中に健康であるとか食べることであるとか生活の支援とか、そういうことを一緒に考えていけるようなところ、そこのところをこれからどうやって広げていこうかっていうところが課題だなあっていうことがわかってきました。

滝本議員

そういうことだそうですけれども、いろんな特徴がある自治会の中での活動だと思いますが、そういう、いちいの会は大体皆さん御存じだと思うんですけれども、ほかに居場所的に集まって活動している組織なんかは、実態っていうことはわからないのが現状じゃないかと思うんですけれども、そういうところを、また広報などでお知らせしていくということなんでしょうか。

健康福祉課長

広報も昨年からページをいただいてやり始めております。それぞれの集まり、いちいの会に関しましては、いちいの会の方々が集まって発表会をしたりということもこれまでにやったりとかしております。居場所について、そのガイドをつくりましたので、そこをもう少し精度のよいものにして広げて、皆さんのほうにお知らせしていければいいなというふうに今考えているところでございますが、今できたばかりということでございます。

滝本議員

広報やいろいろな機会を通して、こういうところがあるんだよということをお知らせ すれば、何か興味を持って、こういうことをやっているなら私も行きたいなっていう方 も出てくるんではないかと思いますので、ぜひ、よい案でお知らせいただければと思い ます。

次の3つ目でございます。それで、ダブるかもしれませんけれども、コーディネーター 自身の課題と、それこそ地域の課題というものはどんなようなものがありましたでしょ うか。

健康福祉課長

すみません。こちらも、ちょっと同じようなことをおしゃべりすることになるかと思いますが、よろしくお願いいたします。生活支援コーディネーターの課題といたしましては、地域の中にいかに溶け込んでいけるか、地域の人とのつながりをいかにつくっていけるかということが課題だというふうに思っております。この課題につきましては、地域の皆さんとより多くの接点をつくりまして、日々のコミュニケーションを大事に活動しております。

次に、地域の課題といたしましては、今までのコーディネーターの活動から、飯島の中には住民の皆様の地域での集いの場や自主的な集まりが多くあることがわかった反面、少ない地域もあって、飯島町の強みであると同時に課題ということが見えてきました。町の人口は減少しながら、高齢者人口の割合は今後も上昇が続く見込みでございます。現在でもところによっては高齢者の割合がとても多くなっていて、地域全体の活動や日々の生活など、さまざまな課題が出てきているところもあるというふうにお聞きしていて、それぞれに工夫していることもあるということも聞いています。これらの課題に対して、コーディネーターは、地域の状況とか特性を捉えながら、自主的なグループや集まりなどのさらなる発見や開拓をしたりとか、活動の空白地域には新たな活動を起こすサポートをしたりとか、これらに参加する皆さんには、少しずつでも健康とか食とか安全など、総合的な生活支援、高齢者が安心に暮らしていけるまちづくりということが浸透していくように働きかけてまいりたいというふうに思っております。住民さんたちがみずから行う総合的な通いの場や自分の健康は自分で守る、そんな意識とか興味を持っていただける視点を捉えながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

滝本議員

すみません。同じような質問をいたしました。それで、地域の中でいろんな課題があるということですけれども、自治会の中に地域福祉推進員ということで、社協からの依頼があって設置をしたということでありましたけれども、この推進員の皆さんの活動、役割はどんなようなものなんでしょうか。

副町長

社会福祉協議会の地域福祉推進員の役割はという御質問でありますけれども、地域福祉推進員の皆さんにつきましては、町の社会福祉、それから地域福祉、そういった意識の醸成ですとか、地域福祉の円滑な推進のために設置をされているものでございます。選出につきましては、自治会ごとに1名推薦していただいて、社会福祉協議会の会長が委嘱しております。内容的には、今申し上げましたように社会福祉協議会の役員という位置づけであります。活動としましては、社会福祉協議会の会費の納入、それから共同募金の協力、それから社協報の配布、地域福祉活動へのさまざまな参加ですとか、また社会福祉協議会が行いますイベントに出席していただいて、運営等に御協力をいただいているところでございます。

滝本議員

地域福祉推進員の役割をお聞きいたしましたが、先ほどからのお話にもありますように地域で居場所をつくるということで、いちいの会が特にトップに挙げられておりまして、民生委員がかかわっているところもありますけれども、地域福祉員の皆さんが、そのような役割といいますか、イベントの出席とか、協力はあると思うんですけれども、何とか地域の中で集まりができるような協力体制という形をとることはできないのでしょうか。

副町長

社会福祉協議会で選出されている役員でございますので、社会福祉協議会と協力しながら、またかかわれるところをかかわっていただくように協議してまいりたいと思います。

滝本議員

ぜひ、その方たちも地域の中に入っていただいた中で、自治会の中で活動をしていただけるよう期待したいと思います。以上で質問を終わります。

議長

11 番竹沢秀幸議員。

11番 竹沢議員

それでは、通告に基づき一般質問を行ってまいります。今回は4項目について質問いたします。

まず第1に、飯島町、音楽のまち飯島の将来構想、展望について問うということでありまして、詳細は、また町長に熱く語っていただく場を設けたいと思いますが、質問要旨1-1であります。当町内にあるフルート製造メーカーが新たな工場用地を取得し、石曽根地籍に新社屋を建設する予定であります。今6月議会において企業誘致費3,837万円の予算補正が提案されておるところであります。この工場建設にかかわる用地費、工場の建設規模、竣工の時期など、わかる範囲でお答えをいただきたいと思います。

加えて、この企業に対して期待するものは何かについてお答えください。

町 長

平成31年1月31日に企業と飯島町、飯島町土地開発公社、この3者で土地売買に関する覚書の締結をこの企業と行いました。また、その後、隣接農地も取得したいという意向の中から、農振除外を行い、6月の農地転用申請を予定しているところでございます。現在は、敷地造成工事のための現地測量及び設計を発注し進めており、新工場建設につきましては企業側が工場の配置などを検討している段階と聞いております。今後は、設計段階において地元説明会など行い、計画的に実施されることと思います。

長年、飯島町にかかわっていていただいたフルート製造工場が飯島町に新しい社屋を建てて、飯島町に根づいて新しい展開を行うということで、非常に大きな期待を寄せているところでございます。このメーカーは、高級品、プロ向けのフルート会社でございまして、世界各国にお得意様がおり、有名なプレーヤーがこのフルートを使っていらっしゃるということでございます。世界との接点も、つながりも、非常に多い企業でございます。こういった企業が飯島町に根づいていただきまして、そこでフルートを輸出、世界に向けて輸出しているっていうことも我々地元にとっては誇れることでありますし、その仕事内容につきましても、本当に働いている方が職人、手に職をつけるといいますか、技術を磨ける、自分の腕に技術をつけるという内容のお仕事でございますので、これもまた根づいた産業になるんじゃないかなあということを期待しておるわけでございます。また、文化的にも、フルートを通じてこの地域の音楽への貢献というものは非常に高いわけでございます。いろいろの意味で、この企業、また町民とのかかわりを期待しておるところでございます。

竹沢議員

ただいま御答弁いただきまして、世界の接点の役割、また社員の技術を磨く、職人的なこと、それと町内の文化的な貢献、こんなことも期待されるということでございました。

続いて、要旨、質問1-2であります。楽器ケースメーカーやファゴット製造メーカーの誘致についてお伺いします。我が町には、昔はバイオリン製造、その後、大正琴製造で全国制覇した会社がありましたが、残念なことに駒ヶ根のほうへ移転したところでございます。現在のフルート工場に加えまして楽器ケースメーカーやファゴット製造メー

カーも誘致できれば音楽のまちに寄与できるのかなあというふうに思うわけでありまして、そういう取り組みも水面下で取り組んでいるように伺っております。そこで、飯田市にあります楽器ケースメーカーへの誘致の取り組みはどうなのか、また、東京の中野区にある日本で唯一のファゴット製造メーカーへの誘致の取り組みはどうなのかについてお伺いします。

町 長

現在、東京都にありますファゴット製造会社――ファゴットというのは木管楽器の一番低音の部分を担当する楽器でございます。御存じでしょうか。竹の筒がくうっとこのぐらい長くて、こう抱えて、ぴっとこれをくわえて、それで吹く、そういったなかなか奇妙な音の――奇妙な音っつったら失礼でございます。すみません。そういうなかなか美しい音色を出す楽器なんですけれども、そのメーカーなんです。なかなかこのメーカーがいないんですよね。しかも、これが高いんです。100万円以上するもんですから、普通のブラスバンドとかオーケストラではなかなか持てない、こういった類いのものでございます。この会社が今まで中国で生産をしておりました。日本でどうしても拠点をつくりたいということの中で、飯島町に関心を寄せていただきました。この会社は、町内の空き家を利用したいということでございますので、現在関係する空き家の所有者と契約締結に向けて協議を進めているところでございます。これらの音楽関連企業が飯島町に集結してくることによりまして、飯島町が楽器のまちになると期待しておりますので、今後も音楽関連の誘致活動を続けてまいりたいと思っております。

企業誘致につきまして、東京がやはり大きな窓口になるわけです。特に長野県の東京 事務所、ここは頼りになりまして、いろいろの企業が信州へ展開したいと、こういう意 向のときに、まずは長野県東京事務所に訪れると、こういうことでございます。でござ いますから、町としてもここを押さえることが必要だというふうに思っています。その ときに、「飯島町へ企業誘致をお願いします。」と言っただけでは、なかなか飯島町とい うものが俎上に上がってこない。それで、それにこだわっているわけじゃないんですけ れども、「私たち音楽村をつくりたいと思っているんです。音楽の会社があったら、ぜひ 私たちのところへ優先的にください。」と、こういうお願いをしておるんです。そういう ことが、担当者の頭の中に飯島町は音楽の村と、こういう先入観があるもんですから、 そういったお話のあったとき、まず飯島へ来てくれると、このファゴットもそのつなが りでございます。まだ今形になっていませんけど、バイオリンも松本、松本はサイトウ・ キネンがありますもんですからバイオリンの本拠地になっておるんですけれども、松本 にっていう案内はしつつも「飯島町でも音楽村を希望しているので、ぜひ飯島町も見て ください。」と、こういう紹介をしていただくわけなんです。ほかの企業がだめだという ことではなくて、一つ飯島町を売る、担当者に、相手方にすぐ飯島町のイメージをこう いうふうに伝えてほしいと、こういうことの中では、そういった戦略を今とっておると ころでございます。その中で、こういうお話があったということでございます。

竹沢議員

ファゴットメーカーにつきましては、町内の空き家の協議が成立するように、ぜひ奮 闘をいただきたいと思います。私も職員時代に企業誘致を8年ほど担当しておりまして、 東京事務所はよくお世話になっておりまして、音楽の村づくり、いいですね。 続いて、1-3に行きます。飯島町親善音楽家、飯島ゼクステットメンバーとのコラボで定期演奏会の定着拡大をということであります。来る7月21日、飯島町文化館におきまして午後2時開演で創業50周年記念祝賀記念のフルートの演奏会がございます。入場無料でございますので、町民の皆さん、ぜひ関心がありましたら鑑賞していただけるといいのかなあと思います。飯島町にフルートの春夏秋冬の楽曲を贈呈いただいた飯島町親善音楽家、そして、いつも一緒に演奏していただいております飯島ゼクステットメンバーの演奏は、私も聞いておりますけど、飯島町営業部の文化部主催でコンサートをここ何回も行っておりまして、私は夜の部のほうに行っては鑑賞しておるところであります。また、フルート製造会社のほうの社員の皆さんのアンサンブルもあるわけであります。これらの方とコラボして、飯島町においてフルートの定期演奏会というのを、今回の祝賀記念の演奏会をきっかけに、ぜひ定着をしていただくことを求めますが、いかがでしょうか。

地域創造課長

飯島町親善音楽家の皆さんとの定期演奏会の拡大をという御質問でございます。飯島町親善音楽家の皆さんは、当初、先ほど議員さんもおっしゃったとおり組曲「飯島」を作曲いただいた竹下正登さん1名でございましたが、その後、門下生の5名の皆さんからも飯島町の町おこしに協力させてほしいというようなありがたい御意向をいただきまして、現在6名で活動をいただいておるところでございます。平成28年度の町の発足60周年の記念式典を初めとして大博覧会や飯島町営業部の文化部会事業での演奏会、また、町の主催ではありませんけれども、Cafe飯島岬ですとか音楽の会と、あるいはアグリネーチャーいいじま主催による演奏会も今まで開催をされてきたところは御承知のとおりかと思います。今後ですけれども、飯島町営業部では町民の森での音楽祭、あるいは今週の6月15日に行われるポピーイベントにおけるオカリナの演奏会、また文化部会でも住民主催の演奏会の支援など、今後も演奏会の定着に向けた取り組みというのを予定しているところでございます。

先ほど竹沢議員さんからもお話がありましたミヤザワフルートの 50 周年の記念事業の関係でございますけれども、竹下さんのほうからは、この演奏会において文化を初めとする町の魅力をPRすることを目的に、町とか飯島町営業部とのコラボレーション企画ができないかといったような提案もございまして、これは飯島町の国内外に向けた情報発信の場として貴重な機会をいただいたということでございますので、企画内容について営業部を中心に現在検討を進めているところでございます。

竹沢議員

御答弁いただきました。今後、営業部とのコラボということも視野に入れて取り組んでいただくことを求めまして、質問要旨 1 - 4 であります。こうしたことでだんだん定着していただくことは、町内に音楽の音色が広がっていくということはいいことだと思うんですが、そこで、飯島町の文化館ですけれども、指定管理の問題は、きょうは置いておいて、〇〇〇〇ホールとしたらどうかということを提案するわけであります。例えば、長野県の施設でありますけれども、長野市のホクトホール、松本市のキッセイホールなどのように、先ほど町長の答弁にもありましたが、世界に羽ばたいている町内のフルートメーカーの頭文字の4文字のホールにすることであります。一定の広告料を同企

業にも負担していただくことを前提として、飯島町の情報発信にも寄与すると思いますが、いかがでしょうか。

町 長

文化館を何とかホールにとしたらどうかと、こういう御提案でございます。これまで 企業や町民の皆さんから、そうした御意見をいただいたことはございませんでした。そ のため、今のところ文化館の名称変更については考えておりませんというよりも、思い ついたことが今までなかった状況でございます。いろいろのメリット、デメリット等あ るかと思いますんで、慎重に考えていきたいなと思っております。

竹沢議員

こういうことは今回初めて提案しましたので、慎重に御検討いただければと思います。 質問要旨 1 - 5 であります。先ほど町長のほうから音楽の村づくりか、こうしたお話がありましたが、今から 53 年ほど前のことですけれども、下平町長も私も飯島中学校で吹奏楽をやっておりまして、NHK器楽コンクールに毎年参加しておりました。これは毎年入賞いたしまして、NHK松本支局がございまして、ここで関東甲信越の大会に出るためのテープの録音をした懐かしい思い出があります。この当時演奏した曲がロッシーニ作曲の「アルジェのイタリア人」だったかな、だと思いますが、覚えていますかどうか。そこで、下平町長、先ほどから音楽のまちなり音楽の村ということで飯島町を標榜しておるわけで、あちこちで少しこういうことのお話を始めているようにほかの町民からも聞いておりますので、ここでその思いをちょっと語っていただければと思います。

町 長

気軽に多くの人々が音楽に触れ、親しみ、楽しむ、そういった環境がこの飯島町に日常的にあり、何といっても2つのアルプスの麓に音楽があるというのは、この景観にふさわしい文化ではないかなというふうに思えております。先ほどお答えしたとおり、フルート製造会社の新社屋建設やファゴット製造会社の誘致も進んでおります。また、七久保小学校児童による鼓笛隊、中学生が総合学習で取り組んでおります大正琴、竹下先生を中心としたプロの音楽家によるコンサート、町民有志による遊広場やミュージックウエーブ、まちの駅を中心に定期的に開催されている音楽イベント、コーラスや楽器演奏を楽しむ町民の皆さんのサークル活動など、多くの町民の皆さんが音楽を楽しむようになってきており、音楽がこの町にあふれておるというふうに思っております。

音楽の企業が、楽器企業が、まず3つ集まれば音楽村と言って大々的に情報発信できるんじゃないかなと、このように思っておるわけでございます。先ほど申しましたとおり、音楽だけに限っているわけではございませんけども、このアルプスにふさわしい文化が根づくという意味においては、音楽の楽器製造メーカー、これが今、太平洋ベルトにあって、地震等の災害が危惧される中で、移動したい、製造元を安全なところに移したいと、こういう状況が生まれているわけでございますんで、ぜひ、その方々に特色あるまちづくりの一環としてここに住んでいただければいいかなあと思っています。しかも、楽器をつくるという仕事自体が本当に、部品の流れ作業ということではなくて、従業員の方々の技術力が問われる、そういった作業になるもんですから、これも末長い産業として根づいてくるんではないかなというふうに思うところでございます。文化、産業、また世界とのつながりという部分において、音楽村というのは、大きな構想を皆さ

んに認めてもらってというよりも、地道な積み重ねをやっていったら音楽村だったと、 こういう流れが一番いいんじゃないかなというふうに思っておるところでございます。

竹沢議員

2つのアルプスのもとで音楽ある文化が根づくっていうことはいいことだと、産業として3つ以上楽器メーカーがあれば情報発信までいっていいんじゃないかと、そういうことによって世界的につながれる、そういう音楽のまちというか、村を標榜しておると、こういうお話でございました。ぜひ、楽器メーカーも3つになり誘致できるように、我々も応援しますので、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

質問要旨1-6であります。これは、ちょっと現状まずい問題だと思うので指摘するわけですが、与田切公園の野外ステージですけれども、以前につくられまして、長い年数がたっております。たまにコンサートとか、何かありますけど、ほとんど利用されていませんので、宝の持ち腐れと、こういうことになっておるわけでありますので、これについて具体的な活用方法を検討していく必要があるんですけれども、よい案はございますか。

地域創造課長

与田切公園の野外ステージの活用方法についての御質問です。議員御指摘のとおり、 現在、野外ステージの利用というのはほとんどされていないというのが現状であります。 昨年度、観光戦略会議の委員の皆さんにも現地を見ていただいた際も「これ使わないの はもったいない。」と、「ぜひ積極的に活用を。」というような御意見も頂戴をしている ところでございます。今年度につきましては、今月、それから8月に音楽やダンスのイ ベントが計画されております。こういった機会もございますので、町民の皆さんにも御 参加をいただいて、野外ステージの活用についてもいろいろな御意見を賜れればなあと いうふうに思っているところでございます。

竹沢議員

余り具体的に利活用が進むような感じはしませんが、できるところから取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2番目の質問項目に入ってまいります。千人塚、傘山など観光振興にどう取り組むかについてであります。質問要旨 2-1、前年度予算で購入いたしましたマウンテンバイクとサップの配備状況は、また、その活用計画はいかがかについてであります。平成 30 年度予算の地方創生推進交付金で導入いたしましたマウンテンバイクとサップについてであります。サップについては、私機会がありまして、先般、七久保片桐水利組合役員会において説明していただき、聞くところによりますと 1 人乗りが 1 艇、6 人乗り 1 艇が配備されて、管理については紡縁社ということでありまして、今年度は試行の活用をしていきながら、来年から本格的実施というふうに理解しておりますが、この活用計画、あわせてマウンテンバイクの導入数とか管理、それから活用計画について承知しておりませんので、このことについてお答えください。

町 長

町では、観光基本計画を定めた与田切渓谷ウオーターパーク構想に基づき、与田切渓谷の自然環境を活用したアウトドア事業による観光振興に取り組むべく、平成30年度の地方創生推進交付金を活用し、千人塚公園へ自転車とサップを配備いたしました。配備状況につきましては担当課長より説明させていただきます。

地域創造課長

それでは、まずマウンテンバイク、自転車の関係でございますけれども、こちらは、

通常のマウンテンバイクのほかにもファットバイクと呼ばれるタイヤの太いタイプのものからお子さん用のマウンテンバイクも含めて合計 17 台を配備しているところでございます。サップにつきましては、先ほど議員からお話のあったとおり合計 9 艇となっております。現在は千人塚公園の指定管理者に管理をお願いしております。その活用につきましては、飯島町営業部のアウトドア部会ですとか、あるいは各種団体が企画する体験イベントへの利用を中心に活用のほうを考えているというようなところでございます。

竹沢議員

活用計画について、もうちょっと具体的に説明いただけませんか。

地域創造課長

具体的に、じゃあ、この事業でこれを使うと、そういう計画というのは持ち合わせておりませんで、具体的には指定管理者を含めた、その方たちがいかに、どのようにマウンテンバイクやサップを活用して使っていくかというのは、創意工夫によって使っていただく、あるいはイベントで企画をしていただくと、町はそれに対して支援をしていくと、そういうスタンスでございます。

竹沢議員

ほいじゃあ、指定管理の紡縁社が中心になって町とも協議しながらやっていくということのようでありますので、町でも指定管理者に対して適切な指導を求めて、質問要旨2-2であります。千人塚公園桜植栽後の管理は誰が行うかについてであります。今議会の補正予算で提案されている地域発元気づくり支援金におきまして、千人塚植栽プロジェクトですが、桜の植栽を行うことになっておりまして、これは元気づくり支援金を受けるんですけど、これは3カ年もらう予定があるかどうかについてお答えください。それから、植栽はどこへ委託してやるのか、それから植栽後の管理ですけど、以前ですと桜守方式、あるいは指定管理の紡縁社、あるいは地元地域にお願いするとか、いろいろ方法はあると思うんですが、支援金を3年間受けてやるのか、植栽をどこへ委託するのか、植栽後の管理は誰が行うか、以上お答えください。

町 長

今年度は、長野県地域発元気づくり支援金を活用しまして千人塚公園のソメイヨシノ約50本を植えかえる計画を立てております。当事業の実施に当たりましては、昨年度、有識者や地元住民の皆さんから御意見をいただきまして四季を通じて足を運んでいただける千人塚を目指して植栽の基本的な考え方をまとめましたので、それによって進めてまいるというふうに考えております。事業の詳細につきましては、担当課長から御説明いたします。

地域創造課長

それでは、3つの点、御質問あったかと思いますので、お答えをさせていただきます。 まず、地域発元気づくり支援金を活用して3カ年でやるかということでございますが、 当然、町としては3カ年を想定して取り組んでまいりたいというふうに考えております。 それから、桜の植栽の委託の関係ですけれども、これ先週、補正予算のところで御説 明しましたとおりでございますけれども、こちらについては町の諸手続に従って委託の 関係の業者さんのほうは決めていきたいというふうに考えております。

それから、次に管理の関係でございますけれども、まず、桜の植栽に際しましては、 まず苗木を希望者の方に購入をしていただきたいなあと思っております。これ、桜の苗 木に愛着を感じていただいて、また植栽後の管理も、当然手入れも必要になりますので、 毎年千人塚に大いに訪れていただきたいというような、こういう願いも込めております。 植樹後の管理方法については、昨年度もいろいろアドバイスいただいた有識者の御指導 をいただきながら、町あるいは地域と協働で、オーナーさんにも参加をいただいて管理 を行うということを予定しております。ただ、具体的に、じゃあ、この作業はどういう ふうにやるんだという管理の方法については、さらに皆さんの御意見をいただきながら、 具体的に細部については詰めてまいりたいというふうに思っております。

竹沢議員

特に後段のほうの答弁にありました有識者との協議ということで、有識者の方々からも、この件については結構心配しておる点がありますので、有識者との協議、またオーナーとも連携して、管理がスムーズにいって立派に桜が育つように求めまして、次の2-3へまいります。

傘山へ看板設置ができまして、道路舗装工事も始められるようになっておりまして、町民の森を含めた利活用を求めるものであります。この間、6月の8日に令和元年度の信州飯島山開きをする予定でしたが、雨天のため今度の15日にポピーの開園と併せて記念登山が行われる予定であります。傘山の看板につきましては、一昨年かな、のどか賞に応募したわけですけど、漏れちゃったので、私が一般質問しまして平成30年度予算化されて設置できまして、先般も会長さんがお礼のあいさつに来てくれたところであります。また、林道辰巳ヶ沢入り線の工事が令和元年度から3年間かけて開始されまして、町民の森まで舗装ができることになります。それから、昨年に引き続き本日からシチズン新入社員研修で町民の森でチップ敷きなどを行っていただいて、整備されているところであります。また、私の孫もそうですが、中学2年生の予備登山にも先般傘山が行われましたが、その数日前に熊が出没しましたりして、いろんなことがありました。また、先日、飯島の森保全会、森の会が発足いたしまして、町民の森維持管理、また傘山一帯に群生しますところのクロモジの活用などを行っていくことになっております。いずれにいたしましても、町民の森と傘山の利活用を今後どう進めてまいるのか、お答えください。

町 長

傘山につきましては、これまで長年にわたって地元の有志の皆さんによりまして第1 展望台から頂上までの登山道の整備をしていただきました。途中、何箇所か展望台をつくっていただいて、景色を見ながら頂上に登り、頂上には飯島町を西から眺めた全景が広がります。今まで中川村から、その全景を見ることしかできなかったんですけれども、これからは西側からすばらしい飯島の景観が臨めるという状況になりました。こういうことで、飯島町の大きな観光資源に育ってきていると思います。また、傘山の第1展望台が登り口なんですけども、そこへ行くまでに町民の森がございまして、そこでも、営業部の方々ですから、もちろん手弁当で、かつての町民の森を復活していただきまして、非常に遊歩道をつけるなど整備がされたところでございます。こういうことが、町民の皆様のみずからの手でまちづくり、観光資源を磨き上げて発信していくということが着実に行われておりますことに心より敬意と感謝を申し上げるところでございます。しかも、それをつくっただけではなくて、今回、それを保護、保全、整備、さらなる整備をしていこうという団体が町民の有志の皆さんの中から、また、それが湧きあがったとい うことでございます。これにつきましても、まことに敬服するところでございます。そういった方々の御苦労によりまして傘山、町民の森、そして与田切、千人塚といった一体的な観光地、観光資源というものが整備されておることに、非常にうれしく思っております。ここへ看板の設置ということなんですけども、先ほど議員がおっしゃられたとおり、第1回目の看板の設置はできたんですけれども、今後、この整備された方々が、多くの方々が登山に訪れるんですけども、町外から、そのときに登って、後、町へ流れないで、近所の温泉に行ったり買いものしていって、飯島町にお金が落ちないとは非常に残念だと、こういうことの思いがあります。それで、その一つは、看板等をそこへ設置していただいて、飯島町にこういう食事の場所がありますよっていうような案内をしたらどうだかとか、あるいは、そこへ行ったら缶バッチが、登った記念の缶バッチももらえて、食事ができるということもやっていただけないかとか、そんなことまで考えていただいておるわけでございます。私たちも、そういった資源を有効活用しながら、地元にお金が幾らかでも落ちるようなお手伝いをしていけたらいいなというふうに思っております。これが御質問の今後利用を含めた町の受けとめ方ということの返答にさせていただきます。

竹沢議員

要は、下平町長になってから、いろいろ町民の皆さんに訴える中で、町民の営業部の皆さん、また先ほど申し上げた森の会の皆さんなど、自主的にそういう皆さんがこういうところにかかわっていただけるっちゅうことは大変すばらしいことだと思っておりますので、ぜひ、町の皆さんと連携しながらいい環境整備に努めていただければと思うところであります。

続いて2-4登山道活用でトレイルランニング大会の開催をについてであります。こ のスポーツでありますけど、これは自分の体力を試して自分を追い込むスポーツという ことで、登山道を走ったり歩いたりしてゴールするスポーツであります。これについて ある町民から御提案していただいていまして、傘山中心にどうやったらいいかというこ とですけれども、今回たまたま傘山に登る町民の森までの道路が3年間で道路も整備さ れますし、また、先ほど申し上げた森の会もできたりするので、さらにPRしていくイ ベントが必要であるという提案をいただいております。具体的にどうしたらいいかっ ちゅうと、一定の募集をかけまして、文化館あたりを受付会場といたしまして、町民の 森まではエントリーしていただいた方をバスで送ります。町民の森からスタートいたし まして、傘山から御嶽山周遊でアグリネーチャーがゴールと、こういうことはどうかと いうことで、ゴールへ着いたら文化館へお客さんを送ると、こういうことであります。 何でかっちゅうと、私も傘山、会長さんと一緒に去年から傘山登山しましたけど、細い 道を選手の方が登って帰ってくると危険でありますので、周遊してしまえば問題ないと、 こういうことで、こんな提案をいただいたわけであります。県内でもあちこちでこのス ポーツが開催されておりまして、御承知かどうか、5月16日は南箕輪村の経ヶ岳のレー スがあります。これからあるのですと、これは駒ヶ根市で今度、来る7月7日の日に、 既にいろいろ宣伝始まっておりますが、中央アルプススカイラインジャパンと題してこ としから始まります。これはでかいイベントになるようであります。 スポンサーがスポー

ツ用品のサロモン、それからアメリカの自動車メーカーのジープなどがスポンサーになっております。仕掛け人は駒ヶ根高原にある、あるアウトドアのスポーツ店を経営している方だそうであります。あと、このことについて町民から提案があったのは、こういうもしスポーツをやる場合に、今、米俵マラソンでは越百黄金の御飯を盛って食べてもらっておるんですけども、南箕輪とかも南箕輪のブランド米をおにぎりで提供しておるようであります。こんなようなのも利活用したらどうかということで、町としては秋の米俵マラソン、初夏のトレランなんかを実施してみたらどうかっちゅうことですが、こういうことについて検討するでしょうか、あるいは、こういうことは町民の皆さんで誰かでやれと、こういうふうに御答弁するのでしょうか。いかがでしょうか。

地域創造課長

トレイルランニング第1回の開催をという御質問でございます。平成29年度に行ったアウトドアブランディング調査の結果を見ましても、傘山への林道あるいは作業道についてはトレイルランに使用できる可能性があるということで結果が出ている、受けているところでございます。ただ、やはり一般の登山客への配慮ですとか、そもそもトレイルランするっていうことで登山道の拡幅、こういったことも課題として出てきているところでございます。今後のアウトドア事業のメニューとして組み込めるのかは、ちょっと長い目で慎重に考えさせていただきたいというふうに思います。

竹沢議員

長い目でっていうことですけど、お隣の駒ヶ根はことしから始まっちゃいますもんで、 どうなりますかねえ。

続いて質問項目3番目の質問事項であります。これは、通告は3つに分けてありますけれども、時間の関係もありますので3つ一緒に質問します。「緊急時に備え、マニュアル公用車の運転技術習得を。」ということでありまして、これは役場のある職員から提案していただいた項目であります。マニュアル車を運転できない職員を把握しておるかどうか、また緊急時に備えてマニュアル公用車の運転技術習得を実施するべきでありますけれども、こういうことを実施なさりますかどうか、また新規採用職員には採用条件にするかどうかは別といたしましても、採用前に指導するとか、こういうことを行ったらどうかということを求めるわけであります。先日、新聞報道がございまして、別のことですけれども、公用車運転前のアルコール探知器を5台導入いたしまして呼気チェックをするということで、このことについては高く評価するものでありますが、マニュアル公用車についてはいかがですか。

総務課長

それでは、3つの質問につきましてお答えをさせていただきます。

まず、職員の免許の取得状況でございますけれども、免許証の写しを提出していただきまして管理をしておるところでございます。約1割の職員がオートマ限定の免許を取得しているというような状況でおるところでございます。

それから、免許の取得状況、取得のマニュアル車の運転技術の習得の講習の関係でございますけれども、オートマ限定の免許を持っている職員が増えてきている状況でございますが、かつてはマニュアルの公用車を持っている職場も多いっていうことで、自主的にオートマチック車の限定解除をお願いしてきた経過がございます。ただ、現在オートマ免許限定の職員が増えてきておる中で、現在保有しておりますマニュアル車につき

ましては、配備先を配慮する、またマニュアル車の更新、公用車の調達におきましては 順次オートマチック車化するという方針でおりまして、こういったことで、改めてマニュ アル車の運転技術講習については考えてはおらないところでございます。

また、新規採用の職員につきましての事前の指導につきましても、現在、職員採用の際には免許の所持については条件としておりますけれども、マニュアル車の運転ができるということまでは条件を付してございません。それにつきましては、先ほど申しましたように順次オートマチック車を導入という考え方で公用車整備をする予定でございまして、いずれはマイクロバスですとか、それから業務で使っております軽トラック、また特殊車両を除きまして、順次オートマチック化してまいりたいと思っておるっていうことで、よろしくお願いをいたします。

竹沢議員

オートマのほうに切りかえていくということのようであります。いいか悪いかは別の問題として。

最後に4番目の質問事項になります。ひなどり奨学基金の後方支援について3点質問いたします。ふるさと飯島応援基金から当基金へ支援できないかについてであります。この課題は以前にも質問いたしました。平成30年の9月13日付で特定非営利活動法人などでの奨学基金が認証されまして、私も最初からかかわって理事を行っておるところであります。先般、5月10日付の信濃毎日新聞に記事掲載していただきました。また、町のほうでは、こうした我々の基金とは別に定住促進のための子どもの定住支援基金案みたいなのの構想もあるのも承知しております。当基金は、現在中身を詰めている段階でありまして、来春大学受験生を支援開始する計画でありまして、資金計画では、おおむね概要は、とりあえず250万円ぐらいの原資を必要としておりまして、それを5名くらいの受験生に50万円ずつ給付するというのを想定しておりまして、これは返還しないものの制度であります。これの一つの原資として飯島町のふるさと応援基金ですけれども、先般の平成30年度専決補正ですと4,741万円の寄附があったところでありまして、願わくば、令和元年の見通しはわかりませんけれども、私たちの奨学基金へ毎年50万円くらいずつ、1人分の受験生の給付分でありますけれども、町として支援していただけるかどうかについてお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

町 長

ひなどり奨学金に後方支援をということで、ふるさと飯島応援寄附金からの支援ができないかという御質問でございます。ひなどり奨学金につきましては、有志がお集まりいただきまして、こういう方々を応援していこうということについて旗を上げ、行動を始めたということに心より敬意と感謝を申し上げるところでございます。それで、これがふるさと飯島応援寄附金の対象になるかどうかということは、結論的にはなるそうでございます。担当課長より細部をお伝え申し上げたいと思います。

地域創造課長

それでは、補足といいますか、説明をさせていただきます。

現在当町では、寄附金の使い道については4つの目的と2つのプロジェクトを設定いたしまして、全国の皆様から御寄附いただく際に使い道について指定をしていただいておるというところでございます。4つの目的の一つである町の子どもたちを守り育てるためにという項目を指定いただいた寄附金の中からひなどり奨学基金のほうに活用させ

ていただくことは制度的にも可能だというふうに考えております。

また、2つ目のプロジェクトの関係です。今2つのプロジェクトと申しましたが、そのプロジェクトとは、飯島町学校給食センター建設プロジェクトと飯島町米俵マラソン応援プロジェクトといったようにございまして、ひなどり奨学基金応援プロジェクトをいったように設定することも可能でございます。町としましては、プロジェクトメニューとしての設定のほうができるかどうかということで検討してまいりたいというふうに考えております。

竹沢議員

それでは、プロジェクトメニューのほうで、ぜひ3つ目にひなどり奨学基金が対象に なっていただくように御検討を求めたいと思います。

続いて、質問要旨4-2であります。当基金へ寄附する町民の皆さんなり法人が町の 税条例の中で寄附控除、寄附金控除できないかということであります。飯島町税条例の 第34条の7の第1項第1号、片仮名でコと規定する条文がございまして、これが寄附金 控除について述べておるんですが、これを読んでいきますと別表というのがありまして、 別表を見ますと「県内に事務所又は事業所を有する認定特定非営利活動法人に対する寄 付金」というのが別表にあります。これに該当いたしますか。いかがでしょうか。

住民税務課長

ただいまの御質問でありますけれども、現在、条例のほうでは認定NPOという形になっておりますので、ひなどり奨学基金につきましては、現在、通常のNPO法人でありますので、現在は該当しておりません。

竹沢議員

理解いたしました。

最後の質問です。当基金のホームページ作成に当たって、町の協働のまちづくり補助金の対象になるかどうかについてお伺いします。ひなどり奨学基金の概要ですとか組織図、定款、理念など、また受験応募者への受給応募方法、それから奨学基金受給者が、奨学金免除の制度でありますので、ポイントを獲得する社会活動を行っていく、そういうことを義務づけるんですけれども、この社会活動報告をネットの中で報告してもらうとか、あるいは奨学基金への寄附を担う皆様方に全国へ向けて宣伝活動をするとか、こうした目的のためにホームページを立ち上げていきたいと思っておりまして、町内業者に見積もりをとってあります。見積もりでは、イニシャルコスト19万円ほど、ランニングコストが5万円ほどかかるということでありまして、とりあえず町のほうの制度で向こう3年間、協働のまちづくりの補助金を我々が申請すれば対象になるのかどうかをお答えいただいて、質問を終わりたいと思います。

地域創造課長

ひなどり奨学基金のホームページ作成に際して協働のまちづくりの補助金が対象になるかどうかというお尋ねでございます。協働のまちづくり補助金につきましては、協働のまちづくりを推進するための町民による自主的、自立的な活動に対して補助をするという、そういった、文字どおり、そういった補助金でございますけれども、補助対象団体は、自治組織であったり、まちづくり団体ということとなっておりまして、まちづくり団体につきましては、その構成員が5人以上であるということで、かつ構成員の半数以上が町民の皆さんであるということが条件としておるところでございます。

お尋ねいただきましたひなどり奨学基金ホームページの作成については、協働のまち

づくり補助金の交付対象事業、あるいは補助対象経費、ホームページの作成といった補助対象事業経費についても補助対象というふうになるかと思います。ただ、ランニングコストについては補助対象にはなり得ないということで御承知をいただきたいと思います。また、ホームページの整備用経費、ちょっと先ほどお話あったかと思うんですけれども、それが少なければいいんですが、上限20万円というのがありますので、もし整備経費がちょっと高くなるということでありますれば、他の補助制度、例えば県の元気づくり支援金等の活用も御検討いただけますようお願いをしたいというふうに思っております。以上でございます。

議長

ここで休憩をとります。再開時刻は3時25分といたします。休憩。

休 憩

午後3時02分

再 開

午後3時25分

議長

会議を再開します。一般質問を続けます。

4番 中村明美議員。

4番

中村議員

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。今回は大きく2点の質問をしてまいりたいと思います。

それでは、1-1、ごみの収集方式が本年4月から改定され、不燃ごみプラスチックは可燃ごみ袋へ分別するようになりました。そこで懸念するのが、従来は一手間かけて洗ってリサイクルへ回していたプラ容器が可燃ごみに回されていないか、リサイクル容器を確実に資源として循環することの大切さを改定のタイミングでしっかりと啓発する必要があると考えます。ごみの減量化、リサイクル化に対する町民意識は、改定後、4月以降、低下していないのか危惧されることなど、現状認識と、その中で、今後、啓発内容が具体的に詰められているのか、今後、リサイクルされるプラスチックが可燃ごみに回されないための住民への啓発というものをどうしていこうとしているのか、その辺を伺います。

町 長

中村議員にお答えいたします。平成31年の4月からごみの収集方式が一部変更になりました。この変更につきましては、町広報、CEKの放送による啓発を実施し、1月から順次、自治会担当職員による各自治会への説明会の実施、自治会未加入世帯へのガイドブック、ポスターの配布などの対応をとってまいりました。議員の御心配のとおり、今までのプラスチックの扱いよりも非常にラフになってきているというふうに思います。全体のごみの量も増えるんではないかと、このように心配されておるところでございます。しかし、可燃ごみとして補助助燃剤として入れてくださいということの中で、こういう状況で、今混乱しているんじゃないかなというふうに思います。詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。

住民税務課長

それでは、お答えいたします。今回の制度の変更によりまして、本年4月、上伊那ク

リーンセンターへ可燃ごみとして入ったものでありますけれども、昨年の同時期に比べまして 10.5 トン増加となっているところでございます。これは、先ほど言われておりますプラスチックというか、今まで容器プラだったものも入っているかと思いますし、一番は廃プラスチックの関係が可燃ごみとなっているのが主な要因だと思われます。また、昨今でありますけれども、事業ごみの関係もありまして、そちらのほうも要因の一つだと思われます。

町としましては、今後の対策というかでありますけども、引き続き分別の必要性、また減量化について考えていただけますように、広報等でも周知していきますけども、先ほど来、申し上げておりますけども、ごみ処理施設の視察につきましても計画してまいりますので、御興味のある方は、また御参加いただければと思いますし、あと、出前講座というのがございまして、一方的に流すだけではなくて、自治会のほうにも出向きますし、例年、小学校のほうにも行っておりまして、子どもを通じて親御さんのほうにもリサイクルの大切さというのも周知していきたいなあと思っております。町としましては、今言ったような形ではもちろんやっていくわけですけれども、具体的に申しませば、一番の対策というのは個人個人の意識だと思っておりますので、買い物の際にはマイバッグをお持ちになるとか、レジ袋をもらわないとか、そういうところもごみの減量化、資源物の燃焼を防ぐ、減らす要因となると思います。また、あと食べ残しのほうもなくしていただくことによりまして可燃物が減ってまいりますので、そういうところから、個人個人というか、個々の取り組みが必要だと思っております。

中村議員

改定されてから 10.5 トン増とのことでしたね、報告の中で、今そうでしたけれども、これは今まで不燃ごみという形で出ていたプラスチックが可燃ごみで出たのでいたし方ない部分もありますが、でも、それだけではなく、リサイクルされるものも多く可燃に流れていったのではないかということを大変危惧いたします。町のほうでは、分別の必要性を訴えていくために出前講座や自治会、そして学校にもっと啓発をしていくということでした。最後に個人的な意識を高めることが一番大事だということが課長のほうからございました。個人的な意識を高める、それが一番大事であって、それを町がしっかり力を入れていかないと個人的な意識は高まらないというふうに思いますので、今後は本当に本腰を入れて定期的な啓発活動をしていくことを、ぜひとも、この場で終わらずに、しっかりと実施していくことを求める次第です。

では、次の質問に入ります。②の質問です。環境省が公表した 2017 年度一般廃棄物の排出及び処理状況等によると、ごみの排出量は 4,298 万トン、東京ドームを見たことのある人はわかりますでしょうか、東京ドーム 115 杯分のごみが出ています。 1 人にすると 1 日当たりのごみの排出量は 920 グラム、これ日本全体ですけどね。排出量は 2000年の 5,482 万トンから年々減少しているんだそうです、これでも。 リサイクル率はといいますと 20.2%で、ここ 10 年間は横ばいの状態が続いているようです。 当町でも、まだまだ資源ごみが可燃ごみに回されている状況にあると思っています。 プラスチック類や古紙類の分別を徹底するだけで可燃ごみがかなり削減できることは、皆さんわかっていることですが、まだ、そのほかに、まだ使用できるものであっても自分にとって必要

のないもの、自分が不要になったものは一般的にごみに回す傾向です。リサイクル品に 回すことで不用品が必需品に生まれ変わり、ひいてはごみの削減につながるというもの です。資源になるものも、まぜればごみにしてしまうが、分ければ資源やリサイクル品 として生まれ変わります。しかし、わかっていてもなかなかできないのが現状です。そ こで提案です、町内で循環できるシステム、要するにリサイクル品ステーションを設け て、清潔で安心して再利用できるもの、使えるのに捨てられてしまうものを必要な人に 使ってもらう、これが循環型環境づくりですけれども、こういうことを考えて3R、3 Rというんですかね、こういうことを推進していくことを提案するわけです。この3R は、1つは出さないリデュース、2、繰り返し使う、リユース、そして3のリサイクル、 この3Rというものをしっかりと今後町が取り組んでいく必要があると思います。特に 乳幼児の物というものは、本当に1カ月、1カ月、または1年でどんどんどんどん子ど もの成長によって子どものものが不用品として捨てられてしまったりとか、ほかに、何 ていうんですかね、ほかのリサイクルに回されているんですけれども、町内の中でも、 これから子育て支援とか、子どもたちの出生率を上げていくという活動の中に、町の中 にこういうリサイクルステーションがあって、短期間で使われて、そして捨てられてし まうものを有効に、新しいものをまた必要な人たちに回していくという、そういう環境 づくりを今後は取り組んでいく必要があるのではないかというふうに考えますが、この 辺のお考えを伺います。

住民税務課長

議員御提案の循環型につきましては、現代社会のほうでも求められるのは承知しております。先ほどおっしゃっておりましたけども、町のほうでは資源回収ということで古紙、古布、あと瓶の関係につきましてもリサイクルということで行っております。御提案の必要なものについて、ごみ、人によってはごみ、そうでない方については必要なものというお話もありましたけども、今現在、事業ではリサイクルショップ等がございます。ただ、それを町が行うということになりますと、場所や費用、あと、例えばそのところに職員をつけるとかってなってくれば、いろいろな問題がございますので、ちょっとすぐ取り組むという形にはいかないかと思います。ただ、町としてできるということになりますと、リサイクルを行うようなイベントがあれば、それは広報で周知したりとか、あと、町内で行われております、町主催で行われておりますいろんなイベントがありますので、そちらのほうにリサイクルブースを設けて、いかがでしょうかという御通知はできますけども、そういう形をとっていきたいと思います。また、広報につきましては、情報がございませんので、そういう情報がいただければ町広報のほうで周知をしていきたいと思っております。

中村議員

まだ、すぐ取りかかるということは、なかなか場所、また費用的なこともあって難しい部分があると思いますが、今後、これから、やっぱりリサイクルとか資源ということ、そういうことをしっかりと考えていくことが自治体に求められておりますので、そういう動き、場所を設けなくても、今はネット社会ですので、誰々さんのお宅でもう子ども用品がいついつ不要になってくるのでっていう、そんな応募に対する窓口というのですかね、そういうものを設けられるようなところをつくれないかどうか、そんなことも今

後考えていって、何でも場所がなければできないというわけではなく、写真を撮りネットの中で配信していく、そこが町の中の子育てなのかリサイクル窓口なのか、そういうようなところが設けられて、そして新しいうちに次の使ってもらえる人たちに早目に回していかれるような、そんなシステムをできたらいいなというふうに思いますので、また、そんなような観点からも考えていっていただきたいということを申し上げまして、③の質問に移ります。

県は、ごみの減量化に向けeープロジェクト協力店を募集しています。この条件には、食品ロス削減の取り組みでは30・10、持ち帰り、食材店では容器の回収などがあります。商店が意識を高めていくことが消費者のごみ減量意識向上につながると思っています。しかし、このプロジェクトの協力店というのが当町では2店舗しか加盟していません。近隣の市町村を見ても2桁台の加盟店があり、それからすると余りにも少なく思うのですが、これはどういうことなのでしょうか。当町にも県の条例をクリアしている店舗はもっとあると思いますが、県の情報が浸透していないのか、実態をどのように町は判断しているのでしょうか、伺います。

住民税務課長

議員、御質問のeープロジェクトの関係でございます。こちらのほうは県の事業ということでありますけども、先ほど議員のおっしゃられたように、町内の店舗は2店舗でございます。多いところでありますと、管内ですと 60 店舗近くのところもございますし、同じく当町のように2店舗のところもございます。まちまちでありますけども、メリットにつきましてちょっと調べてみました。県のほうに確認したところでありますけども、通常ですと皆さん御自分で広報、自分のお店につきましてはそれなりに御自分でやっているかと思うんですけども、県のホームページのほうに掲載をされます。また、さらに県のホームページのほうで御自分の事業所のPRもできるようでありますので、そういうものにつきまして、昨日というか、先日確認をしておりますので、また町内の事業所につきましても、そういうメリットがあるっていうことを周知しながら、プロジェクトのほうの、町としては周知の方法の1つとして検討してまいりたいと思っております。

中村議員

ぜひ、このプロジェクトに加入するとっていうか、すると商店にもメリットがあるっていうことをしっかりと訴えて、協力をお願いしていくのがいいと思います。消費者は、容器の種類別回収を細かく行っている商店へ買い物に出かける傾向があります。どういうことかというと、プラスチック包装容器だけとか、そういう牛乳パックだけとかではなくして、牛乳パックもプラスチック容器も、またトレーに対しては色に関係なくどんなトレーでも回収しますよというお店のほうが消費者においては本当に便利でして、うちは黒い容器は取り扱いませんとか、こういうふうになってくると、なかなか消費者も、ああ、だったらいろいろ回収してくれるこっちのお店に行こうかとか、そういうふうになってしまう傾向があるんです。また、はかり売りで容器の削減に努めている店舗もありますし、買い物時に必要のない、極力買い物時に必要のない容器は、もうその店舗に置いてくる、家に持ち帰らないで店舗に置いていけるというような、そんなふうに店舗が、お店が努力しているところもありますので、ぜひ、eープロジェクトの協力店に参

加するにおいては、そのようなことも呼びかけて、地域全体でごみの削減に努めていく よう、よろしくお願いいたします。

それでは、④の質問に移ります。町は、生ごみ処理機の購入補助に購入金額の10分の8、限度額4万円と、近隣と比べますと補助率が高いこと、町民にとっては大変うれしいことでして、ごみ減量に町の努力する一面がうかがえます。そこで、町民意識を高めるために補助制度の趣旨と活用方法の説明会をイベント時や広報誌のほかに自治会単位で処理機の現物を使って実施し、環境型資源の大切さを周知するよう細かく現場に足を運んでいくべきではないでしょうか。もしかしたら住民の中にはごみ処理にお金をかけて堆肥化したとしても、そのものが活用できない家庭もありますね、農業をしていない、家庭菜園もしていないって方にとっては、堆肥化したものは不要になってしまうわけなんです。お金をかけて一体そこまでする必要があるのかということになってしまうと思うんです。そこで、生ごみ処理機などで堆肥化したものを町が買い取り、学校、庁舎など花壇で活用していく、または必要な町民に提供していくようなシステムを構築して生ごみ減量に努めていくべきと考えます。生ごみ処理機等の住民周知と堆肥の活用推進についてどのようなお考えか伺います。

住民税務課長

生ごみ処理機の関係でありますけど、広報というか、周知の方法ですけども、町の健康福祉大会のほうにブースを出して御説明を申し上げている部分がございます。また、町内の販売店についても制度の周知を行っております。実績ですけども、昨年度末の実績で、平成11年度から始まっておりますけども、昨年度末の実績として生ごみ処理機が594台、コンポストが371台でございます。ただ、先ほど議員、御提案の堆肥化されたものについてどうするかっていうことについては、まだ検討もしてございませんので、必要に応じて検討するか、研究していくような形になろうかと思います。

中村議員

それでは、イベントとかでやっているのは承知しているわけなんです、生ごみ処理機について。ところが、皆さんイベントに行かれているわけでもないし、それに特化して行くっていうこともなかなかありませんね。もっと町が、こういう、何ていうのかな、循環型社会っていうものをもっと重く受けとめて、そして自治体の中に入って説明会をしていく、循環型社会の必要性、そして一人一人の、先ほども意識を高めるということを答弁の中で言われておりましたが、これには、やっぱり細かく入って、現物を見て、手で触って、そして納得してもらう、ここから普及をしていくっていう、この一番最初のところをもっと大事に手を入れてほしいのですが、その辺は今後可能でしょうか。

住民税務課長

先ほど周知のお話でイベントの話もしたんですけども、環境衛生自治会というのがございまして、そちらのほうにも各自治会から1名ずつ出していただいておりますので、そこにはそういう補助制度のお話をしております。必要に応じて、出前講座のメニューには、ちょっとあったかどうかは、ちょっと確認、今ちょっと記憶がないんですけども、必要に応じて、そういうものの制度、補助制度がございますので、例えば自治会の例会とか、そういうもののときに要請があれば可能な限り出席して御説明をしていければと思っております。

中村議員

町長に伺います。循環型社会ということは、もう国を挙げての大きな取り組みの中に

なっておりますね。今、課長のほうから各自治会の中で必要に応じてとか、要望があればとか、その気があるところには行って説明をしましょうかというような回答だったと思います。それではいつまでたっても町民の意識は高まらないように思うんですよね。もっと、1回はしっかりと自治会の中に入って説明をする時間を、1年でできるかどうかわかりませんけれども、そういう時間をとるということは不可能なんでしょうか、それは必要ないとお考えでしょうか、どうでしょうか。町長の御見解を伺います。

町 長

循環型社会の構築というのは、まさしく、SDGsではありませんけども、理想の社 会の形だと思っています。これが社会全体で取り組めるっていうことは、こんなすばら しい町、村はないなあというふうに、世界に誇れる町になっちゃうんじゃないかなと思 います。しかし、なかなかその認識が連鎖としてつながっていかない。幾ら、僕の場合、 考えるに、そういった説明を受けたとしても説明だけに終わってしまうような気がしま す。これをどのように全体のうねり、トレンドとしてそれを起こしていくかということ は、実際に活動を伴いながらやる、それは小さな動きでも活動でもいいんですけども、 だんだんにそれが広がっていく方法ではないかなというふうに思っています。今ちらっ と考えたところ、例えば、まずは、自治会単位、あるいはお友達の中でもよろしいんで すけども、休耕田でお互いに自分たちの自給自足のための野菜をつくろうじゃないかと、 こういう例えば発想をしたと思います。すると思います。それで、そのときに肥料やな んかは家庭で出るごみを、コンポストを使って、それを持ち寄りましょうよと、こうい うようなことになってきて、そこで畑を1枚みんなで耕す、何人になるかわかりません けども、それを自分たちでつくった無農薬の野菜、自分たちでつくった野菜ということ で御家庭に持っていって食べるとか、まずは、そんなようなことを行動を伴いながらやっ ていくことが地についた運動になるのではないかなというふうに思っています。もちろ ん、説明してこのようにしてくださいというお願いは必要なことなんですけども、それ だけで世の中に広がっていけば、こんな簡単なことはないなというふうに思うところで ございます。そういった実働を少し心がけていくということが大事なのかなあというふ うに思っておるところです。私の感想です。

中村議員

やっぱり飯島町というのは農業、農業が盛んな町でありますよね。ですから、なるべく畑とか、そういうところに循環していくっていうことに住民が意識を高めていくっていうことで、かなり生ごみが削減されていく、そしてごみの減量になっていくわけなんですけれども、それができる町だと私は思うんですよね。そういうことで安全・安心な野菜づくりとか環境づくりになっていくと思いますので、確かに実働をすることが一番いいと思います。ということですので、やっぱり私は口頭だけということは賛同できないわけでありまして、やっぱり現物を持っていって説明をして体験をしてみるという形を、今、町長が御答弁の中で言われましたけれども、休耕田でもいいですし、そういうところで一歩進んだごみ減量、循環型社会への取り組みを求める次第でございます。

それでは、5番目の質問に移ります。まだ食べられるのに捨てられてしまう食品ロス 削減を目指す食品ロス削減推進法が本年5月24日に成立しました。この法は、政府や自 治体、企業の責務や消費者の役割を定め、国民運動として問題解決に取り組むよう求め ています。また、政府は食品ロス削減推進の基本方針を定めることを義務づけ、都道府県と市町村には食品ロス削減推進計画の策定が努力義務となります。また、毎年10月を食品ロス削減月間とする規定も設けられました。これを受け、町の実態を把握し、地域住民一丸となって循環型社会の形成に取り組むときと強く感じております。食品ロス削減は地球環境問題でもあり、深刻な課題であることから、通り一遍のものではなく、地球上の一地域環境を受け持つ責任あることを認識し、しっかりとした飯島町の計画を立てる必要があると感じます。それには、担当職員が現状の2名では通常業務以外に時間がとれないのではないかと感じます。今後は、この計画に当たって、職員を増やし、しっかりとした計画策定をする必要があるというふうに考えます。食品ロス削減推進計画の策定への意欲があるのか、そして、それに向かうための職員増員を図る考えはあるのか、伺います。

町 長

食品ロスの削減、また推進計画の策定、これが努力義務となったということでござい ます。町では、以前より食品ロス削減に当たり広報での啓発や地域、学校へ出前講座を 行うとともに、町内飲食店へ出向き、県の推奨する残さず食べよう30・10運動について 御協力をお願いしているところでございます。今後ですけれども、当町でも議員、御指 摘の食品ロス削減推進計画を定めることが努力義務となってまいりますけれども、詳細 が現在のところ示されておりません。しかし、いろいろの状況に応じていろんな体制を 検討していかなくてはならないと思っております。まず、食品ロスの多いところは、やっ ぱし業者の食品ロスが多いのかなあと思います、コンビニにしても飲食店にしても。そ れをまずは残さず食べるということをみんなで念頭に入れていきたいと思います。あち らこちら、飯島町で行われる懇親会等については、まず、乾杯した後「30・10運動でお 願いします。」っていう声がかかるようになりました。それも、まことにいいことかなあ というふうに思っております。これをお聞きの町民の皆さんも、そういった、乾杯した 後にそういった声をみんなで発声して、なるべくその場で片づけて、お酌、お酒の継ぎ 合いというのは二の次にして、食べることに専念してほしいなというふうに思います。 また、残さずに全部食べて太ってしまっては、また健康に悪いもんですから、余りおごっ そうだといって量を多く出すことも、これは考えなければいけないんじゃないかなとい うふうに思っておるところでございます。

中村議員

まだ詳細な国からの方針が出ていないということでありますけれども、おおよそこんな形になっていくということは見えてくるのではないかと思いますので、なるべく早目に情報収集をしながら、町の現状、確かに都会に比べたら食品ロスの量というのは少ないというふうに思いますけれども、ただ、出てくるのは買い物の量とか、そういう冷蔵庫の中をどういうふうに保存をするのがいいのか、災害時の補充――補充というか、災害時用に買いためてあるものをどういうふうに使っていくことが食品ロスにつながらないのかとか、そういうことを住民が学習していかなければならないこともありますので、そういう観点からも、ぜひとも町は資料を提供していただくような、または住民周知をしていくような、そんな方向を考えていっていただきたいというふうに思います。定住促進も進める中にあって、こういう食品ロスというところをしっかりと飯島町が取り組

んでいることを新たに住民に加わる皆さんにも周知していくという、そういうことが飯 島町の環境を守ることにもつながりますし、ぜひ、そういうことに取り組んでいただき たいと思います。そういうふうな計画を進めることになりますと、やはり職員というの は、どうなんでしょうかね、今の体制の中で、この計画が、計画の量がどういうものか わかりませんけれども、職員が今の状況で果たして本当に誇れるものがつくっていける のかどうか懸念しますが、その辺はどうでしょうか。

副町長

食品ロスの関係ですけれども、それぞれがやっぱり責任の自覚を持っておくというのが一番重要かと思います。それは消費者でもそうですし、それぞれつくっていく生産者もそうですし、それぞれがそれぞれの立場で自覚を持って食品ロスに取り組んでいくというのが一番重要かなと思います。その中で、やはり、新聞報道でもありますように、飲食店で当然出すのもそうですけれども、家庭での食品ロスもかなり多いというのを聞いております。日本全国では毎日茶わん1杯分の食料が捨てられているという状況でありますので、そういったことは、家庭ももちろんですけれども、職場、それから会社等、一丸となって取り組んでいく必要があるかなと思いまして、当然、30・10運動もそうですけれども、松本等では家庭での冷蔵庫、それを毎月1回点検して、そこにある食料を完全に使い切ったり、あるいは野菜ですと残った茎の部分とか、そういったところをうまく料理に使えないかとか、そういうことでごみを減らしていこうという取り組みも進んでいますので、そういった取り組みも参考にしながら、啓発ももちろんですけれども、実際に実行できる運動を展開できるようにしていきたいと思います。

職員の関係ですけれども、これについては、今担当している課は、そのほかにもエネルギー問題を抱えていたりとか、さまざまな環境問題を抱えておりまして、今一番集中的にいろいろな住民の皆さんの要望が来ているところでありますので、今申し上げました、そういった啓発活動も含めて、ほかの業務もありますので、総体的に見ながら、業務量を見ながら増員については検討していきたいと思います。以前はエネルギー問題で職員をということで質問等もありましたけれども、そういったものも含めながら検討してまいりたいと思います。

中村議員

食品ロスというのは課をまたいでおりますので、健康福祉課の中でも取り組みの中にありますし、横の連携をとりながら、そして柔軟に、何でもかんでもそこの職員2人の中でつくり上げろっていうような形になって通り一遍のものに、右に倣ったことをするような、そういう住民にとって本当に啓発につながっていく、取り組みにつながっていくようなものにならなくなってしまったら、つくりましたで終わってしまいますので、絶対そういうことがないように、今、副町長がおっしゃられましたけれども、松本市は、もう本当に先進的に取り組んでいて、そんな計画が、国からそういう方針が出る以前に取り組みをされているところでございます。方針がないから今の状況でというふうには思っていないと思いますけれども、危機感を持って、そして、ぜひ真剣に取り組んでいただくことを強く要望し、⑥の質問に移ります。

こういう循環型社会というのも、全ては教育から始まるのかというふうに私は思いま す。環境教育は既に行っていると、学校では行っていると承知していますが、食品ロス 削減や資源ごみの分別など、子どもたちへの環境教育強化を図り、学校、義務教育の中だけで終わるのではなく、高校、大学、社会人等、進む段階においても循環型社会への関心が薄れることなく、自然環境などへの思いやりを持ち続け、飯島の子どもたちから循環型社会をリードしていけるようにと、いろいろな場所の見学や体験、実践を成長段階に応じて推進していくことを考えます。例えば、家庭の中にあっては家庭のごみの分別調査や子どもたちが家庭のごみ分別を担当するなど、資源を循環していく意識を養う、とにかく実践してみなければ、紙面の上だけでは、その1回で終わってしまう、または期間が過ぎたら薄れてしまう、もう子どもが受け持っていく、そういうような教育も必要かなあというふうに私は一つの例で提案をいたします。また、学校教育と地域育成会などの活動、家庭教育など、学校、家庭、地域の連携も重要だと思います。義務教育におけるごみ削減、食品ロス削減の環境教育の充実について教育長はどのようなお考えをお持ちか伺います。

教育長

今御指摘がありました環境循環型の社会づくりということでありますけれども、子どもたちは、身近なところで言えばリサイクル、あるいはリユースということを図ると思いますし、それから、今問題になっているマイクロプラスチックの海洋汚染とか地球全体の気象変動といったところまで、子どもたちはこれから考えていかなければいけないというふうに思いますし、持続可能な社会をつくっていくためにも子どもたちへの環境教育は重要な要素であるという認識をしております。

学校では、授業というところで、例えば理科とか生活科、あるいは総合的な学習の時間や道徳などを通じて持続可能な社会とか循環型社会ということは知識として当然勉強しておりますし、それをより身につけるために、例えば小学校4年生は、先ほど課長からのお話にありましたけれども、生き粋出前講座を活用して例えばごみの減量化とリサイクルというような話を担当者からお聞きしたり、あるいは水道水ができるまで、あるいは下水道で快適な生活を知るためにということで町の施設を見学して、そういう意識を高めるという学習もしております。そのほか学校では、我々が思っている以上にごみの分別にはかなり力を入れて細かに指導をしておりますし、児童会、生徒会がごみ拾い活動だとか、あるいは空き缶回収などをして、リサイクルの必要なことを当然考えているというわけです。また、連携というようなお話がありましたけど、PTAの皆さんにも呼びかけて運動着だとか、あるいは制服の交換会を中学校では行っておりますし、そういったことで子どもたちがリサイクル、リユースの大切さを学んでいくということが今行われております。

おっしゃるように循環型社会をリードしていく子どもたちを育てたいと思いますが、いきなり地球環境の問題になれば、ちょっと遠い世界になってしまいますので、今、総合学習やなんかで進めております郷土理解といいますか、郷土愛から飯島町からごみをなくそうというような発想から、それがだんだん広く自分たちの地域、自分たちの国、地球っていうふうに年齢とともに子どもたちの発想が広がっていってくれるようにしたいと思いますし、先ほどの出前講座等、学校から要望があれば幾らでも支援したいというふうに思っております。

中村議員

ぜひ子どもたちの段階で、かなり、大人は子どもと思うんですけれども、子どもたちにはすごい力がありまして、自分たちがこれから生きる社会、今どうやって自分たちが学習して知識を高めなければいけないのか、そして、その実践が今、実践を身につけておかなければ、楽な段階、要するに大人になっていく段階になりますと、別にごみとか環境とか、実質そんなに意識を持ってしなくても生きていけちゃうわけなんですよね。そうであってはならないと思って、やはり教育、子どもたち、義務教育の間に、自分がまず一番手っ取り早いのは家庭の中で、随時そういうごみとか資源だとかいうものに意識が行くようにして、これをずっと成長していくまで、大人まで持ち続けられるような、そういう教育というものを、ぜひ今後力を入れていっていただきたい。そして、子どもたちが飯島だけではなくして社会に、そして世界に、SDGsのそういう社会というものを自分たちからリードしていけるような、そんな教育をぜひとも進めていただくように強く要望いたしまして、2の質問に移ります。

消費税 10%引き上げがこの 10 月に導入されますけれども、国は消費税 10%引き上げ と当時に所得の少ない高齢者の介護保険料の負担を軽減するとしています。軽減内容は、 住民税非課税世帯のうち本人年金収入などが年80万円以下の人について、基準額の45% となっている負担割合を30%まで引き下げます。当町におきましては、国の基準額より 0.5%低い40%負担割合、現在ですね、それを今度改正により32.5%、令和2年度には 25%に減額されます。それ以外の非課税世帯も負担割合が今年度72.5%から57.5%に削 減されます。令和2年度からは70%から45%に減額となります。本年度、そして令和2 年度というふうに2段階で減額が行われます。また、低年金の高齢者など、約全国で970 万人いらっしゃるそうですが、そういう方々に対して年金一定額を上乗せする年金生活 者支援給付金を支援します。この対象は住民税非課税世帯で所得が国民年金の満額以下 の高齢者、対象者全体で見ると約6割いるそうです。この方々については、保険料の納 付月数に応じて、納付がそれぞれ個人によって違うわけですので、その納付の月に応じ て月最大 5,000 円が上乗せされ支給されます。年金に 5,000 円上乗せされて支給される という仕組みです。また、一時的ですがプレミアムつき商品券の発行もあります。以上 のように、介護保険料の負担軽減と年金額の上乗せなど、この10%、消費税10%引き上 げになった場合の対策として、対象者、非課税世帯の対象者、低所得者に、このような 制度が盛り込まれます。それによって、今、飯島町で非課税世帯とか低所得者の人たち が、今現在は8%の消費税の中で生活を努力されていると思います。今度10%になりま すと、国は、このような制度、軽減制度をするわけなんですけれども、これによって対 象者の皆さんは生活にどのような影響が出るのか、すごく困窮して、これでもうんと困 窮してしまうということなのか、買い物という、消費税ということに関しては余り影響 が出ないというふうにお考えか、その辺の分析というか、町のほうではどのように見て いるのか伺います。

町 長

国は消費税を10%に上げると、こういう方針のようでございます。消費税というのは 逆累進課税に等しい税金かなというふうに思っております。ですから、低所得者の方々 への軽減負担、年金生活者への支給等、軽減策をとっておるわけでございます。それは、 ないよりも、それは助かるんではないかな、軽減額があったほうが助かるというふうに思っております。しかしながら、10%がそのたびそのたび、日常生活の中でそのたび 10%を払わなきゃならないという、そういった負担、補助等は何カ月おきか、年に何回か知りませんけども、その間、来る間に、やっぱしランニングコストといいますか、常に生活があるわけでございまして、そこら辺の負担は、やっぱし残るのかなというふうに思っております。これは、ないよりもあったほうが負担軽減になると思います。しかし、長期的に見ればカウンターブローのようにじわじわっときいてくるんじゃないかなと。何よりも、これを上げることによって景気が停滞する可能性も片や心配されておるわけでございます。そういうことによる低所得者への仕事が減ってくるということも懸念されるわけでございますね。何よりも、景気がいいほうがお金の回りがいいわけでございますんで、そういった私は考え方もあります。経済学者じゃありませんので私の話は聞き流しておいてほしいんですけれども、それは、今言われた軽減対策というのは、これはあったほうがいいというふうに思っておるところでございます。

中村議員

それでは、最後の質問をお伺いします。現代において弱者といっても、10%になっても、補助体制があっても、いろんな考えがあると思いますので、弱者といってもわかりにくい時代だと思います。経済面や精神面のどのような状況になっても悩むことなく相談できるところがあることが心強いと思います。どうか、弱者の方々が希望を持って生き続ける環境こそ暮らしやすい町であると思いますので、ぜひ困り事など気軽に相談できる窓口を充実するよう求めますが、対応は万全であるのか、現状はどうか伺って、終わりにします。

町 長

暮らしの中の困り事や心配事にはいろいろあります。子育てや介護、家族の問題、心と体の健康の問題、税金の問題、ごみの問題、経営、就労、近所づき合い、それぞれの問題があります。それで、それぞれ各役場の部署において相談を承っておるところでございます。そういった場所をしっかりと御利用いただきたいんですけども、やっぱし、それを受ける担当者の話を聞き出せるスキルといいますか、寄り添えるスキル、これをやっぱし磨かなければならないというふうに思っております。そして、その寄せられた情報をしっかりと連携することが大事だと思います。ある一面だけで捉えずに、各部署、福祉関係、教育関係、納税関係、いろいろの場面で連携されることが大事だというふうに思っております。そういった体制をしっかりと念頭に入れて普段の業務をこなしてまいりたいと思っております。

中村議員

終わります。

議長

以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。 御苦労さまでした。

散 会

午後4時17分

令和元年6月飯島町議会定例会議事日程(第3号)

令和元年6月11日 午前9時10分 開議

- 1 開議宣告
- 1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

通告者

折山 誠 議員

浜田 稔 議員

三浦寿美子 議員

好村 拓洋 議員

○出席議員(12名)

1番	滝本登喜子	2番	三浦寿美子	
3番	久保島 巌	4番	中村	明美
5番	橋場みどり	6番	好村	拓洋
7番	折山 誠	8番	坂本	紀子
9番	浜田 稔	10番	本多	昇
11番	竹沢 秀幸	12番	堀内	克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 唐澤 隆 総 務 課 長 唐澤 彰 虚画政策課長 堀越 康寛 堀越 東寛 田邦 古子 佐民税務課長 中村 杏子 茂保田洪長 産業振興課長 人保田浩克 大婦 建設水道課長 片桐 雅之 下條 伸彦 大島 朋子
飯島町教育委員会 教育長 澤 井 淳	教 育 次 長 林 潤

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長小林 美恵議会事務局書記吉澤 知子

本会議再開

開 議 令和元年6月11日 午前9時10分

議 長 おはようございます。これから本日の会議を開きます。 議事日程についてはお手元に配付のとおりです。

議 長 日程第1 一般質問を行います。通告順に質問を許します。 7番 折山誠議員。

7番 折山議員

通告順に質問をしてまいります。

初めに質問事項1「安全安心のまちづくりを問う。」。

質問要旨1-1、県道北林飯島線の歩道建設の進捗状況と完成までの間の歩行者安全対策をについて伺ってまいります。この歩道建設については、2年前の6月定例会の一般質問で求め、県と協議するなど前向きな御答弁をいただいております。その後、県職員立ち会いの現地調査など、実現に向けて町が取り組んでいただいていることは承知しております。その後の建設に向けた進捗状況はいかがでしょうか、お伺いいたします。おはようございます。折山議員にお答えしてまいります。

町 長

最近、国内で高齢者の運転にかかわる事故や幼児など歩行者を巻き込む事故によりと うとい命が失われ、社会的に痛ましい交通事故が続発している中、次代を担う子どもた ちのかけがえのない命を社会全体で守るため、道路交通環境の整備推進は特に重要だと 思っております。

当町では、安全・安心のまちづくりを目指すため、警察、県、交通安全協会、学校、PTA、区会及び自治会と緊密な連携を図り、交通安全にかかわる啓蒙、通学路の安全 点検、施設の整備を行い、より安全で快適な道路交通の環境づくりを進めているところでございます。

御質問のあった県道北林飯島線にも課題があるところでございます。進捗状況、現況 について担当課長より説明を申し上げます。

建設水道課長

それでは、御質問の県道北林飯島線の交通安全事業についてお答えをさせていただきます。この県道北林飯島線につきましては、飯島町と中川を結びますアクセス道路で、重要な生活道路となっております。七久保駅も近く、通勤及び通学など、自動車と歩行者が多く通行する路線でございます。今の御質問のとおり、PTA、また地元の七久保区からも御要望をいただいているところでございます。最近の状況でございまして、確認をしております。やはり通勤、通学の時間帯は特に往来が多い状況でございます。町といたしましても歩道を整備し、歩行者の安全対策を講ずる必要があると考えまして、管理者であります県へ要望を行い、現地調査を行っていただいているところでございます。県からは、交通安全事業が必要な箇所として事業化を検討したいという回答でござ

いまして、事業化箇所という位置づけで県も位置づけていただいている状況でございます。ただ、実施となりますと、やはり財源等の問題もございますので、町といたしましても早期実現に向けて県へ要請を続けていきたいというところでございます。

折山議員

この質問をしましたところ、朝もう7時前から担当の係長さんが現地を早速見に来て いただいて、確認をしていただけるということで、町の取り組みもきちっとやっていた だいているなあということは、状況認識はしております。そこで、今、課長のほうから も言っていただいたとおり、これ誰もが、この箇所、ちょっと危険だなあと思われる場 所なんです。これ通勤・通学者ばっかでなくて、昼間は足腰が弱くて乳母車を押しなが らAコープへ買い物に行かれる方、特に雨の日、傘をさして、それから雪が降りますと、 私も気をつけてできるだけ早く歩道部分をかくようにしているんですが、もう歩ける場 所が限られてくる中の通勤、通学っていうと、かなり、もう自動車と接触するような、 そういったような道路であるということで、雪が降ってしまえば、ちょっと役に立つか どうかはさておいて、相手が県でありますので、なかなか町の思ったとおりの進捗は難 しいのかなあということはよく認識しております。南側の昭和通線にはグリーンベルト が駅前からずっとあって、歩行者の安全・安心を確保していただいているんですが、本 当にあの近くでは一番危険な箇所が、ちょっと今、歩道の完成待ちというような状況の 中で、ちょっと喫緊にはグリーンベルトあたりの設置で、自動車がそれ以上踏み込まな いエリアっていうのを明確にしながら、歩行者の安全対策、必要ではないかなあと思い ます。暫定的な安全対策としてグリーンベルトの設置を求めますが、いかがでしょうか。

建設水道課長

やはり今の通勤・通学時間帯の煩雑具合を見ますと、やはりそういった応急的な措置 は必要と感じておりますので、町といたしましても県へ緊急的な措置、グリーンベルト が代表的かもしれませんが、そういった措置を求めていきたいと思っています。

折山議員

ちょっと私も朝、ちょっと早目に家を出て駅のほうに向かうんですが、ことし1年に上がったときのお母さんは、やっぱり心配で、自分のうちを出た子どもが見えなくなるまでずっと立って見守っているんですね。その子が入学したてのころは、今度はずっと登っていく、そうすると、また見えなくなった場所まで登っていって子どもの様子を眺めているっていうような、実際に小さなお子さんを持つ親がかなり心配している実情があって、それは御承知いただきながら、グリーンベルトの設置などをやっていただけるっていうようなお話ですので、ぜひ早急な取り組みをお願いしたいということを申し上げて、質問要旨1-2、電動車椅子走行の安全調査をについて伺ってまいります。

やっぱり安全・安心の部分なんですが、私自身、最近余り電動車椅子を見ませんが、 町民から寄せられた声でありますので伺ってまいります。県道飯島飯田線のAコープあ たり、コメリあたりの歩道の出入り口付近のすりつけが急傾斜で、電動車椅子の走行、 通行に際して傾きが大きくなって危険ではないかっていうことを心配する方が声を出し ていただきました。後の次の要旨にも入ってくるんですが、電動車椅子は、高齢化とと もに、これから買い物の必要に迫られて、しかも重いものを持てずに足腰の弱い方が需 要するっていうことが予想、増えてくるっていうことが予想されます。なかなか歩道の 改善っていうと、あそこも県道でありますし、町が決めてすぐっていうことはできない と思いますので、とりあえず、電動車椅子がこれからかなり身近な足になるのかなという、自分の生活圏の中の身近な足になるのかなということを次の総合計画あたりはちょっと注目していただきながら、車椅子の運行を想定した幹線道路の危険箇所調査、こういったものをぜひ実施していただいて、ここについては、そこ気をつけてねっていうような利用者の注意喚起を促しながら、徐々に利用の状況に応じながら構造的な改善を進めていただければなあというふうに考えるものなんですが、とりあえずどこが危険なのかっていうことは町も把握している必要があるのかなあというふうに考えるものなんですが、その点いかがでしょうか。

総務課長

雷動車椅子につきましては、道路交通法では身体障害者用の車椅子としまして区別さ れております。歩行者の扱いとなっておりまして、走行時には歩道のある道路では歩道 の通行、また歩道がない道路では右側通行することが定められておるところでございま す。電動車椅子は車両の扱いがされていないために、町内での保有状況につきましては 現在確認できておりませんけれども、先ほど議員おっしゃられたように、御高齢の皆さ んが気楽に外出をしたい、また、もう少し遠くまで行きたいという思いが実現できる手 軽な移動手段として認識されまして、今後利用が進むと思われることから、町内でも今 後見かける機会が増えると予想されております。また、それに伴いまして電動車椅子に 関係しました事故のほうも増えることが予想され、懸念されるところでございます。ま ず、やはり電動車椅子の利用者、またその御家族に対しましては、安全に利用、走行し ていただくためのルールやマナーを知っていただくことも必要ではないかと思っており まして、そういった部分の働きかけが必要と考えております。また、走行、歩道等の安 全調査の実施でありますけれども、やはり町内全路線っていうわけにいきませんので、 具体的に走行されるような場面があるところを路線等をお示しいただきながら御相談を 受ける中で、関係部署におきまして現況調査、確認を行った上で進めてまいれればとい うふうに思っております。その上で具体的な対応のほうを相談してまいりたいと思って おります。また、運転される方でございますけれども、やはり軽自動車等からの乗りか えされる方も多いと思います。やはり、自転車やバイク、また軽自動車がないというこ とも御確認していただいた上で、こういった電気車椅子、電動車椅子を購入また利用も していただきたいなあと思っておるところでございます。

折山議員

ぜひ、全部の道路は必要ないと思うんですね、商店に近くて交通量の多いような幹線 道路の、自治会あたりへ聞き取っていただくと、あの方は利用していると、そんなよう なのがわかると思いますんで、ぜひ利用に応じて注意喚起、あわせてまた長い目で見て の改修箇所の確定、こういった意味でぜひ調査のほうはやっていただければなあという ふうに思います。

質問要旨1-3、免許返納高齢者対策として循環バス充実をについて伺います。ここ連日なんですが、最近になって高齢者による大規模な自動車事故が多発しまして、マスコミは連日繰り返し高齢者事故ニュースを取り上げて、免許返納や更新制限、こういったものを報じております。また、規制を求める声も強くなっているようです。この間テレビを見ていましたら、国の有識者会議っていうのがあるそうで、そこでは昼間限定、

高速道路乗り入れ禁止、生活エリア限定の運転免許、こういったことで、いわゆる限定 免許制度っていうものがその会議では議論されているようであります。こういったこと で、周りの雰囲気が高齢者が運転を徐々にしづらくなっている環境が徐々に醸成されつ つありまして、この間もある芸能人が 74 歳で免許返納って言ったのが広く流れたところ でありますが、全国で見ますと、この5月の返納者数は過去最高の数であったそうであ ります。これが、またどんどん増えていくんだろうと思います。当町でも今後、この傾 向が強まっていくんだろうなあということが予想されます。私、実はこれまで循環バス の利用実態を見ておりまして、このまんま空バスの運行が継続していっていくのがいい のかなあ、どうかなあっていうことでは、疑問を実はずっと持っておりました。しかし ながら、過日、私の周辺でこれらの議論をしたときに、そろそろ対象年齢に近い皆さん が、自分は75歳でもう返納することを心の中で決めているんだと、だけど、その後の買 い物だとか病院へのことを考えると、もう心配だと。そういった声や、循環バスってい うものをベースにした公共交通網の充実がもう必要だという声が、そういった対象の世 代の人たちからは強く出てくるわけなんですね。ここ数年で急激に増えていくであろう こうした皆さんの足の確保として、循環バスの充実っつうのは、これからは必要なんじゃ ないのかなあ、行政に今求められている大きな課題ではないのかなあというふうに、 ちょっと考え方が大きく変わってまいりました。そこで、これからのそういった状況が 訪れるという将来を見越しながら、町長、そういった皆さんの足を福祉タクシーでやり 切るのかどうか、あるいは地域でもやっぱり支え合う仕組みをつくっていかなきゃなら ないと思うんですが、どうやってその皆さん、病院、買い物、電動自動車、いろいろあ ると思うんですが、どうやってその課題に向き合おうとしているのか、まずその点をお 伺いいたします。

町 長

皆さん御存じのとおり2025年問題というのがありまして、それは団塊の世代の皆さん が全て75歳以上に突入すると、こういうことでございます。団塊の世代というのは、こ の経済を支えてきた多くの方々でございまして、戦後のベビーブームに生まれた方々で ございます。私より3つほど年上の方々が総じて75歳以上になると。先ほど75歳になっ たら免許を返納するというすばらしい心構えでおる方をお聞きしましたけれども、やっ ぱし歳とっても運転したい、不便だという環境は続くのかなあというふうに思っており ます。そういった中で、今の新聞報道は、逆に、年寄りの方って、年寄りは危険だって いう報道があるんですけれども、一方、事故は確実に若い人が多いんです。保険料率は 若い人たちのほうが高いですし、お年寄りはその割に事故の数は少ない。しかし、踏み 間違いとか、そういうことがあるということでございますね。これは大きな社会問題で ございますんで、本当、根本的なところは車の改造をしなきゃいけない、ちゃんととま れる車をつくらなきゃいけないんじゃないかなと、これだけ車社会が発達した中で、車 の技術が世界先進地でございますから、完全に危ないときにぴたっととまると、こうい うセンサーをつけた車を早急につくることが大事だと思っています。そんなことを待っ ておる前に、じゃあどうするのかということなんですけれども、やはり身近な地域の交 通というものは利用されることを念頭に今後考えていかなくてはならないかなと思って

います。2025 年問題っていうと、リニアが開通する2~3年前の、こういう時代です。そういう時代になると、AIによる自動運転、今、伊那で実験をしております自動運転バス、これが町内に走るような、これがとんとん拍子に進んでいくんではないかなというような気がしております。そんなこんなもいろいろ含める中で、当然、お年寄りが75歳に、ずっと増えてくると、こういう状況も踏まえながら、その足の確保というのを6次総の中でも、しっかりそのことを踏まえた中で考えていく必要があるのかなあと思います。いろいろな角度から今申し上げましたけれども、やっぱり考えなければならない問題であるっていうことは認識しております。

折山議員

私も町長とほぼ似たような思いなんですが、議論をしてマスコミで徹底的に高齢者を たたいているのは都会に暮らしている皆さんなんですね。ほとんど自分では日常の足の 便に不便を感じない、免許がなくても感じない皆さんが、地方で暮らす我々に70歳まで 働けと言いながらも、65歳から高齢者の名称をもらって、なかなか運転制限がかかると いう、ちょっと我々には厳しい状況。いずれにしましても、そういった雰囲気が醸し出 されていることは現実でありまして、みんなが返納しなきゃ申しわけない、そんなよう な気持ちに追い込まれていることも事実であります。この議論をしているときにある方 が言いました。「大丈夫だ。」と、「AIで、もう循環バスをどんどん回してやるから。」 と自信を持って言ってくれる人がいる一方、「まだ時間がかかるじゃないか。」っていう 意見もありましたが、その方は「たちまちだ。」と、もう、すぐ始まるんだというような ことを申されている方もいまして、そうなれば無人の車が夜まで回っている、しかも電 気で、エネルギーを余り使わなんで、こういった時代も来るかと思うんですが、その時 代が訪れるまでのつなぎの間として、これ、循環バスをちょっと夜まで、ぜひ回して、 ちょっとまた、何か駒ヶ根のほうでもとまれそうな情報もお聞きしておりますが、便が よくなって、大きな買い物はちょっと遠くまで出られるようなことに、そんな充実がで きないのかなあ、そのために一般財源を投じても、高齢者の皆さんがそのことで自立し ていただける時間が延びれば、介護だ支援だという費用、いわゆる町が負担すべきもの が軽減されて、町民理解は得られるんではないのかなあというふうに考えるものであり ます。また、免許を返納したような方、一定年齢からは乗り放題、無料として、運行時 間も通勤時間帯、昼間ばっかでなくて夜までやっていただければ、夜間、ちょっと飲み に出る、食事に出かける、こういった皆さんで商業振興っていう、交通弱者対策だけで はなくて商業振興っていったような複合的な政策効果が期待できるんではないのかなあ というふうに考えるものです。循環バス充実、この点について再度、町長の考えをお伺 いしたいと思うんですが。

町 長

今、せっかく循環バスが走っております。残念ながら利用者が少ないと、これはまた 大きな問題でございます。どうせ走らせるんだったら大勢の方に乗っていただきたいと いうことが基本でございます。そういう時代を迎えた中で、またクローズアップされる こともあるかと思います。いろいろのことを、多方面のことを考えながら今後の運営に 当たっていきたいと思っています。

折山議員

大きな政策課題として受けとめていただければというふうに思います。

質問事項2「子育て支援充実を」について伺います。これは子育て世代の皆さんの声です。飯島町はさまざまな支援策が独自にありますが、次の項目を充実してほしい、こういった声がありましたので、その願いを町長にお届けします。

初めに質問要旨2-1、乳児おむつ補助制度を、このことを伺います。高齢者などのおむつ補助は多くの自治体で行っておるわけなんですが、乳児に対しては、近隣では宮田村が行っているだけであります。宮田村なんですが、正確な数字、ちょっと把握しておりませんが、ちょっと記憶によると、宮田村は当町と人口規模がほぼ同数で、まだ若干少ないであるものの、保育園児の数は飯島町の倍くらいいるというふうに認識、理解しております。したがって、乳児が多いゆえのこうしたおむつ補助っていう政策かとも思われるんですが、逆に、そういったきめ細かな支援策があって子どもが多くなったのかなというふうにも想像できます。子どもは1歳になるまで限度額5,000円だそうであります。このような制度の創設を望む声がありますが、町長、お考えをお伺いします。

町 長

子育て世代のサポートとしましては、これは各市町村、この近隣市町村8市町村、いろいろな方法を考えて、あの手この手と打っておるわけでございます。飯島町も負けず劣らず、いろいろの手を打っております。飯島版ネウボラ+としまして妊娠前からお子さんが18歳になるまでの間のいろいろな支援を駆使しております。特徴的なところでは、新生児の聴力検査、おたふく風邪予防接種の費用補助、ハッピーバースフラワー事業、ランドセル贈呈事業や保育料第3子無料化、ブックスタート、セカンドブックスタート、18歳までの福祉医療費給付無料など、子育て世代に寄り添った事業を展開しておるところでございます。それで、飯島町にあってほかにはないというものもございますし、ほかのところにあって飯島町にないというところがあるわけでございます。それぞれの特色の中で飯島町が劣っているわけではございません。おむつにスポットライトを当てられると、確かに飯島町はやっていないかもしらんけど、ほかのところを見てください。こういうことも私は町民の皆様方にお訴え申し上げたいと思います。そういったことで、色の格差はいろいろの種類があると思いますけども、そのときそのときに応じて、財政の状況に応じながら必要なものを講じていきたいと思っておるところでございます。

折山議員

私も冒頭で申し上げました。飯島町はさまざまな政策を持っておるが、こういう声があるのでお届けしますということでございますので、ぜひ、そういう要望があるということはお受けとめいただければというふうに思います。

質問要旨2-2、子育て世代の上下水道料金負担軽減を、これについては幾人かの同僚議員が、もう過去にも質問をしているところであります。この声を寄せてくださった方なんですが、その方の同世代の知人が当町から松川町へ引っ越しちゃった、こういったことがあったそうです。そう決断した大きな理由の一つが水道料金の高さにあったということで、大変残念に感じたそうであります。当町の水道事業の料金の高額さ、将来に向けての脆弱性、これについては週刊ダイヤモンドという経済専門誌が県下ワースト2と公表したことを1年前の6月定例会で質問申し上げたとおりであります。隣接する飯島町と松川町、県下で6番目に高額な水道料金の当町に対し、安価な松川町へその方は移った。これはあくまでも一面的ではありますが、また、一子育て世代の方の受けと

め方でもありますが、その方から見たら暮らしやすさの差が表面化したものというふう に受けとめました。さらに、この方は、出生届けの瞬間から下水道料金が、これ頭数で 決まる下水道料金が引き上がるのは子育て世代の納得度が低いんではないかと、当町の 支援策に警鐘を鳴らしてもおります。上下水道料金の負担軽減は、子育て世代の大きな 支援策になるかと思います。この点、町長のお考えを伺いたいと思います。

町 長

この点は、私も悩んでおる、苦慮しておるところでございます。この金額をもって、 はい、飯島さよならと言われかねない部分もございます。水道料金につきましては、自 前の水道を自分たちで使っているっていうことで、水道事業というのは利用者が多けれ ば多いほど料金が安くなる、こういう性格のものでございます。箕輪ダムから取水され た水を伊那、駒ヶ根、宮田、南箕輪等で使われると、非常にこれは安く上がっていると、 こういう実情がございます。飯島町は与田切川から、これまた流れている水をとって、 それを浄化しながら皆さんにお届けしていると、こういうことの中で、手間もかかって おりますし、人口も少ないということでございます。それをできるだけ安くということ を前々から思っておりまして、担当課にもお願いしております。まずは、利用者を増や すことにつきましては、中川村さんがそろそろ一緒に水道事業に参加さしていただきた いと、こういう話も聞いておりますので、その分は多少安くなるのかなあというふうに 思っております。しかし、水道の浄化の設備が年季が来ておりまして、あれを建てかえ なければいけないっていう、こういう将来喫緊の課題があるわけでございます。利益を 出して、その部分の積み立てをするなんてところまで全然いっていないと、こういう状 況でございます。だけど、議員のおっしゃるとおり、せめて、じゃあ子育て世代は何と かならないのかということの中で、今一生懸命数字をはじいております。下水道につき ましては、これを家族性というよりも、従量制、使った分だけということ、人数が増え ただけですぐ料金が増えるのはいかがなものかと、これも、私もそのように思いまして、 それは何とかならないのかなあと、この2つは何とかしてほしい、下げてほしいって、 これは、町長は選挙をしているもんですから、この値段を下げれば票が増えるだろうな あと簡単に思いますけど、しかし、そういうことではなくて、もっともっと奥の深いと ころがあるようでございます。

きょう、今まで研究しておった建設水道課長がおりますので、その過程等、詳細を説明させていただきたいと思います。

建設水道課長

それでは、現在ですけれども、料金の改定の検討をしている状況についてお答えをさせていただきます。

まず上水道でございますけども、現在、複数の改定案を絞り込みまして、その収支、経営的にそれがいけるかどうかというところも検討を行っているところでございます。いずれの改定案にいたしましても、経営上、大きな問題がございますので、こういった料金改良を実施した場合に経営的に成り立っていくのかというところが大きな問題となってまいります。そこで、専門的な知識を持った専門家の御意見、検証をいただくように現在手配を進めておるところでございます。

次に、下水料の料金でございますけども、現在、人数制による固定料金をいただいて

おるっていうことでございます。下水道の使用料、使う量が個々の事情によって違うということから、実際に即した従量制への移行について検討を進めておるところでございます。こちらにつきましては、まだまだお出しできる段階ではないシミュレーションの段階でございます。問題点といたしましては、事業の費用は使用料金の収入だけでは今現在も不足をしているということで、一般会計からの繰り入れを行っている状況でございます。従量制への移行にも経費が、メーターをつけたりとか、そういった経費もかかってくる課題もございますので、慎重な検討を行っているところでございます。

いずれにいたしましても、上下水道の経営への影響を十分に考慮いたしまして、料金 改定の検討を進めておるというところでございます。

折山議員

検討いただいておるということなんですけど、余り慎重に、そんなに検討、全体を検 討してもらうっていうことよりも、私の申し上げておるのは、メーター機を取りかえる とか、そういうんじゃなくて、限られた子育て世代、この人たちを対象に、特に生まれ て、お母さんがちょっとたらいで体を拭く程度の子ども、朝シャンをどんどん水を流し ながらやる、そういうものじゃない、産まれたら、もうすぐ頭数に入っていくっていう、 そこら辺にちょっと納得できないねっていう親がいるということで、余り深く考えずに、 子育て世代への支援ということで、単純にそこんところを軽減していただければいいの かなあということと、ちょっと大事なことなんで、町長、認識を改めていただくために、 ちょっと改めて申し上げますが、中川村は確かに水に困っているんです、水源確保に。 うちは赤字に困っているんです。将来の経営的な危機に来ているわけです。町長の言う とおり、うちの水、能力はある水を中川まで、買っていただくという気持ちがまずこち らにないと、向こうを助けてやるとか、向こうが参入したいっていう希望が出てきたっ ていうような認識ではなくて、片や水がないところ、片やある水を買っていただいて料 金を安くしたい町、お互いに力を合わせていい方向へ進もうよという基本的な認識は、 ぜひ、何か向こうを助けてやるという感度からお互いに助け合おうという感度へぜひ 持っていかないと、これは以前に私が申し上げて、大分進んできてくれていることなん で、ちょっとそこを踏み間違えるとどこかで行き詰ってしまうような気がしますんで、 お互いに助け合おう、こういった気持ちは、ぜひ、ちょっと改めて長い歴史を課長と共 有していただきながら、改めていただきたいなというふうに思います。

町 長

これは、中川との協議の中で、当然それは当初よりお互いの助け合いということでございまして、中川には幾らか幾らでもうけようとか、そういう話ではございません。中川にも飯島町を助けてほしいと、こういうお話の中でございますから、そういう認識は改めていただきたい。ちゃんと私はそういうことでやっておりますので、それは誤解でございますので、よろしくお伝え申し上げます。

折山議員

何かすりかえられると、ちょっと私も、せっかく改めて、町長が中川が参入したいという意向をそろそろ言ってきそうだっていう、そういう発言がありましたんで、今の答弁で結構です。そういうお気持ちがあっていただければよろしいということで、私だけではなくて、聞いた人はちょっとそういうふうにとってしまうような発言であったということは、後で再放送を見ながら御確認ください。

質問要旨2-3、住宅取得支援を、住宅金融支援機構と自治体連携、これについて伺います。この声は、移住してきた子育て世代のやはり声であります。ネット上にはフラット35という制度を住宅金融支援機構が発信するパンフレット、こういったものが流れております。パンフレットには、長野県と連携、子育て世代にあこがれのマイホームを、こういったキャッチコピーが掲げられて、当初5年間の借り入れ金利を年0.25~0.5%引き下げる、こういった内容が掲げられておるものであります。パンフレットによれば、長野県における本年5月現在では長野県と8つの市町村が支援機構と連携して何らかのプランを住民に提供しているところであります。伊那谷では伊那市、辰野町、中川村、高森町、豊丘村が取り組んでおるところです。隣接する中川村では、子育て世代住宅取得支援、それから3世代同居等のための新築支援、空き家活用促進支援プラン、こういったものを実施しております。このことが子育て支援というキーワードでネット上、全国に配信されているわけなんです。

当町にもさまざまな支援策がある、これはもう承知しております。改めて、加えてこの制度創設の提案をし、求めるものです。お考えをお聞きいたします。

町 長

子育て世代に飯島町で住宅を取得していただくことは、少子化並びに人口減少を解消 していくための重要な施策と考えております。

町では、この4月から子育て世代や若年夫婦への支援を厚くし、若者世代の定住を促進するために住宅支援制度の見直しを行ったところでございます。

御質問の住宅金融支援機構と自治体連携による住宅取得支援の当町の状況につきましては、担当である地域創造課長より詳しく説明を申し上げたいと思います。

地域創造課長

それでは、御説明をさせていただきます。御質問の住宅取得支援につきましては、先ほど議員さんのお話がありましたように、国が子育て世帯を支援するために 2017 年4月に創設をしました住宅金融支援機構によるフラット 35 子育て支援型であるかと思います。この住宅ローンを町民の皆様に御利用いただくためには、飯島町が子育て世帯を対象とした住宅取得支援補助金を設置する必要があります。これまでも町が、昨年までですけど町が進めてきました住宅支援というのは、年齢ですとか世帯構成に関係なく全ての世帯を対象としてきたことに加えまして、町内に支店のある金融機関の借り入れも要件としていたということで、そういった側面もございましたので、住宅金融支援機構との連携っていうのは行ってまいりませんでした。しかし、子育て世帯に対するさらなる支援の充実というものも必要なことであるということは認識をしておりますので、このたび4月からも住宅取得の補助金については見直しを行ってきて、徐々にその環境に近づいているということもありますので、御提案の内容につきましては、町内の金融機関への影響も考慮した上で研究をしていきたいというふうに思っております。

折山議員

飯島町も当然いろんな支援策がある、あるからこそ、これ連携できる要因がそこにあるのかなあ、全くこの世代に対する支援がないところでは、これ連携できないわけでありまして、飯島町はその資格が十分あるのかなあと思いますんで、今お答えいただいたとおり、ぜひ前向きにお取り組みいただければなと思います。

ちょっと子育て支援、この項も全体のまとめに入りますが、これ、ちょっと町長の感

情を害するところもありますが、原稿のとおりちょっと申し上げます。おむつ補助の宮田村、人口規模がほぼ当町と同数でありながら子どもが多いっていうこと、先ほど申し上げました。隣接する中川村、過疎債の適用村っていう、一般的に想像するには過酷な環境にある村であります。しかしながら、上水道の水源確保を地下水に頼って、全て深井戸によるポンプアップで配水をしながら、当町より安価な水道料金を設定しております。また、きめ細かな子育て世代住宅取得支援などの政策、これも長野県のほとんどが伊那谷にその政策をする市町村があって、しかも隣接した村にあったということにちょっと私も驚いたんですが、その結果、直近の報道では、当町よりも中川村、人口減少率、低い減少率を保って、一定の成果を上げているなというふうに評価するものであります。町も負けず劣らずのいろんな政策があるわけなんですが、ぜひ、こういった当該する世代の皆さんの声を受けて、6次総では、きめ細かな子育て世代の支援策のさらなる充実、こういったものを、ぜひ町民の声にあるということを受けとめていただいて、最後の質問事項3「旧紅葉園の積極活用を促す」これについて伺ってまいります。

紅葉園取得後の活用につきましては、町民の関心が高くて、私も 28 年の 9 月、29 年 の 6 月、30 年の 12 月に続き 4 回目の質問をいたします。つまり、この 4 年間、毎年伺っているということであります。毎年、だから声が寄せられるということであります。

千人塚の活性化、地域振興、町民の福利向上という大きな目的にふさわしい大きな資金を投じて取得した施設でございます。この間の御答弁、いろいろいただいております。プロポーザル方式で運営者を公募している、希望者がいない、ホテル経営者など専門家の知恵を借りている、売却を公募している、希望者がいない、賃借人を公募した、希望者がいない、千人塚が観光地として魅力をもっと増すまでは希望者はいないだろう、当分の間、町民に利用をしてもらい、どのような活用の仕方があるのか模索したい、こういったふうに随分御答弁も変遷してまいりました。そこで、今申し上げた、この間、前回いただいた御答弁に基づきまして、利用した町民の声を町長にお届けいたします。

質問要旨3-1、トイレ、水回りの補修を。この春、時期を逸しましたが桜の花見を新田いちいの会で実施をいたしました。お手伝いをしてくださる方含め24名が施設を2,000円お払いしお借りし、利用してまいりました。中に入りましたら虫の死骸が散乱しておりまして、その掃除から始めました。花冷えの時期ですが、暖房設備がないのでストーブを持ち込んで、ガスコンロなど調理設備がないもんですからプロパンガスとコンロを屋外に設置して、温かい食べ物をみんなでつくって食べました。それなりにそのことも楽しかったわけでありますが、みんなで施設内を見学いたしました。2階にはすばらしい宿泊用の部屋がありました。男女別の浴室から眺めた風景は、それぞれの浴室から与田切渓谷のすばらしい景観でした。多くの方から「どうしてこんな立派な施設を遊ばせているのかね。」という声が出されました。男女別に整備されたトイレは壊れていて使えませんでした。玄関脇の便器の1つが利用可能でした。利用人数を考えたんでしょうか。多くの方が水分の摂取を控えていたように思います。もしかしたら男性は外で用を足してしまったかもしれません。一般に貸し付け、利用を見ながら活用を考えるとおっしゃるのなら、せめて施設の規模にふさわしいトイレを壊れたままにしておくのではな

く修繕をすべきと考えますが、町長いかがでしょうか。

町 長

紅葉園の活用につきましては、活用事業者の募集を実施し、昨年度からは一時利用を開始したところでございます。現在までのところ、施設に関する個別の問い合わせはあるものの、具体的に購入または賃貸借で活用されるという方は、残念ながらあらわれておりません。アルプスの風景を湖面に描く美しい立地でありますので、大勢の皆様に御利用いただける方策を引き続き検討してまいります。

イベントのときの利用等、短期的に1日2日、そういう短期的に使うという場合の、まずは利用に限るのではないかなあ――限るというか、そういう方法しかないのかなあと。あれを年中、シーズン中続けてそれを利用するということは、やはり千人塚へ訪れる人口数、観光地としての魅力、これがまだまだ営業をし続けるためにはちょっと足りないんじゃないかなと、こういう判断で、各ここへ投資される方の判断がそこにあるんではないかなというふうに思っております。

いずれにしても、これから与田切、千人塚、傘山、この周辺の観光地の魅力というのを、DMO等を使いながら人呼びをしていこうということでございますので、その中で、そういう事業者もあらわれるのではないかなあと思っています。

また、千人塚の指定管理者も、今度、民間でございます。いろいろのお考えのある中で、最終的には紅葉園もというような、乗ればですね、波に乗っていけば紅葉園もというようなお話もありますけど、今はあれを、年中ランニングコストを払うゆとりはないと、こういう段階でございます。

いずれにしても、基本的には千人塚へ人呼びをする、観光地としてちゃんと定着させるということが第一目標だと思っております。

1日2日利用程度に活用する、短期間活用することについての修繕が必要だということでございますので、その修繕につきましては担当課長より説明をさせていただきたいと思います。

企画政策課長

旧紅葉園の施設の不具合についてお尋ねいただきました。

町としましても定期的な管理を行いまして、部屋の空気の入れかえや、また水道水を 出したり、また確かにあそこは割合虫が発生したりしまして、その退治もしております。 ただ、その後にまた虫が出てしまったようで、大変申しわけなかったなと、このように 思います。

不具合の箇所につきましては、こちらも承知しており、ただいま一時利用という中では、その部分、御不便をおかけしているかと思っております。ただ、1階には、その不具合以外でも、正面玄関左の和室のトイレ、また食堂前のトイレもございますので、今はこちらのトイレを御利用いただいているという実態でございます。修繕について、このことについては、今後の活用の具体的な動きが出てきた段階で、これはしっかり修繕してまいりたいと、こう考えております。

折山議員

一般に、さっき時期的にイベントのときだとかいう、かなり多くの方が逆に利用する んであれば、具体的な活用が見えてきてから修繕じゃなくて、修繕くらいはしとくのが 当然なのかなあというふうに思うわけなんですが、どうもしっくりしませんねえ、あそ こを大金投じて取得した割には、どうやって生かしていこうか。それで、魅力を増すっていうこともそうなんですが、あれそのものが魅力の一つであるという認識を持たれたほうがいいのかなあというふうに思います。

いずれにしても、ちょっと、どうするのかというアイデアを町民に今、頼っているようなんですが、いっそ町民の声を募ったらいかがでしょうか。使った人は「こんな立派な施設、もったいないじゃないか。」と、現実にあそこで飲食店を営業したいっていう方もいたそうですね。ただ、賃貸が高額過ぎて諦めたようなんですが、どうして立ち上げ支援ということで無料で貸し付けて、あそこを活性化の起爆剤にするって、そういうお考えはなかったんでしょうかね。今から言っても仕方ないんで、建物は使わなければ劣化が早いです。時間との戦いです。早急な真剣な取り組みを求めて、もし、もう一度御答弁いただけるんであれば、トイレの修繕はするというようなお答えをいただきたいんですが、いかがでしょうか。

町 長 折山議員

状況を見ながら決断したいと思います。

終わります。

議長

9番 浜田議員 9番 浜田稔議員。

では、通告順に質問を進めてまいります。今回は2件の質問を準備しておりますけれども、まず1「自治会・区会・行政の思い切った業務簡素化を」であります。今年度っていいますか、昨年度から、私の認識している限りでは、町が町内の自治組織の負担軽減に向けて取り組んでいるというふうに認識しております。実際にそういった動きを私どもも感じておりまして、実は、私ごとですが昨年は副自治会長、ことしは自治会長という、まさに当事者でありますので大変興味を持っているわけですけども、そういう町の負担軽減にかかわる目的、考え方、進め方、また、もう既に成果が出ているのであれば、そういったことについても、全体についてのお考えを、まず町長にお尋ねしたいと思います。

町 長

浜田議員にお答えいたします。町が取り組んでいる自治会、区会の負担軽減の考え方ということでございます。自治組織の負担軽減に向けては、3月議会でも議論させていただいたところでございます。町としましても、議員、御指摘のとおり、思い切った見直しが必要と考えており、現在、町の全機関を対象とした内部検討を進めています。各種委員会や自治会組織へお願いしている業務について、構成員の削減や議会回数の縮減、廃止や統合も含め、さまざまな観点から検討を進めてまいりたいと思っております。

毎年、自治会長会、また区会議員の会等、年度当初に開催されております。昨年もお願い申し上げました。ことしもお願い申しました。この組織の改革について、少子高齢化、どのようにしていったらいいのかということをみんなでテーブルに上げて検討する回数を増やしてほしいと、こういうふうにお話を申し上げました。だんだんにそういった意見がまとまって、これは一気にどんと変えるわけにはなかなかいかないんじゃないかなあというふうに思っています。だんだん、2年3年かけながら少しずつ整理、統合

していきたいなというふうに思っております。

浜田議員

総括的な御意見で、もうこれで質問をやめてもいいかなと思ったんですけど、少し具体的な問題に入ってまいりたいと思います。

実は、そういった動きの中で、この3月にこれから自治会長になる人々が役場に集められました。これまでなかったことじゃないかというふうに思っています。当然、私も集められたわけですけれども、そこでの討議というのが、思いがけなくも自由討議だったんですね。町の側からあれこれ、あれこれということではなくて、自治会長さんの間で議論を進めてくれと。私のいる本郷では、6つの自治会があるわけですけれども、これがきっかけになって、実は頻繁に意見交換をするようになりました。その結果、負担軽減の実績も、もうそろそろ1つ2つあらわれるのかなということです。まず、この動きに対しては、そういう自治会長の皆様は大変好感を持って受けとめているということをまず申し上げたいと思います。きのう、町長は余り元気なかったんで、励まさなきゃいかんのかなというところもありますけど。

それはともかく、町内の自治会の負担感というものについて、もう少し具体的に私の 認識しているところをお示ししたいと思います。1つは、自治組織の役割の多さという ことですね。お手元にも資料を配っておりますけれども、これは地域創造課でまとめか けたものの写しです。すごい、とても読みにくいっていうんですけれども、そのことを 示したかったんですけれども、自治会長さんの属している組織、厚生組合長さん、環境 衛生自治会ですね、それから農家組合、健康推進、その他、その他ということで、黒塗 りでびっしり見られないくらいさまざまな役割を自治会長さんが負っているという姿が、 これから見ても一目瞭然だろうと思います。1枚おめくりいただきますと、同じぐらい 細かい表が出ています。これは何かといいますと、ある自治会長さんが非常にまめな方 でありまして、一年間の自分が行った業務の記録をとっておられた、それがこれなんで す。日数にしますと91日になるんです。つまり、365日のうちの4分の1が何らかの自 治会活動にかかわっていたと。ちょっと色塗りにしているんですけれども、91日ですの で、全てが休日ではありません。つまり、平日が相当入っています。この方は、最近は そうなんですけれども、やはりお勤めがありまして、なかなか昼間の会社を休めば大変、 雇用の上でいろんな問題を引き起こしかねないきょうこのごろのわけですけれども、そ ういった平日の仕事がかなり入っていると。ちなみに申し上げますけど、これは個人特 定できないように、かなり組織名ですとかなにかを伏せていますので、若干違う組織名 になっていることは御容赦いただきたいと思うんですけれども、そんなことになってお ります。まず、これを眺めて、町長どういうふうにお感じになるか、もう一度お尋ねし たいと思いますが、この2つの表をごらんになっての感想、いかがでしょうか。

町 長

今これを瞬間的に見てというのは、なかなか真を突いた意見がなかなか言えないと思います。これは何月のスケジュールなんですかねえ。月によって物すごく重なっている、 年度末、年度初めあると思います。これが2日から12日……

浜田議員

日にちは抜いたので、2月から。

町 長

ああ、2月からですか。月の、これ、あれなんですね。

浜田議員

一年間。一年間これだけ行事がありましたと。

町 長

浜田さんの私から引き出したい答えは、大変忙しいですねと、こういうことだと思います。見たとおりお忙しいなあというふうに思っております。

浜田議員

単純に言えばそういうことなんですけれども、実際に自治会長さんの多くが仕事を抱えて、それでいて地域のさまざまなお世話をしなければいけない、こういう中で、このあり方は、とってもではないけれども長続きできないし、その後を継ごうという人にとってみれば、かなりの負担だということを改めて御理解いただきたいなあということであります。それではどうすればいいのかということで、町長は先ほど数年かけてゆっくりというふうにおっしゃいましたけれども、私としては、もう直ちに思い切った改革をということを幾つかの例をとって提案したいと思っております。

まず、第1番目、1-2ですけれども、形ばかりの組織がまだまだ町内には残存して いるんではないかっていうふうに思います。それぞれの組織は、先ほども調査始められ たって言っていますけれども、例えば何十人かの委員さんが集められて1時間討議をし たとしたら、一体何人の方がそこの場で発言なさっているのか、あるいは、それがどん な形でその委員会なり協議会なりの結果としてプラスの反映をされているのか、こう いったことを検証してみれば、それが本当に必要な組織であるかどうかということは判 断ができるっていうふうに思うわけですね。ここに幾つか実例を挙げました。交通安全 対策委員会、合併浄化槽組合、環境衛生自治会などなど。一番最初にあるものを例とし て取り上げたいと思います。これは最初、私1年生の議員のときに交通安全対策委員会 の委員長に自動的に任命されて、そのときの経験に基づいてのお話なんですが、これは、 もう当然のことながら町の条例で定められた組織でありますから、議会も承認していま すし、交通安全に対する町の役割が存在するっていうことも十分に理解できます。問題 はその中身です。会議は年1回だけでした。その1回の会議で前年度の総括と、それか ら今年度の事業計画がいきなり提示されて、要するにテーブルに着いて、その場で提示 されて、それを承認すると。意見は出たか出なかったかぐらいですね。実質的な議論は ほとんどなかったと思います。その後は、交通安全協会の総会に来賓かなんかで招かれ るのと、3年間に1回の安全安心町民大会ですか、ここで開会のあいさつをさせられる んでしたか、何でしたか、そんな程度の話です。その間、一年間の間に町内に交通事故 があっても、委員長には何の報告もありません。あるいは町内の危険箇所がどこである かなどということについての何の情報もありません。最初になったとき、本当に私は唖 然としました。これで役割が務まるんだと。それでいて交通安全対策委員会の委員長と しての責任を果たせと言われても、やるべきことは何もないわけですよね。今となって は、これは仕方がないんだというふうにある意味では納得しています。どうしてかって いうと、交通安全対策委員会が本当に機能し始めたら町の職員は大変です。警察やその ほかの組織と同じぐらいの報告を、まず調査をして、その報告を交通安全対策委員会に 一々報告して意見を求めなければいけない、仕事にならんということなんで、私が考え たのは無理かなあとは思うわけですけれども、じゃあ、それほど形だけの組織ならば、 なぜ置いておくんだろうかということですね。結局、私が最終的に理解したのは、この

委員会というのは、町の行政の交通安全の事業に町民の意見を反映させたという形づくりのための委員会に過ぎないんです。これが私の結論です。であれば廃止したらいかがですか、条例変えて。もし、町民の意見が必要なんだというのであれば、充て職でいるんな組織の代表者を集めるのではなくて、単にパブリックコメントを集めればいいだけの話だと思います。集めている委員さんっていうのは、決して交通安全の専門家でもなければ、その道のスキルのある人たちを集めているわけでもないし、現実の会議では何の発言もなかったに等しい会議でしたので、これは即刻やめるべきだと。この例について町長の見解をお尋ねしたいと思います。

町 長

今、議員がおっしゃられたとおり、過去の歴史の中から、それを引き続き形骸化された組織がたくさんあるというふうに思っています。これをばっさばっさと切っていくことが整理、早いことを言えばそういうことなのかなあと、うちの中も、片づける、片づける、片づけるって、ちっとも片づけられないのは捨てられないからでございまして、思い切って捨てるということかなというふうに思っています。役場の職員さんも、去年と同じことをやったことが仕事の充実感っていう思いも多少あるのかなと、このように思っております。これがなぜ今必要なのかというところまでは、そこまで一歩踏み込まずに、ずっと続いているから、去年やったからと、こういう感覚のもとで、じゃあ、ことしもというのは、これはいけないんじゃないかなと、このように思っております。職員も、今そういう考え方の中で一つ一つものを見直していただいて、真に必要なものというものをやっぱし洗い直す時期が来ているのかなと、このように思っております。

浜田議員

即廃止というお答えではなかったように思いますけれども、まだ幾つかの実例につい ても触れたいと思います。ここに書いたのは、あと合併処理浄化槽組合ですね。これ、 農集排と下水道のところはない区域の組合かなというふうに思います。それから環境衛 生自治会、これはきのうも一般質問でテーマになりましたけれども、去年、私は副自治 会長で、環境衛生自治会長でした。これらの組織は、組織によってはですけれども、年 に1回か2回、自治会の担当者を集めた総会というのがありまして、そこでの代表を選 ぶ、それから年に1~2回、研修かなにか、あるいは視察かなにかがあるという程度で すね。職員さんも大変だと思います。一々案内を出して、資料を準備して、それから出 席する自治会の役員は、昼間の会議ですから、当然職場を休まなければいけない、そん なことが特に視察研修の場合にはあるわけですね。一方で、この役員っつうのは1年限 りですので、残念ながら、それ以外にさまざまな事業を抱えている自治会に対しては、 こんなことがあって、こういう情報が入ってきたよということを丁寧に説明する暇は、 実際にはありません。ですので、その役員さんが研修を受けたとしても、それが自治会 に浸透しないっていうのが実は現状なんですね。ですので、これについては、やはりもっ と見直しをして、必要ないものは廃止して、こういう形づくりの組織をやめてはどうか ということを考えて、幾つかの例示を挙げました。

一方で、町が一歩前進の方向で取り組みかけているお話として防犯指導員の廃止とい うのがありますね。これ本当は今年度からやめるという意向だったようなんですが、そ の提案が遅すぎたために一部の自治会から反発が出て、一年先送りになるんだというふ うに私は理解しているんですが、防犯指導員を全部やめてしまうのかと思ったら、町の考え方は、そうではなくて自治会長が兼務するんだという方針のように私は聞いています。これはかなり自治会長の皆さんの怒りを買っていまして、何でこんなことになるのかというのが大変疑問なんです。やめるんだったら、やめてしまえばいいと思うんですが、ただでさえ自治会長に兼務させるという、この方針の背景について、まず御説明いただきたいと思います。

総務課長

防犯指導員の関係でございますが、やはり各自治会での役員の選出の関係、大変困難 という形でございまして、まず、やはりそういった役員の選任の関係を、役を一つなく すという形で、兼任ができないかということで考えたところでございます。中でも、や はり、それと同時に防犯指導員にお願いいたします業務につきましても本当に簡素化す るという形を考えておりまして、現在、自治会長さんに兼務をお願いしたところでござ いますが、やはり昨年度の年末でございましたので、大分選考が進んでいるということ もございました。そういった部分で、他の自治会の役員の皆さんとの兼任でお願いでき ないかという形で現在進んでまいってきてございます。業務的には、夏と12月の年末の 防犯パトロールをやっていただくことが主という形でございまして、各戸に回って防犯 の関係をお知らせいただくという形で、それにつきまして、これまでは報告もお願いを してきたところでございますが、そういった部分の報告はいいという形で、そういった チラシ等の配布を、配ることをお願いできないかという形、また今年度から町の会議も 開催をしないという形でございまして、ただ、各地区ごとでの代表者をお決めいただく こと、それから伊南防犯連合会という組織がございまして、そちらにも現在役員として 選任をする必要がございますので、そういった部分の選考もお願いをするという形で、 上部団体への人選も必要という形でございまして、それにつきましては各自治会、各地 区での持ち回りでお願いするという形でございまして、業務につきましては本当に省い て対応をしておるところでございます。中でも、やっぱし、そういったいきなり飯島町 だけが、そういった上部団体も切るという形はできませんもんで、そういった形での人 選また報告をさせていただいておるというふうに考えたところでございます。

浜田議員

多分そうなんですよね。実際、ほとんど役はないと思います。チラシ配るだけだったら、普通の自治会の配布物でやればいいだけの話ですよね。何のために地区ごとの防犯の組織がなければいけないのか、地区で別にまとまった取り組みしている形跡は全くないわけですから、その必要性も私には理解できません。さらに、言ってしまえば、本音のところは、実は、多分、伊南防犯連合会、ここに代表を出さなければいけない、この辺が本当の理由ではないかなというふうに思うわけです。似たような話が、上伊那広域廃棄物政策審議会みたいなのもありまして、多分、環境にかかわる自治会の誰かの代表がそこに出ていかなければいけない、そんな話になるんじゃないかと思います。ちなみに、私、自治会の過去のファイルをずっと眺めてみまして、そういった上部団体の事業報告を見る機会がありました。大変びっくりしました。まず、年度初めの総会っていうのがありまして、総会が行われた後、当然、料理屋さんで懇親会をやると。その後、本当に必要なのかどうかわかんないんですけれども、どこか代表的な地点を視察に行って、

それが事業である。年度末になると、また総会があって懇親会をやる、それが一年間の事業計画で、事業費はほとんど懇親会の費用、こんなことをやっているわけですよ。そのために自治会長さんは呼び出されて、あるいは防犯指導員の代表者は呼び出されて、半日か1日潰すと、おつき合いに過ぎないじゃないですか。そこで決まったことというのは、当然のことながら各自治会に報告されることはありません。なぜならば、ほとんど具体的なことは何も議論されていないからです。こんなおつき合いこそ真っ先にやめるべきだと思いますし、言い出しっぺはやるのが大変ですけれども、誰かが言わなければ終わらないと思います。ぜひ、町長、この件についてはっきりとした町の考えを、いわゆる上部団体に申し上げて、本当の改革に手をつけませんか。民間出身の感覚をお持ちである町長であるからこそできることではないかと思いますけれども、町長のお考えをお尋ねいたします。

町 長

この改革については、地域住民の皆さんがまず声を上げることが一番大事だと思っています。そういう俎上が大分出てきておるのかなあと、これをテーマに地域の皆さんが組織の改革ということについて認識を整理化していっていただくと、こういうことが大事で、それと、やっぱり行政と住民の皆さんが、やっぱし合意する中で新しい組織が生まれるのかなというふうに思っています。町内は、そういったことで住民の皆さんと役場と、やっぱり合意の中で簡素化、省略化していくのがいいと思います。その結果生まれてきた外部、町外への上部組織といいますか、そういう方々にいうべきところは、やっぱし言っていかなきゃいけないんじゃないかなと、地方自治体がそう変革する中で、上部組織がそのままでいていいというはずがないというふうに思っております。

浜田議員

それでは確認しますけれども、町内の自治会長あるいは防犯指導員の皆さんの総意が 町に示されたら、町長はそのような行動をとっていただける、こういうことでよろしい でしょうか。

町 長

防犯指導員は、今までの役割といいますか、物質的な配りものにしてもいろいろのものがありました。それがどんなふうに置きかえられるのかということだと思います。それで、いざ犯罪が起きたとき、じゃあ、そういうふうにその地域は対応するのかということ、そういったことも、やっぱし合意の中で認識された上で、要らないよというふうになればいいんじゃないかと、そうなったときには、飯島町、防犯指導員がいないんだという、しかし、向こうからいろいろどういう伝達が来るかということもございますので、じゃあ、どの程度必要なのかと、どの部分から出していくのかと、そこもまた試行する部分であるのかなというふうに思っています。今一概に、はい出しません、飯島町は出しませんというよりも、向こうからの連絡等は、じゃあどういうルートで流すのかと、そういうことがきっちりしなければならないかなあというふうに思っています。

浜田議員

そのことについては、最初に申し上げたように、実は実体のある指示やなにかは何もないんですよ、これまで。そのことを改めて申し上げておきたいと思います。ですから、 形骸化した組織だということであります。

ちなみに、先ほど本郷の話を申し上げましたけども、もう既に6自治会長で、ある役 についての軽減を、いわゆる上部組織に意見書といいますか、要望書を提出しました。 ほぼ受け入れられる方向です。ちゃんと理にかなったことであれば、それは理解される 今の世の中だっていうふうに私は考えております。

それ以外に、1-4になりますけれども、各種期成同盟会、これは議員の皆さんがかなりかかわっているんですけども、こういった組織があります。それぞれの期成同盟会ごとに総会が開かれて、その実態も先ほどのいわゆる上部団体の組織と大同小異、区長さんや議員や関係の方が一堂に会して年次総会を行って、多分、県あるいは国の出先機関への要望を申し上げて、その後、懇親会をやると、こんな流れじゃないかと思うんですけれども、その必要性もわからなくはありませんけれども、やはり改革の対象じゃないかと、もう全部大くくりしてしまってやるとか、何らかのことをやらないと、町民の目から見てもおかしい場合がありますね。本当に明るいうちから懇親会を一生懸命やって、それが地域の道路やなにかの改良につながるのか、こんな文化もそろそろ改めるべきではないかというふうに思いますけれども、町長はどんなふうにお感じになっておられますか。

町 長

期成同盟会は、住民と議会と行政の3者がそれぞれの問題に応じて要望書を要望していく団体だというふうに認識していますから、必要があってできているものというふうに思っています。しかし、その内容とか会議とか回数等については、集約できるかなというふうに思っております。153 バイパスにつきましては、こないだ中田切の橋ができまして開通しましたので、これは縮小の方向で考えております。しかし、その反面、下市田一本郷間、153 伊南バイパスを南へ進める期成同盟会を、これまた新たに立ち上げなければならないと、これはまた必要なものでございますので、私はまた同盟会長になっておりますんで、その部分は張り切ってやってまいりたいなあというふうに思っております。改革すべきところは改革してまいりたいと思っております。

浜田議員

1-5番目は、充て職の抜本的な削減をという話であります。区長さんからある書類 をいただきました。どれだけの業務が重なっているか、たしか20数項目だったと思いま す。なったとたんに、あれもこれもそれもということでいろんなところに呼ばれるって いうことですね。これは区長さんに限らず、いろんな方が何かの役につくと、もう自動 的にくっついてくる仕事が山ほどあって、その都度出席を求められる、こんなことになっ ておるわけです。ちょっと私、記憶で、もとの資料が見当たらなかった、たしか、かつ て岩国市、山口県の市長さんを務められた井原市長さんっていうのがいらしたと思うん ですけども、この方のお話だったと思います。元中央官僚の大変有能な方だったんです が、いわゆる脱藩官僚で、地方に戻って市長さんを務められたということなんですが、 その方に行政改革の経験を聞いた記憶があります。記憶違いではないと思うんですけれ ども、ここでも、やはり各種の審議会っていうのが山ほどあって、この改革をなさった ということでした。どんな中身だったかという細かいことは忘れましたけど、一つ印象 に残ったことは、兼務を一切廃止する形で委員会を全て見直したという、つまり、A委 員会、B委員会、C委員会というところがあって、それぞれに同じ人が入っている、そ んなやり方はやめようと。少なくとも1人はどれかの委員会には属するけれども、それ 以外のところにはかかわらないというぐらい、委員会の間を渡り歩くような充て職は廃

止したと。1つは充て職がそれでもあることにはなるかと思いますけれども、その結果、 別に何の支障も起こんなかった。もちろん委員会の数もずいぶん減ったんだというふう なお話でした。やればできるんではないかと思うんですね。さまざまな委員会がありま すけども、私の見ているところでは、必ずしも委員会の目的とする業務についてのエキ スパートの方や、あるいは、特にある別の役をやっているからといって、その分野に対 して特別な識見を持っている、あるいは経験をお持ちの方とは限らない方が自動的に割 り振られている、これは委員会にとっても決して幸福なことではありませんし、大勢の 人間を集めて形をつくっても、それは実質的な審議には至らないんじゃないか、そんな ふうに感じるわけでありますので、充て職を全部なくせというのは多少抵抗があるかな と思ったんで申し上げたんですけども、せめて1つというふうに思い切って、これを一 つの目印にして、充て職の整理整頓を進めてはいかがかという提案ですけれども、町長 のお考えをお聞きしたいと思います。

町 長

充て職の廃止といいますか、必要なものは必要であると思います。そこら辺も含めて 組織の改革を多岐にわたって進めなければならないと考えております。

浜田議員

一つの提案ですので、実際の進行を私なりにウオッチさせていただきたいと思ってお ります。

ところで、今私が申し上げたのは、どちらかというと住民側からの負担の話でした。 ただ、一方的な話を申し上げるつもりはなくて、実は、そういうさまざまな煩瑣な、し かも中身の形骸化した組織が、この町にも残念ながら年を重ねる間にたくさんたまって いって、そのことが一方では職員の皆さんの負担にもなっているんではないかというこ とを私は大変危惧するわけです。自治会は、先ほど上部団体と言いましたけども、本来、 上部団体っていうのはあるべきじゃないと私は思うんですよ。自治会というのは、本来、 住民が自分たちの自治のためにつくり上げた任意団体であって、その上部などというの は本来あってはならないと思っております。ただし、さまざまな機関が手足のように自 治会を使っているというのが実態であるので、そこの考え方自身は整理整頓する必要が あると思います。であれば、自治会の本来の役割は何かっていうことになるわけですけ ども、自治会、自治組織ですから、みずからが暮らしている生活をよくして、地域の環 境をよくして、そのためにみんなが共同で汗を流す、自分たちの地域を自分たちで治め る、それが自治会の本来の目的であるというふうに考えています。もちろん、そのため に必要な周辺との連携はあるかもしれませんけれども、どっちが先かと言えば、自分た ちの地域をよくすることの力を割かれるほどにいろいろな仕事が回ってくるっていうの は、全く本末転倒の姿ではないかっていうふうに私は考えるわけです。ですので、そう ではない結果、実は職員の皆さんにも負担がかかっているということで、自治会改革、 最初に町長からお話は伺いましたけれども、改めて原点についてお尋ねしたいんですけ れども、これは今私が申し上げたような考え方、つまり、自治会の基本は住民自治、そ のことが第一目的だと、それ以外の仕事については、それに附随する必要最小限のもの にとどめるべきだと、この考えについて町長の見解をお尋ねしたいと思います。

まず、自治会は、議員おっしゃるとおり、地域の自分たちの住む本当に一番近いとこ

ろの行政が円滑にいくこと、これを目標にしているということでございます。しかし、 町も自治会が円滑にいくための相談、各分野でのパイプ窓口等をやっぱしあけていなけ ればならないというふうに思っています。そこら辺の整理が必要かなというふうに思っ ています。総体的にこれを考える時期だというふうに考えております。

浜田議員

ちょっとここで話を少し別の方向に向けますけれども、先だっての新聞にこういう記事が出ておりました。財務省の試算によると、自治体職員は3万人削減可能だということです。AIが普及するので職員はそんなに仕事をする必要がなくなるので、全国で3万人減らせる、飯島町にしてみると、全国の1万分の1ですから3人減らせということなのかもしれませんけども、いずれにしても職員は減らせると、あるいは、もしかすると減らしたいという意向が財務省ですからあるのかもしれませんけども、こういう考え方について町長はどんなふうにお考えですか。

町 長

財務省の試算が、2025年でしたかね、27年でしたかね、までに自治体職員が3万人減るだろうと、減らせるだろうと、こういう数字が出ました。私の率直な感覚は、なるほど、ほっほうと、までしか言いようがないです。これは、じゃあどのように減らしていくのかと、減った分をどのようにするのかと、こういう内容がまだ示されておりません段階で、私がこれにけしからんとか、そのとおりだとか、両方とも言うことはできないなあというふうに思っています。問題は、その中身、どのように減らしていくのか、どの分をどのように減らしていくんだということが一番大事なところだというふうに思っております。先ほど浜田さんおっしゃったように、飯島町の人口規模からいくと4人ぐらいですかね、減らせるのはね、そういうことでございます。それを、じゃあどういうふうに、現実問題どういうふうに減らしていくのかと、そういう具体策がやっぱし必要ではないか、それにはやっぱし資金が要ると思います。財務省だったら、それに金つけてよねと、私は言いたいところで、これが本音のところでございます。よろしくお願いします。

浜田議員

ちょっと、その新聞記事に自治体職員がどのくらい減ったかって、物すごく小さなグラフが出ているんですが、多分 2000 年~2020 年までの間で 2 割ぐらい実は減っているんですね。人口は 2 割も何も減っていません、日本全国。けれども、この間もかなりの勢いで自治体の職員が減らされてきたということは客観的な事実だと思います。町長、それだけでは何とも言えないというお話だったんですが、私は、実は日本の自治体の職員っていうのはとんでもない状況にあるというふうに感じています。それは国際比較です。ここに、次の資料に世界各国の自治体の職員数が書いてあります。棒グラフですね。これ、実は、OECDの世界先進国 20 何カ国ですか、そこのグラフもあったんですけれども、余りごちゃごちゃしているんで持ってこなかったんですが、OECDの世界先進国の中で日本の自治体職員数は最低です。これは欧米の国と比べたもんですけれども、1,000 人当たりの職員数の国際比較ということで、フランスがトップ、1,000 人当たり89.5 人、それからイギリス、アメリカ、ドイツはほぼ同じ程度、日本はそういった国々の約半分というのが日本の実情です。ちなみに、日本の地方公務員、政府職員が1,000人当たり26.6 人ということになっているんで、1万人の飯島町にすると、飯島町の職員

は 266 人いなきゃいけないことになっているんですが、違いますよね。正規職員は 100 人ちょっと、非正規も含めて 200 人行かないぐらいですか。 つまり、日本の平均から言っ ても飯島町の職員は少ない、ましてや世界の国々から見れば圧倒的に公務員は少ないと。 それだけ住民サービスというのは縮減されているか、あるいは職員の過重な負担のもと に遂行されているか、どっちかだということではないかというふうに思います。それに 加えて、最近、恐らく職員の皆さんを苦しめているのは、国のさまざまな政策の乱発じゃ ないかというふうに思っています。地方創生がありました。一億総活躍だと言っていろ んなことがありました。SDG s をこまごまとやるんだ。コンパクトシティーも目指せ。 地域包括ケアもやれ。それぞれに国からは補助制度のメニューが出てきていまして、そ れも省庁ごとに縦割りで行われているわけですね。例えば国土交通省はコンパクトシ ティーを推進しろと、そういうことについての計画を立てた市町村に対してはさまざま な補助制度、優遇措置を行うと、一方で包括ケアは全くコンパクトシティーとは逆に、 コンパクトシティーっていうのは、町の市の中心部に人々を集めて、不便なところから 立ち退いてもらう、つまり地域の離れたところの人に対しては住みにくくする、意地悪 をする、中央に来ると大変便利になると、こんな構想なわけですけども、地域包括ケア は全くその逆で、住みなれたところで最後までということで、やっぱり自分たちが住み なれたところで地域の人たちと最後まで暮らすのがいいんだということで、それはそれ でメニューがある、受けとめる側の地方自治体はたまったもんじゃないですよね。それ ぞれ矛盾する省庁間のこまごまとしたことをどうやって受けとめるかということに汗を 流すことになるわけで、この件については、先だってある方から、教授から聞いたんで すけども、地方財政政策の非常に有名な権威とも言われる教授が中央官僚に対して、も うこれ以上地方行政をもてあそぶなということをお話されたというふうに聞いています。 そんな状況にあるんだと私も理解しております。そうはいっても、この状況がすぐに改 善されないのであれば、私は、自治体職員の皆さんと、それから、それこそ先ほどから 議論している町内のさまざまな自治組織の皆さん、こういう皆さんが共同で、全体の職 務、町の中の自治の本当に必要な部分をどうやって再構築するかと、どれだけ整理整頓 するかということを一生懸命にやる以外に、このぐちゃぐちゃな政策の乱舞を抜け切る 道はないんじゃないかというふうに思うわけであります。ですので、町長がスローガン とされています風通しのいい行政、これは行政機構だけではなくて住民自治にもかかわ る全体として風通しのいい町の住民自治の姿ということを、2~3年ではなくて、もっ とスピードアップして、思い切って取り組むべきではないかというふうに考えておりま すけども、町長、いかがですか。思い切ってスピードアップして整理整頓をするという 考え方をぜひ発揮していただきたいと思いますけれども、町長の見解を改めてお尋ねし たいと思います。

町 長

浜田議員も私も、焦る気持ちはわかりますけれども、やっぱし主役は住民でございます。住民の皆さんがついてこられる速さで改革をしてまいりたいと思っております。

浜田議員

大変お考えはよくわかりました。住民の側からもいろんな声が上がるように、私も一 人の自治会長として意見の集約に邁進したいと思っております。

それでは、質問の2のほうにまいりたいと思います。質問の2は「町内工業の発展に 一層の支援を求める」という内容であります。以前も一般質問を行いまして、特に町内 の工業部会がさまざまな展示会やなにかで出展するのにかなりの費用がかかるというこ とで、十分な援助をしていただきたいということをこの場で提案させていただきました。 結果的には、かなり金額も含めて手厚い援助が受けられるようになって、その結果、こ れまで出展していなかった企業さんも出展するようになったというふうに聞いておりま す。大変好ましいことだというふうに思っております。ただ、そうはいっても、まだま だ負担としては重いので、現在、小間代、土地、地面代だけの補助をいただいているん ですが、できれば、その上のテーブルですとか、ちょっと飾りっぽいところについても 補助の対象を拡大していただけないかという要望が出ています。ですので、これについ てどうお考えかっていうことを聞きしたいんですが、それだけですと背景がわかんない と思いますので、もう少し説明しますと、多分、日本の今の工業っていうのは大変な状 況にあると思っています。はっきり言うと、もう負け組ですね。アメリカの某大統領が 何で今ごろまだ日本がG7に入っているんだと言ったとか言わないとかいうぐらいの状 況で、本当に競争力のある産業っていうのは随分失われて見る影もないという状況だと 思います。それは、いずれ飯島町の工業にもマイナスの影を落とすんではないかという ふうに思っております。それを抜け出すには、やはり広い目を持って、次のそれぞれの 企業が自分たちを磨き上げるという機会がなければ非常に難しいだろうと、そういう意 味で展示会の持っている役割っていうのは、私は非常に重要だと思っています。私自身、 恐らく 10 年以上、説明員としても、あるいは逆に視察者としても、そういう展示会に行っ ていましたし、ここ数年間でも3~4種類、いろんな形で行っています。何が違うかっ ていうと、インターネットで得られる情報とは桁違いの情報が入ってくるからなんです ね。インターネットの店、企業のサイトに出てくるのは表面の飾った情報だけです。け れども、展示会に出てくる説明員っていうのは大体各企業の本当の中堅どころの方々で、 技術の内容にも精通しているし、将来動向についても一番情報を持っている方々です。 こういうところとの交流はとっても刺激的ですし、業界全体がどこを目指しているのか、 あるいはどんな技術が今あらわれようとしているのか、そんなこと、あるいは、それは 量産段階にあるのか、まだ開発途上で先が見えないのか、目が肥えてくれば、そんなこ とは大体わかるんだと思います。飯島町にいてそれを見るというのは大変ですね。展示 会に出るということは非常に、ただお店をそこで出して紹介をするという以上の効果を 持っていると思うので、ぜひ、もっと応援をするべきではないかというふうに考えてい るわけです。ですので、もう一段の支援をということが一つです。ただ、無条件で補助 を出すということを私は好ましいことだと思っていません。一方で、やはり飯島町の工 業部会の展示の中で私が個人的に参加して感じたことは、みずからのアピールに対して、 よそからの情報収集はまだまだ弱いのかなと、例えば展示会全体が前年度と比べてどん な姿に変わったのか、あるいは外国の企業もかなり出ているわけですけども、業界の全 体的な情報はどうだったのかとか、ある程度の情報収集も含めて、そんなことも報告の 中に求めたらどうかなと、そういうふうな、補助とそれに対する見返りっていいますか、

そのかわり飯島町の工業全体の発展になるような情報収集をすると、そんなことも条件にしながらの補助制度の拡充をしてはどうかということを提案させていただきたいと思いますけども、見解をお尋ねいたします。

産業振興課長

それでは、私のほうからお答えさせていただきます。町の商工業の支援としましては、 商工業者が事業に要する資金の関係の融資、それが一つ、それから、いろいろな補助制度と、この2つが大きな柱になって商工業支援をしておるところでございます。その中でも、ことしより新設しました補助事業ということで、企業側が工場用地を取得した場合の補助、これも新設させていただいたのと、もう一つは、機械・工業系の新製品開発に対する補助、これも本年度から新設したところでございます。

議員の今質問ありました工業展の関係でございますが、御承知だと思いますが、おととしまで70万円としておりましたが、昨年度より200万円に増額しまして支援を展開しているところでございます。毎年、工業展への出展について実績報告というものをいただいております。昨年は13社が出展し、他社との交流、自社製品のPR、優良バイヤーとの個別商談などの効果があったことの報告を受けておるところでございます。ただ、今御提案のありました、そういった展示会とかPRへ行ったときにどのように感じてきたか、世の中の動向、こういったことを実績報告に記載していただくというのは非常にいいことかなあというふうに思いますので、商工会と協議する中で、ぜひ、実績報告にそういうことが書けるようでしたら求めてまいりたいというふうに思っております。

浜田議員

ただ報告を充実してくれというだけではなくて、対象、支援の対象、出展の小間代だけではなくて、上物についても拡大してはどうかという提案についてはいかがですか。

産業振興課長

工業展それぞれにいろいろな経費がございまして、こちらとしては、やはり一つのルールづくりが必要だと思っておりますので、今までもどんなものにどんな経費がかかったかは報告いただいておりますが、再度その実態を確認した中で、また検討してまいりたいと思います。

浜田議員

終わります。

議長

ここで休憩をとります。再開時刻は11時10分とします。休憩。

休 憩

10時49分

再 開

11時10分

議長

会議を再開します。

一般質問を続けます。

2番 三浦寿美子議員。

2番

三浦議員

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

最初に「働き方改革法と官製ワーキングプアについて」ということで質問をしたいと 思います。 最初に、2018年6月29日に成立しました働き方改革法が今年度4月から順次施行を されています。法律が改正されたことで町職員にどのような影響が出ているのか、メリット、デメリットについてお聞きをしたいと思います。

町 長

三浦議員にお答えいたします。少子高齢化社会の進行により労働人口が減少の一途をたどることが予想されることから、政府は一億総活躍社会というキャッチフレーズのもと、女性の社会進出や高齢者の活用、個人ニーズに合わせた働き方の提案等の実施を目指し、働き方改革がクローズアップされておるところでございます。いわゆる働き方改革は3つあります。働き方改革の総合かつ継続的な推進、長時間労働の是正と多様で柔軟な働き方の実現、3つ目、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保という3つの改革の目標が制定されたものであります。昨年4月1日以降、順次施行されてきているところであります。町職員にも関係があるところがございますので、詳細を課長より申し上げます。

総務課長

それでは、職員への影響といたしましては、まず長時間労働の是正にかかわる部分がございます。職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部をこの3月末に改正をいたしまして、4月1日から法改正に適用いたしております。内容につきましては、国家公務員に準じまして時間外勤務命令の上限を設定いたしたところでございます。1カ月45時間かつ年間360時間でございます。また、大規模災害等での対処の場合には特例的な時間外を設ける規定でございます。上限時間を越えて時間外勤務を命じた場合、その要因の整理、また分析、検証することを追加してございます。

また、年次有給休暇の確実取得につきましても職員宛ての文書を発出しておるところでございます。

柔軟な働き方がしやすい環境整備といたしましては、国家公務員ではフレックスタイム制やテレワーク制の導入が推奨されておりますが、当町におきましては、職員の勤務 状況の管理、また環境整備にかかわる機器の整備、また情報漏えい防止対策等の課題も ございまして、すぐにはこういった部分はできないというふうになっております。

また、職員公務にとりましては、ワーク・ライフ・バランスを見直し、健康かつ業務の効率化を図ることが求められるということでございまして、順次職員等との意見交換、また条件等の整理を行ってまいる予定でございます。

三浦議員

私、お聞きしたいのは、町の職員の皆さんにこの制度が施行されたことによって職員の皆さんにどのようなメリットやデメリットがあるのか、もう少しわかりやすくお答えいただけますか。

総務課長

メリットといたしましては、こういった部分では上限部分の管理をするという形でございまして、具体的には、大きな差というものが現在ちょっと見えていないところでございます。

また、デメリットにつきましても、ちょっと今のところ把握はできておらないところでございます。

三浦議員

始まってから数カ月ということですので、まだ、なかなか気がつかないことが多いのかもしれませんが、またいずれ、このことについてお聞きをすることがあるかと思いま

す。

次に、非正規職員の方への職員の皆さんへの影響についてはどうなのかということであります。先ほどお答えいただきましたけれども、勤務体系などが前年までとは違ってきたのかなあというふうに感じます。非正規の職員の方への影響について、私は影響があるのではないかというふうに思っているところですけれども、いかがでしょうか。

総務課長

影響、勤務体系につきましては、町の職員、嘱託職員と、また臨時職員という2種類の2方式をとってございます。嘱託職員につきましては専門的知識をお持ちの方でフルタイムで働いていただく方、臨時職員につきましては時間単位、短時間、また正規職員よりも短い時間で働いていただく方と、またフルタイムに近い働いている方がございまして、それぞれ一般事務職の補助、また保育所、給食センター等ではフルタイムで働いていただくような状況もございまして、そういった部分では、働き方につきましては、若干勤務時間等につきまして、町の意向、また本人の意向を確認しながら任用を行ってきております。また、賃金、手当につきましては、均衡等の、過去質問、同一労働同一賃金という形で取り組みが議論されているところでございまして、これまでも町でも、嘱託職員、臨時職員につきましても、近隣職員の状況また県の最低賃金の推移、町の情勢状況を見ながら、そういった部分の改定を行ってきておりまして、それにつきましても臨時職員の皆さん、嘱託職員の皆さんにも条件等を明示した上で合意をいただいて任用を行ってきております。やはり、すぐに嘱託職員、臨時職員への影響というものは把握できておらないところでございます。

三浦議員

まだしっかり把握はできていないと、時間が経過するごとに、いろいろそんなこともあらわれてくるのかなあというような気がするわけですけれども、勤務体系の違い、出勤時間や退社時間などによって、職場内のコミュニケーションとか、そういうことに影響は出ていないのでしょうか。その辺についてお聞きします。

総務課長

勤務体系の違いによる職場でのコミュニケーションにつきましては、全くないとは言い切れません。ただ、各課ごと毎朝朝会等を開催してございます。また、各職場、係ごとでその都度対応しておりまして、解決していく問題、解決しているところというふうに思っております。やはり、職員を一堂に会しての機会ということもない職場もござしますので、そういったことは、やはりそれぞれの所属長、課長級のほうでも考えながら行っていく、コミュニケーションを取り合うことは重要だと思っております。

三浦議員

ぜひ、必要な状況の伝達とか住民サービスなどの影響が出ないように配慮をして取り 組んでいっていただきたいなあというふうに思います。

それで、非正規職員の方たちの、先ほど賃金や手当などについて今議論をされているところだというふうにもお聞きしたところですけれども、今の段階では賃金や手当に影響が出ているというようなことはないということですか。既に出ているということを把握しているということですか。

総務課長

働き方改革法につきましての影響は、今のところちょっと確認、把握ができておりません。ないと思っております。

三浦議員

年度の前でしたっけねえ、ある職員の方から収入が来年度から減ってしまうというよ

うなことをぼやぼやっとお聞きしたんです。その収入が減るということが要因でやめていかれた方も非正規の方でいらっしゃるというふうにも、ちらっとお聞きをしているんです。来年度からは、来年の4月からは会計年度の任用職員制度っていうのが施行されるというふうにもお聞きをしております。一般の企業であれば、非正規雇用でも3年以上同じ業務についていると正規雇用の道が開かれるというふうに言われていますけれども、公務員には、そのような制度はないということです。非正規とはいえ、長年、飯島町の行政運営の一翼を担っておられる職員にとっては、会計年度任用職員制度によって年度当初から翌年度の雇用に対する不安を抱えていくことにならないのかというふうに思うわけです。非正規職員の立場が不安定になるものではないかなあと、本当に心配になります。来年度4月から会計年度任用職員制度になることで問題になることっていうようなことがあるように私は感じているんですけれども、わかっていることがあったら、どんなことが考えられるのかお聞きをしたいと思います。

総務課長

来年度から会計年度職員制度が始まります。これにつきましては、国、また地方自治体で働いております非常勤の職員の任用につきまして、地方公務員法、また地方自治法の一部の改正が行われまして会計年度職員が導入されることとなっております。現在、会計年度任用職員制度に移行のための調整、また国から示されておりますガイドラインに沿いまして来年4月からの職員の任用、勤務条件等にかかわる例規の整備、調整を行っているところでございます。また、勤務条件等の設定がございますけれども、給料面は職務の内容や責任、また職務を行う上で必要となる知識、技術や職務経験等を考慮することを基本に考えております。そういった部分で、身分的には、今まで臨時職員につきましては半年ごとの契約任用をお願いしておる部分でございますので、そういった部分は通年の任用も期待できるという部分でございます。そういった部分で、国、県、一律の制度ということで、また近隣の状況等をあわせながら、条件的に人によっては有利になる部分、休暇等も含めて有利になる部分もございますし、中には今までよりもちょっと落っちゃうかなっちゅうところもございますので、そこの部分は、また職員の皆さんに説明しながら進めてまいりたいと思っております。

三浦議員

この任用職員制度によって安定した働き方ができるかっていうと、私は少し不安な一一不安なところがあるというか、会計年度任用ということは年ごとで、今まで半年ごとの契約だったというふうには言われますけれども、仕事を長い間、役場の中で臨時職員や嘱託職員として働いている皆さんが、今度は会計年度ごとにということになったときに、今までとは、何ていうのかな、雇用の形態というか、法律によってそこのところが、今までもう少し町サイドの、もう少し臨機応変なところがあったような気もするんですけど、そこらの辺の条件というか、任用ということで、一年間をこういう業務で働いてくださいよみたいなこと、きちっと――きちっとというか、決められてくるのか、もう少し、そこらの辺は町のサイドで仕事の内容によって、もう少し働いていただくには余裕があるというか、働く方も町の業務としても、どんなふうな形になるのかなあということ、とても私はよくわからないし、働く方にとって何か不安なところがあるのかなあというような気がするんですけど、その辺のところはどういう、任用制度になっていく

と働く方にとって、非正規の方にとってどんなふうに変わってくるんでしょうか。同じなんでしょうか。

総務課長

まず、職務の関係でございますけれども、地方公務員法的にはそういった身分的なものが法律的にきちんと整備されたという形でございます。フルタイムでお願いする方、またパートタイムで時間でお願いをしている方等ございまして、やはり、こちらのほうでやっぱり希望する働き方もございますし、また相手方にとっても希望する働き方等ございますので、そこの部分、条件的なものは明示また説明をしながら、双方合意のもとに任用をしていくという形になってございます。そういった部分で、仕事は、やはりあくまでも事務的な補助、また専門的な業務をお願いする方、多種多様でございますので、それぞれのやはり勤務状況、また働き方、業務内容等を精査しながら進めてまいりたいというふうに思っておるところです。

三浦議員

ぜひ、正規の職員の方も非正規の職員の方も問わずに、働く職員の皆さんの働く意欲 を損なわないような配慮を求めておきたいと思います。

また、住民サービスに影響のないよう、職場内のコミュニケーションが十分図られるような体制づくりを求めて、次の質問に移っていきたいと思います。

社会的に問題となっております官製ワーキングプアについて、どのような認識を持っているのかお聞きをしたいと思います。

総務課長

官製ワーキングプアにつきましては、収入や待遇面などで不遇な、通常の職員よりも条件の悪い状況にある非正規雇用の労働者ということで、正規雇用とほぼ同等の労働の内容、労働であるにもかかわらず賃金に格差があることを問題視されていると認識してございます。厚生労働省では、政府の見解がないためにワーキングプアということ自体の確立した定義がないので、どこがワーキングプアとは統計的にはなかなか言えないとしております。マスコミ等では、フルタイムで働いているのに年間200万円程度の給料しかもらえずに、一人では生活の維持をすることが困難な人のことを指すとしているようでございます。このうち官公庁また関係機関に非正規職員として雇用され、身分保障や待遇面など、正規職員と比べ不利な状況にある人たちのことが官製ワーキングプアと呼ばれているというふうに認識をしてございます。

三浦議員

官製ワーキングプアについての認識をお聞きいたしました。人件費の削減で労働力不足になりまして、非正規の職員の方たちの労働力に頼らなければならない、そういう自治体が日本全国で増加しているのが現状だというふうに捉えております。飯島町だけではないわけですけれども、官製ワーキングプアっていうのは、指定管理などの民間に委託をしている公共施設で働く人も対象に含まれているというふうに言われています。そういうことも含めて、飯島町に官製ワーキングプアという対象の方がいるかどうか、どんな認識を持っておられるのかお聞きをしたいと思います。

総務課長

指定管理、また業務の委託先の方につきましては、ちょっと現状を把握してございません。

当町におきまして、先ほど申し上げましたけれども、年間で 200 万円以下の給料をお 支払いしておりますフルタイムの非常勤職員は、実際においでになります。これらの方 を主に生計を担っているかどうかで振り分けた場合、また配偶者の扶養の範囲内で収入 を得たいと考えて希望して働いている方、また農業収入や年金収入などを合わせて生計 を立てている方などがおいでになりまして、いろいろな働き方がある中で一概のワーキ ングプアの対象となる職員が何名、どのくらいいるっていうことはなかなか判断ができ ないところでございます。そういった部分での現状の認識でございます。

三浦議員

例えば学校給食センターの調理員さんの給与、手取りでは14万円ほどだというふうに お聞きをしたんです。臨時の調理員さんを募集しても、なかなか安定した採用につながっ ていないというふうにもお聞きをしています。人手が足りないときにお手伝いに入るフ リーの方が、ここ最近では頻繁に頼まれて給食センターのほうに行っております。朝8 時から午後5時まで、ほぼ立ちっぱなしの体力の要る仕事です。こうした大切な職場に ワーキングプアの対象の方がいるとしたら早期の処遇改善が必要かなあというふうに、 そのお話を聞きながら感じているところですけれども、今、課長のお話をお聞きします と、さまざまな環境、そんなにうんと働かなくてもいい方と、年金もらいながらそれに プラスの仕事もしている方もいらっしゃる。でも、その中には、やはりそれに生活を委 ねて頑張らなければならなくて、それで生活を支えているという方もいらっしゃると思 います。ここでフリーで働いている方の言っていらっしゃったことは、「町内にもお一人 でお子さん育てながら一生懸命生活を頑張らなきゃならない若い方がいらっしゃる。」と、 「なかなか体力は要る仕事だけれども、安定した仕事ができるんならいい職場じゃない かって思うんですけどね。」っていうふうに言われておりました。やはり、大切な給食セ ンターを守っていくんだったら、私もそのときに、給与体系、本当に安心して、働いた ら生活できる、そんな給与が必要なんだろうなって、そういうふうに変わったら給食セ ンターもそんなに苦労しないったって働いてくれる人が、もっと若い方で見つかるん じゃないかなあなんてそのときに思いました。そういうことで、新たに給食センターが 建設されても担い手が不足しては給食センターは成り立っていきませんので、いろいろ なそんなところでの改善が求められているんじゃないかなあというふうにも思いますし、 保育園の保育士さんも、正規ではなくて臨時で非正規で働いていらっしゃる方も、本当 に一生懸命、私たちが行っても、どの方が正規の保育士さんで、非正規の保育士さんで なんて全くわからない働き方をされているわけですよね。ですから、ぜひ処遇の改善に ついて、しっかり改善に向けて取り組んでいってほしいなあというふうに思うわけです。 私も、やはり飯島町にも官製ワーキングプアと言われてしまう人たちが実際にいるんだ なあということを今もしっかりお聞きしましたので、これは本当に改善を求めます。で きるだけ早く改善をしていただきたいですけれども、さっき会計年度の任用職員制度に ついては議論が始まったということですので、そういう中でも含めて、ぜひ賃金体系に ついても、本当に働いて頑張ってもらえる人たちを育てていくということでも、これか ら将来、飯島町の行政を担っていただく方たちを育てていくという面でも大きな問題に なってくるような気がしていますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、そ の辺、お聞きをしたいと思います。

総務課長

それでは、やはり課題はたくさんあるということは認識をしてございます。ただ、や

はりこういった働いていただく方の待遇面でございますが、やはり飯島だけ突出してどうこうということもできません。近隣の市町村等の状況を見ながら、そういった部分の待遇、処遇、また賃金等を決定をしてお支払いをしていく部分でございますので、そういった部分、また近隣の状況、また県の最低賃金等の状況を見ながら、今年度は対応を考えてまいりたいと思います。また、あわせまして来年4月からの会計年度職員制度に移行する準備もございますので、そういった部分での給与体系、また任用条件、勤務条件等、整備、諸規程の検討、また整備を行ってまいりたいと思います。

三浦議員

ぜひ改善をお願いしたいところですが、近隣のと言われていますとなかなか、飯島町は飯島町として、やはりそこらの辺をきちっと飯島町らしい改善をしてもらって、いい改善をしていただいて、周りに、近隣に影響を与えるような、与えられるような取り組みをぜひしていっていただきたいなあというふうに、今お聞きをしながら感じたところです。よろしくお願いしたいと思います。

次の、5月23日付の信毎の1面トップに「自治体職員」の「「3万人減可能」」という 財務省の試算の記事が載りましたけれども、先ほどの浜田議員の質問で町長のこれに対 しての所見をお聞きしましたので、これについては省かせていただいて、次の質問に入っ ていきたいと思います。

次の質問は「オスプレイの伊那谷飛行の実態について」ということで質問をしたいと 思います。

伊那谷北部でオスプレイの目撃情報を多く聞いております。お手元に配付をしており ますが、(現物掲示)このような写真を皆様のお手元にお配りいたしました。先月の5月 15 日午後3時57分に伊那市の美篶でオスプレイの飛行を撮影したというものです。こ れは撮影者の方から直接送っていただいた写真です。点に近い小さな被写体だというこ とで、拡大をしました。これでオスプレイであることがおわかりいただけると思います。 後日、この日のオスプレイの飛行について、市民新聞というのは諏訪地方でしょうかね、 あるんですが、オスプレイの飛行写真が載っておりまして、これは15日の3時55分こ ろというふうに報じておりますが、諏訪地域の上空を4時ころ2機が通過、茅野市内か ら見て南西方面に移動していった、と報じておりまして、さらに、防衛省北関東防衛局 によると、この日の夕方、米軍横田基地を離陸して岩国基地に着陸を予定するオスプレ イの報告があり、関係自治体に連絡したが、その他の情報は寄せられていないという、 という記事が出ておりました。私の知るオスプレイを目撃した人の範囲は、きょうまで に辰野、箕輪、南箕輪、伊那、駒ヶ根、飯島に至っております。5月の15日の午後4時 ころに飯島町内岩間に住んでおられる方が自宅でオスプレイらしい飛行隊が2機連なっ て飛んでいくのを見たと、私は5月の17日にお聞きをいたしました。その後、駒ヶ根で も5月15日に目撃したとの情報がありました。実態を把握しているかどうかお聞きをし たいと思います。

町 長

町には、現在のところ住民の方からオスプレイを目撃したという情報は、まだ寄せられておりません。また、県からも飯島町付近に飛行したとの情報もございません。飛行の実態などもないと理解しておるんですけれども、そういう目撃情報があったというこ

とは、ここで初めて聞きました。

- オスプレイ飛行状況につきましては、総務課長より状況を説明させていただきます。

総務課長

オスプレイにかかわる情報でございますが、5月の15日の19時、7時20分~40分の間に県の危機管理防災課のほうからメールがございました。これにつきましては、横田から岩国へ2機飛ぶといった程度の情報でございまして、時間帯的にも事前ではなくて事後の通知、またどういったコースをたどるという形もないというのが状況でございます。

また、先ほど町長も申し上げましたけれども、飛行についての目撃情報等いただいて おりません。

また、町でも、こういった航空機の騒音等に対しての問い合わせにつきましては、町に報告があったものにつきましては報告書としてまとめまして、県に報告、また県から国へ報告、確認をしておるような状況でございまして、そういった整理をしておる中でも、このオスプレイに関しましての住民からの目撃情報、また騒音に対する情報はありません。

以上でございます。

三浦議員

なぜ寄せられていないかということは、住民の皆さんに目撃をしたら通報をしてほし いというようなことが知られていないというのが実態ではないでしょうかね。私のお聞 きした方は、やはり見たとは言いましたけれども、町に通報したとは言っておりません でしたので、やはり目撃しても、あれがそうかと、小さい点のようでしたらわかりませ んし、初めて見るものでしたらよくわかりませんし、そんなこともあると思いますので、 やはり目撃情報は入れてほしいということが必要なんではないでしょうかねえ。市民新 聞の報道によりますと、関係自治体に連絡したと防衛省北関東防衛局では言っていると いうふうに報道しております。私は、そのときに関係自治体とはどこのことかなと、や はり思いました。飯島町には事後報告だったということですし、飯島町の上空を飛ぶな どということも聞いておられないということですので、やはりこうした情報を得るには、 既に目撃情報が直接町に入っていないにしても、上伊那、伊那谷にあるわけですから、 この防衛省北関東防衛局というところに情報をきちっともらえるようにするのか、それ とも国、ここから県にこの関係自治体というのを確認したほうがいいじゃないですかね え、まずは。県が関係自治体なんでしょうか。15日の日に伊那市で見かけたという人は 問い合わせをしたそうですね、この北関東防衛局というところに。そしたら、やはり同 じように横田から岩国に飛行するという連絡が米軍からはあったというふうに言ってい たそうですが、やはり関係自治体には連絡したと言ったそうです。ですので、関係自治 体っていうのは日本なのか、県なのか、どこなんだというふうに私思いましたけれども、 ぜひ、伊那谷を通過するようでしたら、関係自治体はこの伊那谷、上伊那8市町村、下 伊那のほうまで行けば下伊那の関係自治体ですので、そんな情報を得られるようなこと をしていただきたいなあというふうに思うわけですけれども、今後、飛行情報があった 場合に、住民への周知、どのようにするのかお聞きをしたいと思います。

総務課長

まず、住民情報でございますけれども、なかなか県から町、北関東防衛局から県のほ

うへ来る情報もそうですが、県から流される情報につきましては、やはり非常に抽象的な内容でしかありません。そういうことで、町では正確な飛行情報を取得できない情報でございます。

また、長野県では、6月になりまして米軍機の飛行訓練についても要請をしたという形で、県の危機管理課から北関東防衛局長、防衛局のほうへ県民や観光客の安全・安心へ影響を及ぼすことがないよう口頭要請を行ったと聞いております。報告ありました。要請内容につきましては、米軍機によります飛行訓練等に関する情報を把握して、事前にできる限り速やかに情報提供をするようにすること、また在日米軍に次の事項を強く求めるということで、県内の市街地、スキー場等、観光地の上空の飛行を避けること、また県内の上空を飛行する際は飛行高度や区域等に関する日米合同委員会合意事項を順守すること、県民や観光客に不安を抱かせることのないように十分配慮するっていう形で、県のほうからも、その都度、北関東防衛局のほうへ申し入れをしておると聞いております。今後、こういった働きかけが実を結びまして確実性のある具体的な情報が伝達されることとなりましたら、防災無線等によりまして住民の皆さんへの周知方、検討してまいりたいと思います。

三浦議員

実は、飯島町で見たという人は「山に沿って結構高いところを飛んでいった。」と言っ ております。山沿いに高度を上げていったのかなというふうに私は考えているんですけ れども、目撃情報からは、以前は辰野のほうとか、北の箕輪とか、向こうのほうで見か けたという話は聞いていたんですけれども、だんだんと目撃情報が南に向かってきてお ります。かなり低空飛行をしているようです。南箕輪では「パイロットの顔が見えるほ ど近かった。」と言う方がおります。保育園の上空を飛んだということで、保育園の園児 たちがこんなのが飛んでいったといって興奮をして話したというふうにもお聞きをして おります。少しずつ飛行範囲を広げており、飯島町上空での低空飛行もあり得るという ふうに私は危惧をしております。昨年6月に横田基地に配備をされていますCV22とい うオスプレイが 5 機配備されているわけですけれども、そのうちの 1 機が奄美空港に緊 急着陸をしております。オスプレイは、構造上、エンジントラブルが多いと言われてお ります。この狭い伊那谷で気づかないうちに、私は、よそごとではない、こういう事態 が生まれているのではないかと、本当に恐ろしい思いをしているところです。この状況 を私は大問題と捉えるべきだというふうに思います。少なくても上伊那地域での目撃情 報は上伊那全市町村で共有をすべきであるというふうに思いますし、飛行情報を得てい る防衛省北関東防衛局への情報収集を、待つのではなくて、こちらから積極的に行って、 住民に知らせる仕組みを私はつくったほうがいいというふうに考えます。住民生活を脅 かす伊那谷での飛行に抗議をする姿勢を、私は行政は持つべきだというふうに考えます が、先ほど課長のほうからも低空飛行に対して抗議を、要請文を出したという、この上 伊那ではなくて、そんな話がありましたけれども、自治体に情報提供を受け入れられる ような、通報が受け入れられるような体制をまず整えること、住民周知をすること、そ して、やはり現実にそういう事態があることをきちっと把握をした時点で、やはり上伊 那、伊那谷全域、上伊那の自治体、行政での飛行に対する抗議をする体制を整えるべき

ではないかというふうに考えるわけですけれども、これについて所見をお聞きしたいと思います。

町 長

防衛に関する日米の合意事項、これによって基本的に、そういった訓練、戦略等が展開されていると思います。また、飛行についてもいろいろなルールのもとで飛行をされていることと思います。もし、そういった合意やルールについて違うじゃないかという部分がありましたら、それは要請をしていかなくては、是正を要請していかなくてはならないと思っております。

三浦議員

以前に飯島町議会でも陳情、請願がありまして、そのときの、採択され――不採択だっ たような気もしますけれども、そのときの資料によりますと、長野県では北信のほうで すね、栄村とか新潟県境のほうをオスプレイが飛行するルートになっていましたが、そ れ以外は、長野県の上空、オスプレイが飛ぶというような、そのときの内容ではありま せんでした。だんだんなし崩し的に日本中の上空をオスプレイが飛ぶようになっていく のかというふうに、とても恐ろしい思いをしているわけですけれども、そういう状況が あるということを御承知おきいただきたいと思います。飯島町、西おろしが大変に強い 地形ですので、オスプレイの構造から考えると、万が一どこかに不時着をしなければな らないというような事態も私は否定できないというふうに考えています。とにかく、住 民からの目撃情報、可能であれば写真に撮るなどして役場に情報を寄せてもらうという ことが必要ではないでしょうか。私は、飯島町に不時着など可能な場所はないというふ うに思っておりますので、今までに感じたことのない不安と恐怖と危機感があります。 1つには、オスプレイの飛行情報を事前に入手して住民に知らせること、ぜひやってほ しいなあということ、2つ目には、住民に目撃情報などを寄せてもらうこと、そのため の通報を受ける部署をきちっと住民にわかりやすく周知することを求めたいと思います が、いかがでしょうか。

総務課長

事前の通報につきましては、また、こういった御意見をいただきましたので、県の危機管理課のほう、また申し入れをしてまいりたいと思います。

また、住民の皆さんへのこういった通報制度につきましては、過去にはお知らせした 経過があろうかと思いますけれども、改めまして広報等によりまして周知をしてまいり たいと思います。

三浦議員

ぜひ、飯島町の上空を低空飛行して万が一のことがあっては、本当に住民の命や暮ら しにかかわることですので、そんな対応をお願いしたいと思います。

では、3つ目の質問に移りたいと思います。自衛隊の名簿提供についてということで 質問をいたします。

自治体が自衛隊に隊員の勧誘目的の対象者の名簿を渡していたということが発覚した ということが、少し前ですかねえ、いつごろでしたかね、社会問題となって話題になっ ておりました。当町は閲覧のみの対応をしているというふうに私は認識をしていますが、 それで間違いがないかどうか確認をしたいと思います。

町 長

自衛隊長野地方本部では、毎年、伊那地域事務所を通じて町に対しまして住民基本台 帳法 11 条に基づき自衛官及び自衛官候補生募集対象者の住民情報の一部の閲覧請求が 出されてきております。これを受けまして、住民税務課におきまして職員立ち会いのも と、対象者の住所、氏名、性別、生年月日についてのみ閲覧を許可しております。

三浦議員

安心しました。

この問題について、この近場のある自治体では紙ベースで渡してしまったという話も ちらっとお聞きをしておりまして、この問題についての見解はどのようにお持ちなのか お聞きしたいと思います。

町 長

当町では、住民基本台帳法の規定に基づくとともに、情報の提供には十分に配慮しながら、引き続き閲覧による方法について対応してまいりたいと思っております。

三浦議員

質問を終わります。

議長

ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後1時30分とします。休憩。

休 憩

午前11時56分

再 開

午後 1時30分

議長

会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

6番 好村拓洋議員。

6番

好村議員

それでは、通告に従い一般質問を始めます。今回は総合計画に対する町長の考え方に ついて伺いたいと思います。

質問事項1-1、第6次総合計画策定が今年度より始まりますが、第5次総合計画の 進捗状況と課題は何かという質問です。第6次総合計画策定手順の概要が5月の全員協 議会で示されました。担当課によるプレゼンテーションという形で説明を受け、おおむ ね町が目指している方向や考え方は、ほぼ私の考えと合致しているように思いました。 しかし、平成23年度から始まった第5次総合計画、私は飯島町にはおりませんでしたけ れども、およそ8年前に策定した計画と現在の町の姿は、おおむね目標どおりになって いるのか、いないのか、またどのような課題があるのか、まず町長の見解を伺いたいと 思います。

町 長

好村議員にお答えいたします。現在、第5次総合計画の後期基本計画が2017年度から2021年度にかけて進行中でございます。この計画を指針に現在もさまざまな取り組み、展開を行っております。進捗状況につきましては、さまざまな捉え方があると思いますけれども、その一つとしまして目標指数に対する最新の達成状況を計算しますと、概算で83.3%の進捗を確認できることもあります。それで、現行の総合計画の課題ということでございますけれども、内容が総花的であると言われるように、運用面での機能が弱いのではという考えもあります。第6次総合計画の策定では、地域課題の解決に向けて運用できる総合計画を目指したいと考えております。

好村議員

83%の進捗ということで、おおむね順調なのかなあということかなあと思います。後

ほど町長の描く町の姿については伺っていきますので、2つ目の質問に入ります。

1-2、第5次総合計画の中にさまざまな、今お話にもありましたけれども、目標指 標の数値がありますが、作成根拠となる数値が不明確でわかりづらい部分があるかと思 います。第6次総合計画では改善されるのかという質問です。質問要旨にも記載しまし たけれども、まず、きのうの一般質問で買い物についての地元滞留率の話がありました。 答弁の中では、中学2年生のいる26世帯にアンケートを依頼し25件の回答があったと いう話でした。結果については、そのとおりだろうなと、アンケートに御協力いただい たので疑う余地もないと思いますけれども、しかし、同時に疑問も浮かびます。中学生 のお子さんがいらっしゃる世帯は、今現在、共働き世帯の方も多いと思います。当然、 町内で働いている方もいらっしゃるかとは思いますが、町外へ働きに出ている方では、 仕事帰りに町外で買い物を済まされて帰宅されている方もいるということは容易に想像 がつきます。地元滞留率の目標値は第5次総合計画では10%としておりますが、きのう の話では現在 3.5%ということで、目標には結構かけ離れた数値になっているというこ とです。そもそも論にはなってしまいますが、ある特定の年齢のお子さんがいらっしゃ る世帯かつ特定の年代に絞られる数値だけを抽出したものでは、ある意味じゃあ定点観 測かなとも言えなくもないんですけれども、町内全体の買い物の実態に近い数値とはか け離れた数値になってしまうと私は考えます。この点についての見解を伺いたいと思い

町 長

買い物の滞留率のデータのとり方でございます。先日、課長が説明したとおりでございまして、我々ももう少し詳しく買い物動向調査をするべきだというふうに思っておるところでございます。そこら辺の数字は、しっかり正確なものをとりたいなというふうに思っています。

好村議員

ぜひ、第6次総合計画の作成の段階で実態に合うような取り組みを求めたいと思います。例えばですけれども、事業者の方へ御協力いただき、POSレジ使用されているところであれば正確な客数は出ます。客単価まで聞いたりすると、それは売り上げが筒抜けになってしまいますので、それは問題になるかと思いますが、御協力いただけるのであれば、ある程度の地元滞留率は出せるんではないかなと思います。また、町ですので、税収から町内事業者のおおよその売り上げなどは役場で把握できると思います。全体の事業者の、さらにその中での率であれば、個々の事業者の売り上げ等は推測されることはないかと思います。そういった手法を使用するなど、ある程度偏った世代とか、そういったところになるんではなく、ばらつきが出ない手法をとることを求めます。

次に、質問要旨にもう一つ書きましたけれども、観光客数の考え方です。ちょっと細かい突っ込みで恐縮ではありますけれども、観光客数は第5次総によると、平成26年度から道の駅花の里いいじまの入場者数を含んで、平成32年度に目標人数30万人と、観光客数です、なっています。ちなみに、平成26年度には現況で28万700人となっているということでございますが、となると平均して、365日で割るとですよ、1日800人弱、800余名の方が飯島町へ観光客として来町されていることになります。これ、正直、実際とかけ離れていませんかっていうのが私の言いたいことなんですけれども、これは、

県の観光地利用統計に基づく観光施設への入場客数、また道の駅花の里いいじまの入場 客数から引っ張ってきている数値のようですが、正確に把握できないにせよ、もう少し 実態に合わせた数値の出し方を検証していただいて、それに対してじゃあどうするって いう目標を立てるべきと考えますが、この点についての見解を伺います。

町 長

飯島町に町外者がお立ち寄りいただける施設で大きなものは、南北の入り口であります道の駅、これが大筋、大方、年間 20 万人、2 億円の売り上げ、これは、もうどの道の駅でもこの数字は確保できるという状況です。頑張ったところはもっと伸びるんですけども、1 店舗 20 万人の年間来客数で売り上げ 2 億円と、こういうのが定番でございます。それは、飯島町の場合には、町内者の買い物も当然あります。また、お菓子屋さん、この地域で有名なクリ菓子、あるいはケーキを扱っている、お客さんも人気で、町外者から来ておる方もおられます。これが観光客なのか買い物客なのかということでございます。だから、はっきり観光客が何人という数字は、今のところ大観光地を控えていませんので、正確な数字はとれないんじゃないかなあというふうに思っています。駒ヶ根みたいにロープウエー、あるいは上の駒ヶ根高原等の施設があれば、押さえることができるでしょうけども、飯島町は、まだ、そういったしっかりとした観光地というものがございませんので、なかなかとりづらいなというふうに思っております。そこら辺もしっかり、この流れで何%こちらへいただくっていうような目標数値も立てることが必要かなというふうに思っております。

好村議員

町長のお考えを聞きましたけれども、大変難しい作業だとは思いますけれども、重箱の隅をつつくような質問で恐縮ではありますけれども、重要なのは飯島の現況を客観視した中でのしっかりとした飯島町の立ち位置、駒ヶ根に対してどうなのかとか、全国的なものに対してどうなのかとか、そういった客観視をした中で初めて目標値を設定して、それに対してどういう施策を打っていくかっていうのをしっかりとちょっと検討するべき時期に来たのかなあと思い、質問いたしました。

ちょっと早いですが1-3の質問に移ります。策定スケジュールの中で第5次総合計画の検証期間と町民へのアンケート期間が重なっているが、町民が検証できる内容となっているかという質問です。第5次総合計画の基本構想の1章の2節 計画の性格の中で、これは「「みんな」の計画」と記載されております。ここでいうみんなとは、本町に在住、在勤する全ての個人、自治組織、団体、事業者、町のことをいうようです。原文をそのまま紹介しますと、「第5次総合計画は、町民参加を得て策定した計画で、行政だけでなく「みんな」のまちづくり計画です。この計画の推進は、「みんな」が協働して担うこととなります。」とあります。つまり、行政はもちろんですけれども、町民や自治組織、団体にも計画の推進を担う責務があると解釈、私はしました。まちづくりの最上位の計画ですので、第5次総合計画は町民の皆さんにとっても結果としてどうだったのか検証してもらう必要があると考えますが、そのようなアンケートになっているのでしょうか。その点を伺います。

町 長

第6次総合計画の策定に向けまして、現在のまちづくりへの評価をいただくとともに、 将来へのまちづくりに必要なこと等をお聞きするアンケート調査を計画しております。 先ほど御質問いただきました内容も含めて、詳細につきましては担当課長より説明を させます。

企画政策課長

アンケート調査に関する御質問をいただきました。アンケート調査には、第5次総合計画を検証していただく項目も含まれてくるわけですが、町民の皆さんにお伺いするのは、行政が行ってきたさまざまな政策に対して実際の生活や実感として満足していただけたかどうかという設問を設けていきたいというふうに考えております。このことは、町民の皆さんへ行政がまとめた分を見ていただく前に、まず暮らしの実感として率直の評価をお願いしていきたいというものであります。住民の皆さんにとっては検証しやすい内容となりますし、また行政としても真摯に受けとめていきたいというふうに思っております。同時期には第5次総合計画の行政内部としての検証も行っていきますけれど、町民の皆さんの声を真摯に受けとめながら、それを反映して、全体として第5次総合計画の検証、そして第6次総合計画の策定へとつなげてまいりたいというふうに考えております。

好村議員

アンケートについて伺いました。町民の皆さんの暮らしの実感についてアンケートが あるということですので、しっかりと検証はしていただきたいと思います。

冒頭でも述べましたけれども、私、担当課によるプレゼンの中で私がそのとおりだなあと感じたことをちょっとここで紹介したいなと思います。まず、転換期を迎える行政施策っていうのがすごく私の中では響きました。人口増や経済成長時代の行政は、まず箱物をつくって、話題性があれば観光客やにぎわいがたやすく手に入れることができました。これは昔テレビ報道でもやっていた、何か目玉になるようなものをつくれば、そこに向かって皆さんで行くっていうような状況ですね。ただ、これからの時代は、逆に100年かけて人口が半減していくっていう、プレゼンテーションでもありました。当然、行政に求められる施策も変化するということの中で、そういったことを行政全体はもちろん、町民の方へもやっぱ周知して、検証を依頼するようなアンケートにするべきと私は考えますけれども、その点はいかがでしょうか。なので、検証のアンケートだけじゃなくて、これからこうなるっていうのを示した上での意見を伺うとか、そういったことの質問です。

企画政策課長

今までの計画は、見方によりますと、あれもこれもというようなさまざまな施策、また希望を並べていったところもあったと思います。これからは、本当の豊かさという中で、必要な部分を取捨選択するところも出ようかと思います。この部分については、アンケート、また行政側の検証もあわせて、まとまったところで住民の皆様とこのことは十分懇談して、例えば人口推計にしても、できれば地域ごとの推計も出たらというふうに思っております。こういう場において十分懇談を持っていきたいというふうに考えております。

好村議員

ぜひ、懇談する機会はいっぱい設けていただきたいなと思います。これは、本当に住民の皆さんにも、今後、第6次総合計画は、もう一緒になって本気でちょっと推進していかないとまずいかなあと思っておりますので、そこは、そういう懇談をする機会を多くすることを求めて、次の質問といいますか、スケジュールの話ですので、ちょっと関

連で質問させていただきます。今現在の計画ですと 2021 年 4 月から実施予定の第 6 次総合計画ですが、しっかりと行政、町民による検証をした上で計画を策定する必要があると思います。この目まぐるしく変わる時代の転換期、転換点の中で、もう今、課長さんもおっしゃられましたけれども、もうこれからは、あれもこれもの時代から本当の豊かさへどうやって町の姿を描いていくかという、ここは、人工的にもこれから急激に減少していく中で、ここをミスるととんでもない方向に行ってしまう可能性もあるので、取り組みでは今年度、来年度の 2 年かけて策定する予定とはなっておりますが、期限ありきでベターな計画ではなくて、 2 年多少越えてでもベストな計画を立てるべきだと私は思いますけれども、ここら辺は町長のお考えをお聞きしたいと思います。

町 長

新しい向こう 10 年間の計画でございますので、みんなの知恵を出し合いながらベストな計画を立てていかなければならないと思っています。 やっぱし柱を決めることが大事かなと思っています。 10 年後ですから、ちょっとつかみづらい部分もあるかと思います。 3年5年10年、だんだんに薄い、ぼんやりとしてくる中で10年計画を立てなくてはならないもんですから、逆に3年5年10年に分けてもおもしろいのではないかなというふうに思っています。 計画の立て方は、これからいろいろ、みんなでわいわい、真剣になって考えていただければというふうに思っております。

好村議員

見えない部分もありますし、こんだけ情報化社会というか、スピードが、世の中の変化のスピードが速いので、予想するのは難しいと思いますけれども、行政、町民の皆さんがしっかりと、どんな世の中になってもうちの町はこうしたいっていうのを、やっぱりしっかりつくっていただきたいなと思います。なので、先ほども申し上げましたけれども、人口減少がこれから本当に進んでいきます。その認識を町民の皆さんにもしっかり持っていただいて、人的、資源的にも財政的にも、第6次総合計画、相当重要な計画となると思いますので、ときには柔軟に対応して、今余り期限の話はなかったと思うんですけども、2年半かかってでもいい計画をつくっていただくことを求めて、次の質問に入ります。

1-4、第6次総合計画は2031年の町の姿を描く計画になるが、リニア中央新幹線や 三遠南信自動車道の延伸など、町を取り巻く環境が変化する中で、町長の描く町の姿は どうかという質問です。ちょうど2032年のぴったりの人口推計は見つかりませんでした ので、平成27年に出された飯島町人口ビジョンによると、2030年の時点で飯島町の総 人口は7,500人を切るという推計が出ています。これは平成25年の国勢調査に基づく推 計で、移住・定住施策により結果は出ていますので、以前の一般質問でも言いましたけ ども、7,500人を切ることはまずないだろうとは思います。そのような状況が推計され る中で、町長の描く町の姿はどのようなものか、お考えを伺います。

町 長

まず、飯島町のあります伊那バレー、そこへ大きな変化としては、インフラ、交通インフラの大発展があるかなと。毎回出ております。まずはリニア中央新幹線、これが日本最先端の技術をもって伊那谷を通過すると、これは画期的なインフラの進歩だと思っています。東京へ45分、名古屋へ30分と、こういう位置にあるということは、おのずと生活空間・環境が変わってくるというふうに認識しております。それと、三遠南信自

動車道、これが、東三河、遠州、この 200 万人の人口規模、18 兆円の経済規模、ここと 伊那谷の 20 万人の人口と 1.6 兆円の経済GDP、経済力を持ったところがつながるとい うことでございます。リニアよりも、経済的な効果、発展というのは、この道路にある のかなあというふうに思っております。リニアは、2地域住居とか、例えばこちらで住 んでいた東京、名古屋、大阪の文化、お芝居を見に行ったり、本格的な文化に触れる、 こういう機会ができると、こういうようなふうに利用されるのではないかなあというふ うに思っております。いずれにしろ、そういった都会、あるいは大経済地域とつながる という環境が変わってきます。そして、もう一つ、身近なところでAIの発展、IT、 IoT、ロボット、こういったものが、当然これは日進月歩というよりも秒進日歩とい うか、すごい勢いでこれは発達してくるだろうというふうに思っております。それに合 わせた生活が、やっぱし人間がそれによってゆとりができるような形にうまく利用でき ればいいのかなというふうに思っております。産業も、そういったロボット化、IT化、 AI化、役場の事業としてもそういったものが使われるし、御家庭でも当然それが普及 してくると、自動運転の自動車等も、もう身近なものになるだろうし、遠隔地からの医 療も受けられるもんですから高度な医療が受けられる状況になると、そういった部分で いろいろの部分の便利さというものが享受できるんではないかなというふうに思ってい ます。10年後は、そういったインフラの環境、あるいはIT技術の進歩による生活空間 の変化、まず、これが捉えられるのではないかなあというふうに思っております。経済 は、それに乗じて多くの交流人口を招く中で地元の経済も発展し、観光産業もそれに乗 じて発展していってほしいなあというふうに思っています。それに対する、人が来るこ とに対するお迎えをするもてなしの精神の醸成というものも必要になってくるんじゃな いかなというふうに思っています。それが、ここの産業が発展して、大勢の交流人口が 増えてということも発展的に必要なことなんですけども、大事なのは、この自然の中で ゆったりとスローライフが送られると、こういうことが大事なのかなと、これは大きな 魅力だと思っています。 そういうことを考えると、 逆に 10 年後の都会というのは非常に 住みづらい場所になるし、また、東海・東南海・南海地震の危険性が日に日に高まって おるわけでございます。それのバックアップ的なこの地域という価値が非常に上がって くるんではないかなというふうに思います。逆に、そこを求めて人口が増える可能性も 私はあると思っています。災害が起きれば特にそういう状況になるかと思うんですけど も、産業のバックアップとしてのここの地的産業の発展、こういったものが狙えるんで はないかなというふうに思うところでございます。いずれにしましても、そういった発 展の希望の享受を受けながら、忘れてはいけない田園風景のとうとさ、2つのアルプス の見える景観、これは、いつまでたってもこの価値というのは不変であるし、これを磨 いて大切にしていくことが将来を展望した大きな、これを私、先ほど柱と申しましたけ ども、この柱からぶれてはならないと、このように考えておるところでございます。言 い足りないところもあるんですけれども、体調もこの程度でやめとけと言っております ので、以上で終わらせていただきます。機会を与えていただきましてありがとうござい ました。

好村議員

町長のお考えを伺いました。もう既に私にとっては都会は住みづらいところだと感じていますので、また、さらにスローライフとか、そういったことは非常に重要かなあと思います。

町長の、今、町の描く姿自体は伺いましたけれども、これ今回、総合計画っていうところですので、じゃあ、それを実現、そういう姿になっていくであろうに向けた6次総、6次総っていうのは町長にとってどういうものなのかっていうのをちょっと伺いたいと思います。

町 長

やはり政治を任されている限りには、政治の目標の柱となるものでございますので、 一つの6次総は目標だと、このように考えております。

好村議員

町長のお考えを伺いました。

私は、この総合計画、第6次ですけれども、町の最大の戦略本だと、冊子になるので 本と言わせていただきますけれども、戦略本になると考えています。どういうことかと いうと、当然、今後の取り組みですけれども、町民の方の意見も反映し、町の向かうべ き 2032 年ですかね、将来像を明確にした上で、その戦略本をもって、国や県へ我が町は こういう町になるから、こういう支援をしてくれという住民参加型の計画ですので、こ れほど説得力のあるものはないと思います。現在の交付金や補助金が、地方創生交付金 とかいろいろありますけれども、その要綱に沿わないと、該当しないとだめだという話 じゃなくて、よく町長、よくみずからの地域はみずからおこすとか、いろいろおっしゃ られていますけれども、みずからの地域の計画をみずからの地域で立て、それを町長公 約にあるようにトップセールスマンになっていただいて国、県へ通じ、しっかりとその 将来像に向かって町が進んでいくようになってもらいたいなと、私はそれを望んでおり ます。例えばですけれども、今度、与田切の遊歩道整備、マウンテンバイクの整備も含 めてですけれども、町長の努力は、もう非常に評価されるべきだと私は思いますけれど も、そういった単発、町長の中ではあるんでしょうけれども、単発ではなくて、もっと 長期的な、10年の構想のこの計画をしっかり立てて、それをやっぱり武器に国、県へ通 じていただきたいなということを求めて、次の質問に移りたいと思います。

1-5、第6次総合計画には町民に深くかかわってもらう必要があると考えるが、町長の考えはという質問です。先ほども申し上げましたが、あれもこれもの時代から、どうすれば豊かに暮らしていけるかという視点が今後必要になってきます。今回の6月のほかの同僚議員の一般質問でも、ごみ出し支援の問題や組織や充て職の問題、循環バスの問題、一方では、巨額な費用がかかりますが、私も必要だと思いますけれども、防災面でも必要なB&Gの周辺整備構想など、お金かかるところはかかるし、必要なものは必要、ただし、あれもこれもはもうできないという時代の転換点を意識した中で計画を立てなくてはいけないのは非常に難しい問題だと思います。ですので、これは、もう町民の方へも問題提起を行って、総合計画の言葉で言うとみんなでつくり上げる必要があると考えますが、町長の見解を伺います。

町 長

第6次総合計画の策定では、より多くの町民にかかわっていただきたいと考えております。今回の策定では、身近な暮らしや地域の将来像を描く要素、地域計画を導入して

います。このことは、より多くの町民の皆さんに参画いただけるよう間口を広げるため のものでございます。また、身近な暮らしや地域の課題を行政と協力して解決していく ことや、地域の声をしっかり聞きながら、行政として必要な施策を、それは何かを見き わめていくことが今後はさらに重要になると考えております。これから始まる第6次総 合計画の策定では、多くの町民の方に深くかかわってもらいたいと考えております。先 ほど来、問題になっております区、自治会のあり方、これも、いわゆる今後10年間で何 が変わるかって、あれもこれも設備をする、箱物をつくるっていうことはやらなくて、 やっぱし心の豊かさ、心を求める部分があると思います。ですから、まちづくりに町民 がやっぱしともになって助け合っていくという、これは今、総合計画の中で推し進めら れているんですけれども、町民同士の風通しのよさプラス、そこから行政も風通しのい い形で、対等の立場で町をつくっていくと、こういう形が、今ざっくり申し上げました けれども、やはり一人一人の町に生きていくお互いさまの部分で協力して何ができるか ということをしっかり構築していくのがこの 10 年ではないかなというふうに考えてお るところでございます。それがあれば、この地域の観光、人のよさ、人情味にあふれる 地域、子どももそういうところへ帰ってくる、田舎の魅力がそこでまた景色と重なって 倍増すると、こういうふうになるのではないかなというふうに思っています。問題は、 人の心のつながりが大きな課題かなというふうに存じておるところでございます。

好村議員

町長の意見を伺って、そのとおりだなと思う半面、しっかりと、まず前提条件として、 私どもは、議会のほうはプレゼンテーションを受けて、これからどう時代が変わってい くか、行政施策が変わっていくかっていうのは認識いたしました。ただ、まだ町民の方 の皆さんには、まだ浸透していないというのが正直なところかと思います。そういった ところの、まず前提条件をあわせて取り組んでいかないと、やっぱりどうしても、ああ してほしい、こうしてほしいっていう話に、単発な話になってしまうような気がするん ですけれども、そこら辺の情報共有をしっかりやっていただくことを求めますけれども、 その点についていかがでしょうか。

町 長

そのとおりだと思います。やはり町の財政の状態、それから今後やっていくこと、これをやっぱりストレートに情報公開をしながら、町の立つ位置がいいのか悪いのか、住民の皆さんがしっかりと自分の目で判断して将来を考えていただければありがたいと思っております。

好村議員

じゃあ、そのようにしていただくよう求めて、今回いろいろと質問を通じて私なりの意見も申し上げましたけれども、私、人口減少、高齢化社会っていうのは別に悲観するつもりもないですし、危機とも思っていません。これはあくまで結果であって、そのときそのときに正しい手を打っていけば全く問題ないというふうに私は個人的に思っています。重要なのは、人口が、町長、先ほど人口が増える可能性もあると言っていましたけれども、人口、町民ですね、増えようが減ろうが、ここで暮らしている人たちの生活が豊かになればいいと思っておりますし、じゃあ、そのためにどうすればいいかの計画をみんなで考えていくことが重要と考え、今回、質問をいたしました。今後は、そういった時代に合わせてみずからを変える力が行政にも個人にも求められる時代かなと思って

おりますけれども、この質問を通じて少しでもいい方向に進むことを願って、ちょっと 早いですけれども、私の一般質問を終わります。

議 長 以上で本日の日程は終了しました。 これをもって散会とします。 御苦労さまでした。

散 会 午後2時09分

令和元年6月飯島町議会定例会議事日程(第4号)

令和元年6月18日 午前9時10分 開議

- 1 開議宣告
- 1 議事日程の報告

日程第1 諸般の報告

日程第2 第 5号議案 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

日程第3 第12号議案 令和元年度飯島町一般会計補正予算(第3号)

日程第4 第13号議案 令和元年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第5 第14号議案 令和元年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第1号)

日程第6 請願・陳情等の処理について

日程第7 議員派遣について

日程第8 議会閉会中の委員会継続調査について

令和元年6月飯島町議会定例会議事日程(追加日程第1号)

令和元年6月18日

追加日程第1 発議第3号 「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」の提出について

追加日程第2 発議第4号 「消費税の複数税率導入中止を求める意見書」の提出について

追加日程第3 発議第5号 「消費税の適格請求書(インボイス)保存方式導入中止を求める意見

書」の提出について

追加日程第4 発議第6号 「国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書」

提出について

追加日程第5 発議第7号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」の提出につ

いて

- 1 町長あいさつ
- 1 閉会宣言

○出席議員(12名)

1番	滝本登喜子	2番	三浦寿美子	
3番	久保島 巌	4番	中村	明美
5番	橋場みどり	6番	好村	拓洋
7番	折山 誠	8番	坂本	紀子
9番	浜田 稔	10番	本多	昇
11番	竹沢 秀幸	12番	堀内	克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 唐澤 隆 総 務 課 長 唐澤 彰 虚画政策課長 堀越 康寛 堀越 東寛 田邦 古子 佐民税務課長 中村 杏子 茂保田洪長 産業振興課長 人保田浩克 大婦 建設水道課長 片桐 雅之 下條 伸彦 大島 朋子
飯島町教育委員会 教育長 澤 井 淳	教 育 次 長 林 潤

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長小林 美恵議会事務局書記吉澤 知子

本会議再開

開 議 令和元年6月18日 午前9時10分

議 長 おはようございます。

町当局並びに議員各位には、大変御苦労さまです。

これから本日の会議を開きます。

本日をもって今定例会も最終日となりましたが、会期中は、それぞれ本会議を初め各 委員会におきまして提出されました案件について大変御熱心な審査に当たられ、感謝を 申し上げます。

去る6月6日の本会議において各委員会へ付託をしました条例案件1件、補正予算案件3件、請願・陳情案件4件につきまして、それぞれの委員長よりお手元に配付のとおり委員会審査報告書並びに請願・陳情審査報告書が提出されております。本日は、これらの委員長報告に基づく審議などを願うことになっておりますので、議事運営の諸ルールにのっとり慎重に御審議の上、適切な議決をされるようお願いをいたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議 長 日程第1 諸般の報告はありません。

社会文教委員長

議 長 日程第2 第5号議案 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 を議題とします。

所管の委員長から議案に対する審査報告を求めます。

それでは、過日付託になりました災害用慰金の支給等に関する条例の一部を改正する 条例の社会文教委員会審査結果の経過について御説明を申し上げます。6月12日に委員 会を開催しまして、行いました。

質疑ですが、問いで「本条例にかかわる予算計上はされているか。」という質問に対しまして、答えは「計上をしていない。本条例は、災害救助法が適用された場合など、法が定める規模の災害で一定の被害が生じた際に適用されるものであり、有事の際には速やかな補正予算で対応する。」ということでございます。問い「適用時の財源は。」「負担割合は、国が4分の2、県が4分の1、町4分の1。」ということでございます。問い「今条例改正は、法律の改正に伴い災害時の援護資金貸し付けの利息を当町としてできるだけ引き下げることなどが主な内容として理解をしてよいか。」という問いに対して「そうである。」ということでございます。その他、弔慰金支給要件、貸し付けの際の保証人、利子無利子となる据え置き期間に関する質疑がございましたので、御報告を申し上げます。討論でございますが、討論はありませんでした。以上です。

議 長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。——ありませんか。 か。 (なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。折山委員長、自席へお戻りください。 第5号議案 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例に対する討論を 行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。したがって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

議長

日程第3 第12号議案 令和元年度飯島町一般会計補正予算(第3号)

日程第4 第13号議案 令和元年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第5 第14号議案 令和元年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第1号)

以上、第12号議案から第14号議案までの補正予算3議案を一括議題といたします。

本案につきましては、予算特別委員会に審査を付託してありますので、委員長から一括してそれぞれの議案に対する審査報告を求めます。

予算特別委員長

それでは、本定例会初日に予算特別委員会に付託されました平成31年度予算関連3議案につきまして委員会審査報告を申し上げます。審査を付託された議案は、第12号議案 令和元年度飯島町一般会計補正予算(第3号)、13号議案 令和元年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、第14号議案 令和元年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第1号)であります。予算特別委員会は、総務産業、社会文教の2つの分科会を設けて各所管事務の審査を求め、6月6日から14日までの間に委員会並びに分科会を開催して慎重に審査を行いました。結果は、お手元の報告書のとおり、付託された3議案の全てを可決すべきものと決定しました。

特別委員会では、2つの分科会からの審査報告を全員で精査し、さらに執行部への総括質疑で、より掘り下げた審査を行いました。審査の要点を報告いたします。まず、具体的な内容を確認した主な事務事業の概要です。事業コード1171元気づくり3年目の事業、セミナー、東京の学生招待、市民農園等。以下、事業コードは省略いたします。介護保険事業繰出金、保険料軽減対象者の規模は820人、約25%。感染予防事業、風疹への抗体が少ない700人を見込んでいる。農地耕作改善事業、北村地籍での水路改修。観光施設管理費、千人塚でのWi-Fiの指定管理先との費用分担、企業誘致、楽器メーカーへの工場新設に伴い町が道路部分の拡幅分を負担する。非常備消防費、消防団への無線機配備32台。こういった事業内容の確認を行ったわけであります。

次に、意見を伴う質疑が交わされた事務事業について報告します。事業コード 2111 プレミアム商品券事業、事業費 4,000万円余はほぼ国庫負担である。問い「低所得者に は一括購入だと出費が負担になるのではないか。」答え「購入使用期限は来年2月末まで と長くし、引きかえ券も5回に分割可能にした。」。事業コード3300農業振興対策事業、 内容はドローンを借りて農薬散布を行う、重労働の軽減と効率的散布を目指す。問い「町 の減農薬推進政策に沿うか。周辺農地への影響は。」答え「農薬は増やさない。効率的散 布を目指す。近隣への影響は調整する。」。事業コード 4221 道路維持費、昨年実績の広域 農道高尾 370 メートルの南北両側に約 1,100 メートルの補修を行うということで、全体 としては交通量が多くて9割を補修が必要な状況であって、3年間でふれあい橋までの 3キロメートルを行う計画であるということ。それに関連して、問い「広域農道の県道 昇格を求める。」と、答え「県からは逆に旧国道の町道化を求められています。」こうい う内容でありました。それから、事業コード 5740、5741 学校給食運営費、学校給食セン ター費に関してであります。問い「補正額に関連した職員数の変化は。」答え「嘱託4名、 臨時4名から嘱託3名、臨時5名に変わった。」。問い「勤務内容は同様でありながら処 遇に差があるのではないか。」答え「会計年度任用職員の導入に合わせ処遇改善を人事部 門に要請する。」。事業コード6050保健衛生普及事業、国保会計でありますけれども、「人 件費の減額は職員減によるものか。」答え「嘱託職員の急な退職で臨時職員を採用した。 正規職員の配置を求める。」。

次に、理事者に対する総括質疑が行われましたので、内容を報告します。問い「学校冷房の未設置場所は。」答え「第2音楽室、工作室など、通常人のいないところだけが残っている。」。それから「元気づくり支援金で事業増だが、人員体制は。」「13 プロジェクトを立ち上げるが、横の連携で一つの課への集中を避ける。」。問い「音楽村構想とは。」これは「場所を決めて音楽村を構築する考えはない。楽器製造企業が移転を検討したときに飯島町に誘致し、結果として音楽村になればよい。」。問い「給食センターに人が集まらないのは、近隣より賃金が安いからでは。」答え「近隣を調査し同じレベルにしている。同一労働で正規職員より賃金が見劣りする現実はあるが、会計年度任用職員制度の中で是正を図る。ただ、財源が限られているので、事務事業の見直しを求める。」。この関連で「今後職員を減らす考えか。」「今の200人体制は維持できない。仕事の簡素化を進め、人員を縮小する。」。問い「最近の嘱託職員の退職に会計年度任用職員の影響はあるか。」答え「直接の影響はない。」。以上が意見を伴う質疑の概要でございます。

次に、討論について報告します。第12号議案、一般会計補正予算(第3号)に賛成として「補助金が来なくても学校への冷暖房設備を計画どおり実施した点を評価する。」という賛成意見がございました。ほかの2議案の討論はありませんでした。

以上述べました審査により、予算特別委員会では、第 12 号議案から第 14 号議案まで の 3 議案全てを可決すべきものと決定した次第であります。以上、特別委員会の審査報告といたします。

議 長 これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑ありませんか。 (なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。浜田委員長、自席へお戻りください。 以上で補正予算関係3議案に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。 これから議案ごとに討論、採決をいたします。

最初に、第12号議案 令和元年度飯島町一般会計補正予算(第3号)に対する討論を行います。初めに、原案に反対討論はありませんか。

(なしの声)

議長

次に、原案に賛成討論はありませんか。

中村議員

4番

賛成の立場で討論をいたします。 賛成理由の一つといたしまして、私も一般質問の中で要望していました道路維持費の中で、広域農道約1キロの舗装補修工事費3,100万円が今回予算化されました。町民や利用者の待たれていたことであり、交通インフラの安全・安心、また駒ヶ根から飯島町に入る玄関道路の快適な環境に向けての予算化であり、評価するものであります。もう一点は、プレミアム商品券でございます。この費用は全額がほぼ国の予算である事業でありますけれども、ぜひ、今後実施に当たっては弱者の方々が効果的に活用できるようアドバイスをすることを求めて、賛成といたします。

議 **長 9番** ほかに討論はありませんか。

浜田議員

この議案に賛成の立場から討論いたします。今も賛成討論がございましたけれども、 道路補修、あるいは水路の補修等、町の安全・安心が盛り込まれた補正予算だというこ と、それから、楽器メーカー等、町の発展に期する内容も盛り込まれていること、こう いったところを評価して賛成とするものであります。ただ、しかしながら、一方で、今 回の審議の中で議論になった点の1つが職員の処遇に関する問題でございます。これが それぞれの事務事業を通して出てまいりました。町側の認識としては、特に会計年度任 用職員制度と離職やなにかの関係はないという見解ではありましたけれども、議員がさ まざまなところで聞き及んでいるところでは、必ずしもそうではないという印象を持っ ております。こういったことが運用上是正されることを求めて、賛成といたします。

議長

ほかに討論ありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第12号議案 令和元年度飯島町一般会計補正予算(第3号)を採決します。 お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決 定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。したがって、第12号議案は原案のとおり可決されました。 次に、第13号議案 令和元年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)に 対する討論を行います。初めに、原案に反対討論はありませんか。

(なしの声)

議長

次に、賛成討論はありませんか。――討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第13号議案 令和元年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。したがって、第13号議案は原案のとおり可決されました。 次に、第14号議案 今和三年度毎島町企業保险特別会計補正子第(第1号)に対

次に、第14号議案 令和元年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第1号)に対する討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第14号議案 令和元年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。したがって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

議長

日程第6 請願・陳情等の処理についてを議題とします。

本案につきましては、去る6月6日の本会議におきまして各常任委員会へ審査を付託 しており、お手元に配付のとおり各委員長から請願・陳情審査報告書が提出されており ます。各請願・陳情等の審査については、一括して委員長より委員会審査報告を求め、 これに対する一括質疑の後、案件ごとに討論、採決を行います。これから委員長報告を 求めます。

総務産業委員長

それでは、総務産業委員会から陳情、請願の審査について御報告いたします。

本会議初日6月6日、総務産業委員会に付託されました陳情2件を6月12日午後1時30分より委員会を開催し慎重審議の結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定いたしました。

最初に、上伊那民主商工会会長 鈴木正巳氏から提出されました元陳情第6号 消費税の複数税率導入中止を求める陳情書です。参考人には、陳情第6号・第7号とも滝沢孝夫氏をお願いし、招致いたしました。審査で出された主な質疑には、問い「消費税 10%引き上げの中止を求めるのが本音ではないのか。」答え「10%引き上げは中止してほしい。」などがございました。反対討論では「我が国の制度として、福祉、教育の充実に8%から10%にする。保育料、子育ての誘因になる。経過措置として取り扱うほうが混乱があると思うが、低所得者のためにつくったものであり、適正に行われることはやむを得ない。」、賛成討論では「消費税複数導入は複雑で浸透していないのが現実だ。事業者にも補助金は出ているが、レジ更新には負担だ。弱者救済が目的なら消費税の大幅見直しや生活保護を含め補助制度充実のほうがわかりやすい。」との討論がありました。

次に、提出者は同じ上伊那民主商工会会長 鈴木正巳氏から提出されました元陳情第

7号 消費税の適格請求書 (インボイス) 保存方式導入中止を求める陳情書です。

審査で出された主な質疑には、問い「軽減税率によるメリットが消費者にはある。言 われているように中小企業は廃業に追い込まれるのではないのか。」答え「インボイスが 導入されれば、取引中止、相手にされなくなるので、そうなると思う。」などがございま した。

反対討論では「消費税を納める個人としては、インボイスを導入し、消費税課税の矛 盾をなくしてもらいたい。納める側としては納付してほしい。」、賛成討論では「課税の 平等性を形式的でなく実態に合わせるべき。小規模事業者に大規模事業者と同じような 膨大な事務負担を負わせるのは大きな問題だ。適格請求なしに従来どおりを維持するべ き。」との討論がされました。

以上の経過によりまして、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定いたしまし たので、御報告いたします。

議 長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。——ありません か。

4番

委員会の中では、なかなか、これは国の制度としてもう成立したものでございます。 中村議員 廃止した後、それが10月までに間に合うような制度が整うのかどうかという、そういう 説明員からの説明はありましたでしょうか。

総務産業委員長 そういう説明はございませんでした。

長 議 ほかにありませんか。

(なしの声)

議 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。橋場委員長、自席へお戻りください。 長 次に、社会文教委員長からの報告を求めます。

それでは、社会文教委員会の審査の経過について御報告を申し上げます。

6月12日、参考人招致として飯島中学校、飯島先生に御同席をいただく中で審査をい たしました。

まず、初めの国の35人学級推進と教育予算の増額を求める請願についての質疑の主な ものを申し上げますと、問い「複式学級定員引き下げの具体的数字の記載がないが。」答 えといたしましては「現行、小中学校ともに8名が編成基準であり、この基準を段階的 に引き下げ複式学級を廃止したいもの。」、問いとしまして「当町で予算的にやりくりし ているために小学校で本来配置されるべき専科の教員配置ができていないことはあるの か。」答えとしまして「飯島小学校の理科の専科は、ことし、今年度、加配されていない と思う。小学校の英語も専任の加配がない。それぞれの担任が授業をしている。」という お答えでした。問い「小学校なら英語を専科の先生でなく担任が教えても大丈夫か。」と いう質問に対しましては、答えとして「専科の先生が教える学校もあり、格差は生じる と思う。」こういったお答えでした。問い「当町のいじめや不登校の状況は。」答え「飯 島町は1クラスが30人を下回る状況で、担任の目も行き届く環境にあり、ないとは言え ないが、早い段階できちんとした対応ができている。」というお答えでした。討論ですが、

社会文教委員長

賛成討論としまして「長野県では独自に35人学級実現や複式学級の解消に努めているが、 国の基準を引き下げて全国同じ基準の教育環境を実現するために必要な要請であり、賛 成だ。」という討論がございました。こうした経過を踏まえまして、全員の賛成でもって 採択すべきものと決定をいたしました。

続いて、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書についてでございます。質疑ですが、問い「国庫負担が2分の1から3分の1に引き下げられ、その分を交付税措置となった経過は、地方への権限移譲や教育環境の高揚を図るための措置であり、地方の要望に沿ったものと理解をしていたが。」という質問に対しまして、また、もう一つの質問で「国庫負担が減らされていると実感するのはどのような例があるのか。」こういった質問がございました。これに対しまして「当町の教育現場で実感することは少ないんだけれども、県や市町村の財政負担が増加していると認識をしている。1兆円近い国の教育予算が減額され、その分、地方自治体の負担増となっているというふうに推察をする。」というお答えでございました。討論ですが、賛成討論「教育は全国平等であるべきで、自治体の財源状況に左右されるべきではない。そのために国庫負担率を2分の1に戻すべきだ。だから賛成。」こういった賛成討論がございました。こういった経過を踏まえまして、全員の賛成をもって採択すべきものと決定しております。以上、御報告申し上げました。

議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。折山委員長、自席へお戻りください。 以上で請願・陳情等の処理に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。 これから案件ごとに順次討論、採決を行います。

最初に、元請願第6号 消費税の複数税率導入中止を求める陳情書について討論を行います。本陳情についての委員会審査報告は採択ですので、初めに原案に反対討論を求めます。反対討論ありませんか。

5番 橋場議員

消費税複数税率導入中止を求める陳情に、総務産業委員会では採択となりましたが、 私はこの陳情に反対の立場で討論します。前回3%だった増税幅が今回は2%と小幅であり、増税分の一部は教育無償化に使われます。事業者に対しては、売り上げ、仕入れの一定割合を軽減税率対象とすることができる税計算の特例も設けています。レジ導入金などを支援する補助金も3分の2から4分の3に補助率の引き上げをし、事業負担の軽減に努めています。よって、この陳情には反対いたします。

議 長8番

坂本議員

次に、原案に賛成討論はありませんか。

賛成の立場で討論いたします。複数税率導入というのは非常に、内容的には非常に難しいものでありまして、私も税理士の方とお話をしたりして勉強はしましたけれども、現在の状況では、この話が持ち上がってから数年たちますが、今に至っても事業所の大手の方たちは、納得してというか、わかって、理解して、これに対応するべくやってお

りますけれども、中小企業、特に飯島町の商店街の方たちは、現実としてはまだ理解で きていないということでございました。この大きな問題の2つについて申し上げますと、 事務負担の増加ということで、取引における10%の品目と8%の品目を区分する必要が あり、システムの対応など、複数税率のレジスターやキャッシュレス対応など、取り扱 い品目が多ければ多額の投資となり、個人経営の商店は重い負担となるということと、 もう一つは免税事業者の取引からの排除ということで、現在、免税事業者があるわけで すけれども、インボイス等保存方式ということ、これと連動して、これをやるようなこ とのできる事業者でないと、税申告の際、正確な税申告ができず、おのずと免税事業者 が排除されるというようなことになっていくと思われます。それで、現在、日本税理士 会も数年前から、国に対しては複数税制度をしないように建議書が提出されております。 調べましたところ、町内の事業者にも話を伺いますと、事務手続の煩雑さと、それにか かわる機器導入の費用が多額になって、今後事業が難しくなり、やめるかというような 話も持ち上がっているということも聞きました。それでもって、現在、また地方の町な か活性化で、資金のない中で事業を起こし、駅前や商店街で頑張っておられる多くの方 たちの足を引っ張る、この制度は結果となると思いますので、ぜひ原案を、賛成してい ただいて、国に出していただきたいと思います。以上、賛成討論といたします。

議長

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

(なしの声)

議長

2番

三浦議員

それでは、私は消費税の複数税率導入中止を求める陳情に賛成の立場で討論をしたいと思います。景気後退の可能性が高い深刻な経済状況で消費税増税は、日本経済に大打撃を与えると危惧するものです。複数税率の導入への理解が不十分で、対応も進んでいない状況であります。特に中小零細業者に対する重い負担となることは、地域経済にも深刻な影響が出ることが想定をされます。買う側、売る側への十分な環境整備が進まない状況の中で、消費税の複数税率の導入は中止すべきものと考え、賛成といたします。

議 9番

浜田議員

ほかに討論はありませんか。

この陳情に賛成する立場から討論いたします。まず、複数税率、軽減税率というふうに呼ばれておりますけれども、ある経済学者、中田大悟さんという方ですけれども、軽減税率は最悪の選択だと、これは金持ちに追い銭だというふうな文章を発表しておるわけであります。かなり丁寧な説明だったんで、若干の補足をしますと、結局のところ、高額所得者になればなるほど消費額は多くなる、特に食品、軽減税率が適用される。その結果、軽減税率から得られる減税額も多くなるということで、具体的な計算をなさっています。日本の世帯を10等分といいますかね、10区分されまして、上位が月収71万円以上、もっと多そうな気もするんですが、多分そこの一番下限なんでしょう。こういう世帯では、食費6.8万円。下位の1割、月収16万円、所得ですね、ここで食費2.7万円ということで、軽減税率がきくのは、高額所得者になればなるほどきくのだという

ふうなことをおっしゃっておられます。その全体に占める、例えば10%が8%に軽減さ れたとしても、先ほど申し上げた下位1割、月収16万円の世帯にとっては494円の軽減 効果しかない。それに対して上位1割の方に対しては1,260円。軽減効果も上位の世帯 に対して多いということで、決してこれが低所得者への軽減にはならないということを 書いておられます。この方は、創価大学の准教授の方です。かなり丁寧なホームページ で記事を出しておられたんですけれども、全く私もそのとおりだと思っております。そ れから、もう一つ、複数税率そのものは海外にはあるのではないかという議論もあった わけでありますけれども、実際、ヨーロッパ等で複数税率が導入されたいきさつは、実 は元EECの前身、このあたりから各国の税制度のばらつきを調整する過程で、それぞ れの利害が絡んで複数税率を導入せざるを得なかったと、こういう経過が書いてござい ました。結果的にどうなっているかというと、年を追うごとに実は単一税率のほうに戻っ ているというのが世界の趨勢でありまして、複数税率にこれから入るという日本は特異 な国家だということになるんではないかというふうに思います。そういったことで、日 本税理士連合会は、現在、今年度の最重要建議事項としまして軽減税率を行うべきでは ないということで、従来の単一税率制度の維持を強く主張しておられます。低所得者へ の逆累進性、つまり、消費税っていうのは逆累進性を持つということは長く言われてい るわけでありますけれども、逆累進性に対しては、あらかじめ国が一定額を入金したプ リペイドカードを配付する、あるいは簡素な給付措置を行うなどの負担軽減のほうがよ ほど合理的であると、こんな主張も、これが日本の税理士会、税理士のプロの共通見解、 これは長く以前から主張されていることであります。こういった中で、複数税率を解消 するために国の行うさまざまな補助制度の総額は1,000億円にもなろうと言われており ます。これほど不合理な制度を導入して、何の価値も生まない制度の運用のために国費 を使って、消費者も事業者も混乱する、このような複数税率制度は絶対導入すべきでは ないというふうに考えまして、この陳情に賛成するものであります。

議長

ほかに討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

元陳情第6号 消費税の複数税率導入中止を求める陳情書について採決いたします。 この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情 は委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は御起立ください。

〔賛成者起立〕

議長

ありがとうございました。起立少数です。したがって、元陳情第6号は不採択とする ことに決定しました。

次に、元陳情第7号 消費税の適格請求書(インボイス)保存方式導入中止を求める 陳情書について討論を行います。本陳情についての委員会審査報告は採択ですので、初 めに原案に反対する討論はありませんか。

10番

本多議員

私は、この陳情に反対する立場から討論します。この陳情書は、事業主の立場からで

あって、消費税を払っている我々顧客のことは全く考えていないと思います。顧客が納税した消費税を納税されず合法的に事業者の手元に残る部分を益税といいます。免税業者は消費税の納税義務が免除されていますが、顧客から消費税を受け取っていますので、この消費税は免税業者の益税となっております。課税事業者も、免税事業者から仕入れる場合でも、消費税法上はこの金額には消費税が含まれているとみなして消費税納税額を計算していますので、これも益税が発生しております。また、納税ばかりでなく、課税事業者を選択し、簡易課税制度を選択せず一般課税を選択しておけば、設備投資を行った年度では消費税が還付されます。選択方法はいろいろありますが、顧客が納税した消費税を納税してもらうためにインボイスの導入しかないと考えます。我々が納税する消費税を国に納税していただくため、この陳情には反対いたします。

議 2番

次に、原案に賛成討論はありませんか。

三浦議員

それでは、消費税の適格請求書(インボイス)保存方式導入中止を求める陳情に対して賛成の立場で討論をいたします。インボイス制度では、インボイスを交付できるのは税務署の登録を受けた課税業者に限られます。免税業者は、インボイスを交付することはできません。事業者で免税事業者から仕入れを行った場合、仕入れ税額控除が適用されません。そのため、課税事業者から仕入れた場合よりも納税額が多くなり、仕入れ事業者は免税業者からの仕入れを避けるようになるというふうに考えられます。登録申請をした場合でも、免税業者から課税業者となり、納税義務と事務負担増など深刻な状況となり、どちらにしても中小零細業者にとっては深刻な状況になります。地域経済の中で頑張っている中小業者の皆さんの経営を守るためにも、この陳情を採択することを求めて、賛成といたします。

議 5番

次に、反対討論はありませんか。

橋場議員

消費税の適格請求書保存方式導入中止を求める陳情書について総務産業委員会では採択となりましたが、私はこの陳情に反対の立場で討論いたします。インボイスを導入すると事務作業が増え、新たなレジシステムなど経費も必要になりますが、その費用に軽減税率対策補助金が出ます。また、増税分の負担を押しつける下請けいじめを防ぐ可能性もあり、増税をきっかけにした小規模事業者への圧力が防げるのではないかと期待しております。日本の消費税に当たる付加価値税でインボイスを導入したドイツやフランスでは、本来免税事業者である小規模事業者の多くが免税という特権を返上して、仕入れ税額控除を受けるため課税選択をしています。免税業者も保護されるのではなく、納税や商取引の透明性、公平性を高め、課税選択をし、みんなが消費税を支払うべきだと思います。よって、この陳情には反対いたします。

議 **長 9**番

浜田議員

次に、賛成討論はありませんか。

この陳情に賛成する立場から討論いたします。形式的には、確かにインボイス制度は、 税の公平性といいますか、一定のルールとして通用しているのだというふうに考えます。

しかしながら、現在の議論の多くは、どちらかというと零細事業者への公平性を求める だけでありまして、現実に行われている大企業等の不公平性については一切触れていな いというのがこの議論の特徴ではないかというふうに思います。細かい議論はいろいろ 省略しますけれども、例えば農業者についても、現在、本当の零細農業者がインボイス 制度を導入するなどということになれば、これは大変なことになります。農協との取引 については一定の例外規定があるようでありますけれども、それ以外の農産物の仕入れ 等については、現実には仕入れ単価税額控除の対象にならないために取引先を失うとい うふうなことが零細農家の間に生じることが懸念されます。ほかのひとり親方のさまざ まな制度についても同様の影響があるんではないかということで、これは言ってみれば 今までの免税業者を一掃するための引き金になるというふうに言われているのが世間一 般の考え方であります。むしろ、税の公平性を言うのであれば、例えば輸出企業に対す る戻し税等々、現実には消費税の分の切り下げを行っているようなところに対する意見 をあわせて要求するのが公平性を求める意見であれば当然ではないかというふうに思い ます。こういったことに対する主張もないまま、ひたすら低所得者に対しての公平性の みを要求するような議論っていうのは、私は当たらないというふうに考えます。これに ついては、やはり同じく日本税理士会連合会も、この制度によって行政コストが、つま り、社会的には何の価値も生まない措置のために税務署、税理士、それからそれぞれの 零細事業者が膨大な事務コストを積み重ねると、この不合理さを指摘しております。こ ういったことを含めまして、インボイス制度についても大幅に見直すことを求めて、賛 成討論といたします。

議 長 ほかに討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

元陳情第7号 消費税の適格請求書(インボイス)保存方式導入中止を求める陳情書 について採決いたします。

この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は御起立ください。

[賛成者起立]

議 長 ありがとうございました。起立少数です。したがって、元陳情第7号は不採択とする ことに決定しました。

> 次に、元請願第1号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める請願書 について討論を行います。本請願についての委員会審査報告は採択ですので、初めに原 案に反対討論ありませんか。

(なしの声)

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

元請願第1号 国の責任による 35 人学級推進と教育予算の増額を求める請願書につ

いて採決いたします。

お諮りします。本請願に対する委員長の報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、元請願第1号は採択することに決定しました。

次に、元請願第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書について討論を 行います。本請願についての委員会審査報告は採択ですので、初めに原案に反対討論は ありませんか。

(なしの声)

議 長 賛成討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

元請願第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書について採決いたします。

お諮りします。本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願を委員長報告のとおり採択とすることに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、元請願第2号は採択することに決定しました。

議 長 日程第7 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。会議規則第124条の規定により、お手元に配付のとおり議員派遣をすることに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、本件については別紙のとおり議員派遣することに 決定しました。

議 長 日程第8 議会閉会中の委員会継続調査についてを議題とします。

会議規則第72条の規定により、お手元に配付のとおり議会閉会中の継続調査について 各委員長から申し出があります。

お諮りします。申し出の事件について議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査と いたします。

ここで休憩とします。再開時刻は10時15分とします。休憩。

休 憩 午前 9時58分

再 開 午前10時15分

議長

会議を再開いたします。

ただいまお手元へお配りしましたとおり、橋場議員、坂本議員、好村議員、折山議員、 三浦議員それぞれから1件、計5件、議案が提出されました。

お諮りします。本案を日程に追加し、追加日程第1~第5として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。したがって、議案5件を日程に追加して議題とすることに決定 しました。

議長

追加日程第1 発議第3号 「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」の提出について

を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

議会事務局長

(議案朗読)

議長

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

5番

橋場議員

それでは、新たな過疎対策法の制定に関する意見書提出の趣旨説明を申し上げます。 現行の過疎地域自立促進特別措置法は令和3年3月末をもって失効することとなります が、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き 続き過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実、強化し、住民の暮らしを支えて いく政策を確立、推進することが重要です。特に過疎地域が復元力を失う前に支援を行 うことが肝要ですので、過疎地域の要件のうち25年間の人口減少率を平成22年に改定 された17%以上に戻すよう強く求めるものです。提出先は、ごらんのとおりです。議員 の皆様の御賛同をいただき、採択されますようお願い申し上げます。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻りください。 これから討論を行います。初めに、原案に反対討論はありませんか。

(なしの声)

議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第3号 「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」の提出についてを 採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。したがって、発議3号は原案のとおり可決されました。

議 長 追加日程第2 発議第4号 「消費税の複数税率導入中止を求める意見書」の提出に ついて

を議題といたします。

(議案朗読)

事務局長に議案を朗読させます。

議会事務局長

議 長

8番

坂本議員

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

それでは、消費税の複数税率導入中止を求める意見書の趣旨説明をいたします。こと し 10 月から予定されている消費税率 10%に伴い複数税率制度が導入されることとなり ます。消費税は、全ての課税取引に対して一定の税率を適用し、所得の少ない者ほど所 得に占める消費の割合が高いため、所得に対する消費税の負担の割合も高くなります。 消費税が2桁に引き上げられる状況になると、低所得者の最低生活の維持をも脅かす重 要な問題となります。そこで、事業者の事務負担を初めとする社会経済的コスト等に配 慮する観点から、軽減税率の範囲は極力限定すべきであるという中で、日々の生活にお いて幅広い消費者が消費、利活用している飲食料品に限定して導入することとなりまし た。これは公明党からの提案に基づくものでありました。問題点としては、1として事 務負担の増加。取引における 10%の品目と8%の品目を区分する必要があり、システム の対応など、複数税率対応のレジスターやキャッシュレス対応の機器など、取り扱い品 目が多ければ多額の投資となり、個人経営の商店は重い負担となる。2として免税事業 者の取引からの排除。令和5年10月1日以降からはインボイス等保存方式となり、イン ボイスが発行できる事業者でないと税申告が正確にできず、課税事業者からの仕入れよ りも不利な取り扱いとなり、おのずと免税事業者からの仕入れを敬遠することとなる。 3として経常的に還付申告が必要となる事業者の取り扱いに問題が生じる。これは農業 者なんですけれども、農業を営んでいる事業者は、売り上げは軽減税率適用、仕入れは 標準税率適用であり、事業者の場合、経常的に消費税の還付を受けないと仕入れにかか る消費税相当額を自己負担する結果になる。4として簡易課税制度に係る問題。飲食料 品に複数税率が適用されることにより、課税売り上げと課税仕入れに適用される税率が 異なる場合が生じる。そのため、適切なみなし仕入れ率の設定を行うためには、売り上 げと仕入れにおいて適用税率ごとの割合を勘案しなければならず、それにかかる事務負 担は膨大である。以上の理由から、私はこの制度に反対するものであります。

税理士会のほうでも数年前から国に対して複数税制度をしないように建議書が提出さ れております。町内の事業者にも話を伺うと、複数税率になると事務手続とそれにかか わる機器導入の費用が多額で事業が難しいと言っておられるところがあります。特に個 人経営の事業者にとっては重い負担となります。なので、町内の商工会加入者にとって も、これが今後大きな負担になっていくと思います。それからまた、現在、地方の町な か活性化で、資金のない中で事業を起こし、駅前や商店街で頑張っておられる多くの方々 の、この制度により足を引っ張る結果となります。ぜひ、この意見書に賛同していただ きまして、地方の声を国に届けていただきたいと思います。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻りください。 これから討論を行います。初めに、原案に反対討論はありませんか。

4番 中村議員

この意見書の提出に反対の立場で討論を申し上げます。複数税率の導入、いわゆる軽 減税率ですけれども、10%の消費税に対する複数の軽減税率、これはすばらしい消費者 に対する、公明党がこれを研究し、そして発案し、これが制度となったわけでございま す。庶民にとって、一番弱者の皆さんにとって、日々使う食料品、そういうものが、ま た新聞等、生活に一番必要なもの、衣食住の中の食の部分、命をつなぐ部分は、それは 8%のままで据え置きにしていこうという、この制度は大変弱者の皆様にとっての大変 手厚い制度だというふうに私は評価いたします。そのほか、いろいろ軽減措置とか還元 ポイントとか、しばらくの間の景気の低迷を引き起こさないために、いろいろプレミア ム商品券とか入ってくるわけですけれども、またそれも評価するわけですけれども、こ の税制度は永久にこのまま続くわけでもありません。また不都合が出てきたときには、 また、これは国によって改革も必要でしょう。あたかも、これがずっと続くということ ではありませんので、これを一旦してみて切りかえれば、必ず何か障害のある人、また 効果のあるところ、当然これはマイナスもプラスもあるわけでございまして、それがあっ たときにはまた国に見直しをさせるということで、これはもう制度化になったものでご ざいますので、まずはやってみるという方向で行くべきというふうに考え、またこれを 中止することで、またいろいろと混乱が起きますよね、そういうことも鑑みますと、今 は制度としてやってみて、その後にまた改定をするということを要求していくという形 をとることがいいのかなというふうに思いますので、この意見書の提出には反対といた します。

議 9番

浜田議員

次に、賛成討論はありませんか。

この意見書に賛成の立場から討論いたします。先ほどの陳情のときも申し上げましたけれども、この軽減税率なるものは低所得者階層に対する軽減にはほとんど寄与していないということが創価大学准教授の中田大悟さんからも数字で示されています。一番下位の1割の方々に対する食費——食費といいましても 10%になる酒類とか外食は除いた食費は約2.7万円、それに対してたかだか494円の軽減にしかなりません。もしも食料品が大事であるというならば、むしろ0%にするのが本筋ではないでしょうか。この場合には、軽減額は2,160円になります。これであれば一定の効果があるというふうに考えます。こういう中途半端な制度のためにさまざまな社会的な負担を重ねて、それから先ほど申しましたように国に対しても約1,000億円の軽減税率にかかわる機器の補助制度を導入するなどということは、失敗したらやり直せばいいという程度の話では私はないというふうに考えております。よりまして、このような制度を導入するのは、まさ

に世界の方向にも逆行しているわけでありますから、このような軽減税率ではなくて、 もっとすっきりした単一税率で、もし消費税を導入するのであれば、逆に低所得者層に 対してはもっときちんとした給付制度を実行する、これが本当の意味での逆累進制への 補正であるっていうふうに考えます。よって、この意見書に賛成をいたします。

議長

ほかに討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第4号 「消費税の複数税率導入中止を求める意見書」の提出についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御 起立ください。

〔賛成者起立〕

議長

ありがとうございました。起立少数です。したがって、発議第4号は否決されました。

議長

追加日程第3 発議第5号 「消費税の適格請求書(インボイス)保存方式導入中止 を求める意見書」の提出について

を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

議会事務局長

(議案朗読)

議長

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

6番

好村議員

それでは、この意見書に対する提案理由の説明を申し上げます。本年 10 月から消費税率が 10%に増税されることが予定されています。同時に食料品などは 8 %の軽減税率が 適用され、消費税は複数税率となり、さらに、それに伴い 2023 年 10 月から適格請求書 (インボイス)保存方式が導入される予定です。この制度では、消費税の仕入れ税控除の要件として適格請求書発行事業者の登録番号が記載された請求書などの書類の保存が義務づけられます。これにより、課税売り上げ 1,000 万円以下の零細な事業者が取引を断られるおそれがあります。また、全国 500 万とされる個人、法人の免税業者、いわゆる中小零細企業は、ただでさえ後継者問題が深刻化しており、この制度導入による事務負担増などを考えれば、これを機に廃業をされる懸念もあります。当町も農業者が道の駅などに商品を卸したり、個人事業主の方も多くおります。この方たちが廃業の選択や取引が断られるなどのおそれもあります。さらに、当町で移住して起業された方や、これから起業される方への影響も懸念されます。制度導入は予定されてはおりますが、当町の現状を考えるに、政府に対し議会として意見書を上げ、ぜひ議員各位の御賛同をお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻りください。

これから討論を行います。初めに、原案に反対討論はありませんか。

10番 本多議員

この陳情に反対する立場から討論いたします。先ほどもいろいろ言いましたけれども、この陳情書は事業主の立場からであって、消費税を払っている我々顧客のことは全く考えていないと考えております。免税事業者、課税事業者には、顧客が納税した消費税が納税されず、合法的に事業者の手元に残る益税が発生しております。顧客が納税した消費税を納税してもらうためにはインボイスの導入しかないと考えております。我々が納税する消費税を国に納税していただくため、この意見書には反対します。

議 8番 坂本議員 原案に賛成討論はありませんか。

賛成の立場で討論いたします。これの制度を本当に深く考えていきますと、やはり税 制制度全体におけるインボイスという発想そのものが税制度の、何ていうか、今まで現 在あった歴史そのものに対してまた違った形のものを持っていくというふうな、私には 思います。税金は各自が、サラリーマンであれ商業者であれ、いろんなことをやってい る人たちがきちっとそれに従って納税の書類を出し、そうすればきちっと、インボイス 制度ということを現在でも導入をするとか、そういうふうに考えなくてもできるはずだ と思います。これは、つまりは個人、インボイス制度が発生した場合に、少しでも商取 引がある人たちは全てこれに加入しなければいけないというか、そうしなければ領収書 としての価値が、要するにそれがないというような話になってきてしまいます。これは、 税理士の方たちともお話をした中で、これが導入されるっていうことは、もう本当に小 さな、本当に個人個人のお金を扱う中での取引が発生した場合、全てこれに登録しなけ ればならないということになって、一体これはどういうことを将来目指しているんだろ うというような話にまでなりました。だから、もとに戻れば、税制のゆがみを正すため にやるとしたら、税そのものの全体的な高額所得者ないしは高額な法人、多国籍企業な どにおける高額な取引においての税を加重していくことが本筋であって、末端の人々に 税を――税というか、インボイスの制度を導入させて混乱を生じさせる必要性はないと

議 9番

浜田議員

ほかに討論はありませんか。

思いますので、この意見書に賛成といたします。

この意見書に賛成する立場から討論いたします。益税というのは、確かに免税事業者には発生するわけですけれども、それは消費者が納めた全額が自分の懐に入るわけではもちろんありません、仕入れに対する控除もできないわけでありますから。それはほとんど 1,000 万円以下の免税事業者にとっては事務手数料に相当する部分にほかならないというふうに私は考えております。そこまで課税しなければいけないのかということについては、もっと議論する必要があるんではないか。何よりも、いろんな角度で議論されておりますけれども、この制度が導入されれば、当然さまざまな複数税率とインボイスを発行、管理のための事務手続が発生します。これは膨大な事務負担が発生するわけでありますけれども、それだけではなくて、この制度は自動的に免税事業者を絶滅させ

る制度だというふうに言われております。私たち町議会では、これまでも買い物難民とか、さまざまな企業家を町外から呼び集めようとか、さまざまな議論をしてきました。ですけれども、逆にインボイス制度が背中を押す形で廃業するという方も出てくるでしょう。また、そんな声も聞こえ始めています。飯島町の議会が飯島町の空洞化の背中を押していいのかということが問われている制度ではないかというふうに思います。よって、インボイス制度を導入すべきではないというこの意見書に賛成するものであります。

議長はかに討論はありませんか。

(なしの声)

議長討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第5号 「消費税の適格請求書(インボイス)保存方式導入中止を求める意見書」の提出についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御 起立ください。

[賛成者起立]

議 長 ありがとうございました。起立少数です。したがって、発議第5号は否決されました。

議 長 追加日程第4 発議第6号 「国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を 求める意見書」の提出について

を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

議会事務局長

(議案朗読)

議長

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

7番

折山議員

提案趣旨の説明を申し上げます。この意見書は、全国一律の教育環境充実に向けて、 法改正による義務教育全学年の35人学級実現、それから複式学級定員基準の引き下げに よる必要な教員定数と伴う教育予算を国の責任で確保することを求めるものであります。 特に、当町におきましては少子化が進みまして将来的には複式学級の編成も危惧される、 こういった現状も踏まえまして、全議員の御賛同をもって本意見書の採択をされますよ うにお願いを申し上げるものであります。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻りください。 これから討論を行います。初めに、原案に反対討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 賛成討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第6号 「国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める 意見書」の提出についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

議 長 追加日程第5 発議第7号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」 の提出について

を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

議会事務局長

(議案朗読)

議長

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

2番

三浦議員

それでは、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について提案をいたします。義務教育費国庫負担制度は、義務教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、国と地方自治体がその財源を負担する制度です。平成18年の三位一体改革の中で、国の負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられました。一般財源として配分されるために、地方交付税そのものが減額されており、地方財政が圧迫されております。市町村の財政力で教育条件に格差が生じてはなりません。義務教育の水準の維持向上と機会均等、地方財政の安定を図るため、2020年度予算編成において義務教育費の国庫負担分を2分の1とするよう国に求めるものとなっております。全員の皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻りください。 これから討論を行います。初めに、原案に反対討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 賛成討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第7号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」の提出についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。 以上で本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。

ここで町長から議会閉会のごあいさつをいただきます。

町 長 6月議会定例会の閉会に当たりましてごあいさつを申し上げます。去る6日から本日

まで13日間の会期をもって開催されました6月議会定例会でございますが、議員各位におかれましては、慎重審議をいただき、上程いたしました14議案、全議案につきまして提案のとおりそれぞれ御議決、御承認をいただきまして、まことにありがとうございました。また、今議会での議案審議や一般質問を通じて数々の貴重な御意見や御提案をいただきました。いずれも十分に尊重し、町民の皆様の負託に応えるべく、私以下職員が一丸となって町政運営に慎重かつ全力で取り組んでまいる所存でございます。

さて、政府は先週11日に、経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針2019の原案を経済財政諮問会議に示しました。その概要は、ことし10月に消費税率を10%に引き上げると明記して、来年度も増税に伴う需要変動や経済状況を踏まえて適切な規模の臨時、特別の措置を講じる、また海外経済の下方リスクが顕在化する場合には機動的なマクロ経済政策をちゅうちょなく実行するとして、景気動向次第で経済対策を編成する方針を示しました。また、全世代型の社会保障制度の実現に向けた高齢者の就業機会の確保のための仕組みづくりやその検討、健康格差の拡大防止のための疾病予防、介護予防の推進、地方への新たな人の流れの創設を初め地域の観光、農林水産業の活性化のための地域創生の推進、地方自治体を含んだ行政サービスのデジタル化の推進などが示されたところでございます。今後も日に日に変わる景況感や世界情勢、また国の動向に十分注意しながら、町政の推進と重要課題への取り組みを進めてまいりたいと思います。

先週、気象庁が発表した関東甲信地方の向こう1カ月の天候の見通しでは、気候は寒気の影響を受けやすく平年並みか低い、また降水量はほぼ平年並みとされているところでございます。しかし、昨年7月初めには大雨警報、土砂災害警報情報が当町にも発表され、町内全域で避難準備情報を発令し避難所を開設するなど、災害に備えた経過が記憶に新しいところであります。このような経験を念頭に、行政はもとより、町民の皆様にもいま一度災害への備えの御確認をお願い申し上げるところでございます。

終わりに、議員各位におかれましては、時節柄、健康には十分御留意いただき一層の 御活躍を心からお願い申し上げまして、6月議会定例会の閉会に当たりましてのごあい さつといたします。ありがとうございました。

以上をもって令和元年6月飯島町議会定例会を閉会といたします。御苦労さまでした。

閉 会 午前10時49分

議

上記の議事録は事務局長 小林美恵の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署名議員

署名議員